榮華物語詳解　卷十二

殿上の花見
歌合
きるそわひ
しと
歎く
女房

913.392
W13e

和田英松
佐藤球 共著

榮華物語詳解

卷十二

東京
明治書院

国会図書館
28.7.22
301016

榮華物語詳解卷十二目次

殿上花見　長元三年十二月より同六年十月まで

道長薨去の後一家の有樣……一
上東門院の御有樣……一
故皇太后(妍子)の御有樣……四
中宮(威子)の御有樣……四
高松殿腹の君達姫君の有樣……五
女一宮(章子)着袴……六
同後宴和歌……八
女一宮を一品に叙し給ふ……九
敎通御匣殿(生子)入內の事を奏す……一〇
賴宗大姫君を小一條院に參らす……一一
同中姫君(延子)前一品宮(修子)に養はる……一一
式部卿宮(敎平)の姫君(嬉子)の有樣……一一
敎通の御匣殿(生子)の有樣……一二
中宮(威子)の御有樣……一四
同姫宮達の御有樣……一五
長元四年……一八
齋院選子內親王退下……一八
行成薨去の頃公任の詠歌……一八
右衞門督實成の子女……一九
能信左兵衞督公成の女(茂子)を養女とす……二二
長家女院の中將に通ず……二二
源祇子關白頼通の子を生む……二二
前齋院(選子)兵部卿宮(敦平)御對面……二二
殿上の人々白河の花見……二五
上東門院住吉御幸……二七
同まづ石清水に詣で給ふ……三四
同住吉に詣で御經を供養し給ふ……四〇
同天王寺に詣で御經を供養し給ふ……四〇
同龜井水をよみ給へる御歌……四四
同住吉にての和歌……四五
同還御……五一
二宮嬉子內親王齋院に居給ふ……五三
同御着袴……五三
同丹波守章任三條第に遷御……五四
齋院別當及び長官を任ず……五四

長元五年……五八
齋院(嬉子)大膳職に入御……五八
中宮(威子)初齋院に行啓……五九
五節臨時祭……五九
長元六年……五九
一品宮(章子)の御有樣……五九
齋院御禊……六三
賀茂祭……六三
上東門院內裏に入御……六四
春宮の一宮(後冷泉)と一品宮との御有樣……六五
春宮の姫宮たち……六八
中宮紫野の齋院に行啓……六八
齋院庚申和歌……六八

歌合　長元六年十一月より 同 九年四月まで

應司殿倫子七十賀……七二
同女院中宮高陽院に行啓……七二
同舞人を禁中に召して御覽ず……七八
同屏風の歌……七九
長元七年……八一
上東門院に朝覲の行幸行啓……八一
內宴……八二
殿上賭弓……八六
同殿上人報賽の爲に賀茂詣す……八六
應司殿と中宮と贈答の歌……八七
藤壺の藤花宴……九〇
賀茂祭……九一
小一條院下部齋院に不敬の事あり……九三
敎通御匣殿の入內をはかる……九六
中宮女房の和歌……九六
殿上人嵯峨野の花見……九八
新嘗會……九八
一品宮三人おはします……九八
民部卿齋信薨ず……一〇〇
源師房大納言に任ぜらる……一〇〇
關白賴通仰房信家を養子とす……一〇一
關白賴通の實子通房の有樣……一〇一
上東門院の東北院の有樣……一〇一
同御念佛……一〇一
長元八年……一〇三
賴通三十講……一〇三
高陽院歌合……一〇三
通房元服……一一五
春宮大夫賴宗の君達……一一五
長元九年……一一五
通房少將春日祭使……一一五
一品章子內親王御裳着のいそぎ……一一五
經長を參議に俊家を藏人頭となす……一一六
御讓位の叡慮……一一八
天皇不豫……一一九
同中宮女院內裏に入御……一一九
同一品宮(章子)御裳着延引……一二一
同御惱御祈……一二一

着るは佗しと歎く女房　長元九年四月より 同 十一月まで

後一條院崩御……一二三
後朱雀院踐祚及び除目……一二四
先帝御入棺以下の作法……一二五
京極殿東對にて故院御念佛……一二五
中宮(威子)一品宮(章子)應司殿に遷御……一二五
太上天皇の儀にて御葬送の議……一二七
上東門院京極殿に出御……一三八
女院中宮(威子)及び應司殿の愁歎……一三八
賴通以下殿原先帝を舁き奉る……一三八
長元九年……一三八
中宮御悲嘆の餘御湯も聞食さず……一四〇
中宮宣旨出羽辨出雲等の歌……一四〇
顯基の中納言出家……一四一
同女院の侍從內侍と贈答の歌……一四二
御葬送の夜女房どものよめる歌……一四三
齋院薨子內親王退下……一四四
御乳母典侍及び其子出家……一四五
女房ども折々によめる歌……一四五
齋院中宮御所におはします……一四八
上東門院中宮一品宮齋院に御對面……一四九
中宮(威子)御出家の御志あり……一五一
一品宮上東門院の京極殿に遷り給ふ……一五二
この夏疱瘡流行……一五四
中宮御出家尋で崩御……一五四
同一品宮の御事を賴通に託し給ふ……一五四
同女房どもの悲歎……一五四

目次終

同頼通大嘗會によりて御喪に籠らず……一五六
同上東門院の御愁傷……一五六
一宮（後冷泉）高陽院に遷御……一五六
二宮（後三條）の御有様……一五七
女一宮（良子）齋宮に女二宮（娟子）齋院に卜定……一五七
鷹司殿（倫子）の御愁傷……一五八
故中宮の女房どもの歌……一五八
宮々上東門院の京極殿に遷り給ふ……一六一
御禊……一六四
大嘗會……一六七
女御代姫子入内の聞えあり……一六七
故中宮の女房と長家と贈答の歌……一六九

榮華物語詳解 卷十二

和田英松
佐藤球 合著

殿上花見

（道長）入道殿うせさせたまひにしかども、（頼通）關白殿、（教通）内大臣殿、（彰子）女院、（威子）中宮あまたの（頼宗能信長家）殿ばらおはしませば、いとめでたし。（嬉子）かんの殿、（妍子）皇太后宮のおはしまさぬこそは、くちをしきことなれど、いかでかは、さのみ思ふさまにはおはしまさん。光源氏かくれ給ひて、名殘もかくやとぞ、さすがにおぼえける。めでたきながらも哀に覺えさせたまふ。后宮、右大臣殿、薫大將なとばかりものし給ふ程のおぼえさせ給ふなり。さすがするゑになりたる心ちしてあはれなり。」女院は、（後一條）内春宮（後朱雀）の御おやにて、おりゐの御門の定にておはしまして、御車にてのみ御堂へわたらせ給ふ。内へも入らせ給ひなどして、なかなか心安くめでたき御ありさまなり。御せうとの殿ばらよりはじめ奉りて、やんごとなくいみじう思ひ奉らせ給へり。世の人

關白下殿字原本なし平西小本にて加へつ

哀に覺えの下たまふ三字原本なし諸本にて加へつ

給ふ程下の字資本なし

ありさま下なり二字原本なし諸本によりつ

今もよき信屋本今めきとあり　はじめて原本にてとあり　はしにて諸本にて改めつ

もなびき申したる事ことわりなり、いみじくけだかく、さぶらふ人こゝろたかゝらず、うちとけずあめやかに心にくゝ、めでたき院のやうなり。かたちをこのませ給ひて、今もよき若き人ども參りあつまりて、めでたくあらまほしき御ありさまなり。若き人いどみかはし、扇をさしかくしつゝなみさぶらふ。裝束よりはじめて、我も劣らじと思ひいどみかはしたり。されどきぬのおとかしがましからず、のどやかに心にくき院のやうなり。』

○殿上花見』後一條天皇長元三年十二月より、同六年十月までの記にして、章子內親王着袴、上東門院住吉詣等を載せたり。題號は、長元四年の春、殿上人の花見にまかれる事を主として、まことや殿上の人々も花見、關白殿も御覽じけるにとあるによれり。さてこの卷より以下ハ、後人の書きつぎたるものにて、鶴の林の卷までとは、文詞もそこばくのたがひめありと、諸先輩のいはれたる、まことにさぞあるべき。尙委しくは、附錄を見て知るべし。○入道殿云々』この一段、鶴の林の卷をうけて書けるハ、さることなれども、まづ書繼ぎの起筆とおぼしくて、道長薨去の後、賴通以下、兄弟宮々の事を總叙し、ことにこの一節は、源氏物語なる光源氏のかくれたる後のありさまに思ひよそへて、藤氏の榮華末になりたるよしを、おぼめかしたるあたり、さながら榮華物語の後編とも見つべき書ざまなり。○かんの殿云々』尙侍嬉子の薨去は、萬壽二年八月五日にて、楚王の夢の卷（卷十二、八三）に、皇太后妍子の崩御ハ、萬壽四年九月十四日にて、玉のかざりの卷（卷十二、）に見えたり。○いかでかハ云々』賴通以下御兄弟の中に、妍子嬉子のおはしまさぬが殘念なれど、さやうに、すべて思ふやうに圓滿なる有樣には、いかでかハおはしまさん。榮華もさまでつゞくべきにあらずとなり。○光源氏云々』かの物語匂宮の卷に、ひかりかくれ給ひにし後、かのみかげに立ちつぎ給ふべき人、そこらの御すゑ〳〵にありがたかりける云々、院かくれ給て後、さま〴〵つどひ給へりし御かたゞ〳〵、なく〳〵つひに、ねはすべきすみかどもに、おの〳〵うつろひ給ひしに云々、今き（明石中宮）は、うちにのみさぶらひ給へば、院のうちさびしく人すくなになりにけるを、右のおとど、（夕霧）ひとの上にて、いにしへのためし見聞くにも、いける限の世に、心をとゞめてつくり玄めたる人の家居の、なごりなくうちすてられて、世のならひも常なく見ゆるハ、いとあはれにはかなき玄らるゝを、我世にあらんかぎりだに、この院あらさす、ほとりの大路など、人かげかれはつゝじうとおぼしのたまはせて云々、あめの下の人、院をこひきこえぬなく、とにかくにつけて、世ハた火をけちたるやうに、何事もはえなきなげきをせぬをりなかりけり、まして殿のうちの人々、御かたゞ〳〵宮たちなどハ、さらにもきこえず云々、ようづの事につけて、思ひ出で聞ゑ給はぬ時の間なし、春の花の盛ハ、げになが〳〵らぬにしも覺えさせ給ふ云々など見えて、道長の薨去を、六條院のかくれ給へるにたとへ、賴通以下の殿原宮々を、明石中宮、夕霧右大臣、薰大將などによそへたる、いとよく當時のさまに通ひたり。さて信友翁の說に、この卷、長元元年よりものすべきに、同元二三年の初冬までの事をもらせるハ、これ源氏雲

隠巻に、源氏薨去の事に八年をこめたると同意にや、こゝに源氏の事をひけるも、その意なるべきよしいはれたり。后宮は明石中宮、右大臣殿は夕霧にて、蔵大将との三人は、ともに六條院（光源氏）の御子なり。さすが末に云々は、道長の薨去の後、御子達めでたくおはしませど、さすがに道長のかげにたちつぐべき人なくして、かの榮華も、末になりたる心ちすとなり。○女院は云々』おりゐの御門は、太上天皇をいふ。定ゝ定例の意にて、それと同じやうにあるをいふ。さて女院の太上天皇に准ずるよしゝ、見はてぬ夢の巻（巻二、一〇九）東三條女院々號の條に見えたり。○いとじくけだかく云々』この女院の内、艶になまめいたるかたゝなくて、高尚に、祇候する女房などまで、醍醐にのゝしるやうなる事なく、玄めやかにて、あまり打とけくつろぎて、なめげなる事なく、奥ゆかしくめでたき院の有様なりとなり。○かたちを云々』併し女房などの容貌のよきをこのみ給ひて、今も若き女房どもあつまり居るとなり。○若き人いどみ云々』されゞ若き女房ども、かたみにかたちをみがき、衣服をきそひて、心にくからんと、扇をさしかくしつゝ並び候ずとなり。○されど衣のおとゝ云々』さういへど、人のもてなし玄めやかにて、さうどきあはねば、衣のおとのさはめきたちて喧しき事なく、のどやかなりとなり。

妍子
皇太后宮の、さまかはり、はなばなともていで好ましかりしも、さるかたにてをかしかりしを、殿ばらも思ひいで聞え給ふ。『中宮威子只今の時のきさきにて、醍高にのゝしらぶ人なく、ただ人のやうにてさぶらひおはします。いとめでたし。これもさかりの御有様なれゞ、人々參りあつまり、宮たちかずそはせ給ひて、御乳母參りあつまりて、いとめでたし。よきわかうど童などまゐりて、心々にこのましくめでたき御有様、御心ばへよりはじめ、さいはひゝさもこそおはしまさめ、いかでかくあかぬ所なき御有様どもなりけんと、御せうとの殿ばらも見奉らせ給ふ。』高明子

さるかた原本きさきかたとあり諸本にて改めつ

さかり平本さ

松殿の御腹には、春宮大夫、中宮權大夫能信師房ますなり。姫君ゝ右衞門督のうへにてものし給ふ。かみの巻にあるしたれゞ、あたらしくも申したてず。』

○皇太后宮の云々』さまかはり云々、枇杷の皇太后妍子ゝ、女院中宮といふことやうにおはしまして、何事もはなやかにもてつけ、すべてこのましき御有様なりしが、それゝ又そのかたにとりてをかしくおはしましゝを、今ゝうせ給ひにしかば、殿原も、ありし昔を思しいで申すとなり。妍子のはなやかにおはしましゝ事ゝ、女房の衣裳なども、他の宮々にすぐれて華美をつくし、をりにふれてゝ、道長、頼通なども、宮をいさめ奉り、女房を責め給へる事など、若枝の巻（巻十、一五二）に見えたり。○中宮只今の時の后云々』中宮威子、後一條天皇のきさきにおはしますなり。○たゞ人のやう』ただ人ゝ、唯一人の誤にや。他にさしならぶ女御などもおはしまさぬをいへるなるべし。○これもさかり云々』女院ゝ、國母におはしませば、さる事なれど、この中宮も、只今時の花とさかりにおはしませゞ、人々あまた參り集るとなり。○宮たち云々』中宮ばらの御子ゝ、章子薨子兩内親王おはしますなり。○よきわかうど云々』わかうどは、若人にて、若き女房をいふ。若女房や、童などのすぐれたるが、つまりて、いとめでたし。よきわかうど童などまゐりて、心々にこのましくめでたき御有様、御心ばへよりはじめ、さいはひゝさもこそおはしまさめ、いかでかくあかぬ所なき御有様どもなりけんと、御せうとの殿ばらも見奉らせ給ふ。』高明子

ばりとあり

なりけん平本ありけんとあり

おはします下なり平信本なかとあり

入道下殿字原本なし諸本にて加へつ

ゑかき原本ゑりきとあり平西資本にて改めつ

ゆひ奉らせ下給ふ原本なし●うつくしうて平本うつくしとてとあり

参り集れりとなり。○御心ばへより云々』この中宮の、御心はべよりはじめて、御榮えおはしますに幸福ハ、道長の御女なれバ、さもあるべけれど、御子たちも數そひ、女房乳母たちまで、思ふさまにすぐれたるを集めて、何一つ不充分なる所なき御有樣ハ、いかなりけんとまで、御兄弟の頼通をはじめ、殿原も、めでたく思へりとなり。○姫君ハ云々上の卷に云々』尊子、源師房に嫁したる事ハ、後悔大將の卷(卷十、五二)に、高松殿の姫君ハ、六條の故中務の宮の御子のます宮と申し、關白殿の上の御おとうとにおはしませば、やがて殿の御子にし奉らせ給ふ、三位中將にてぞおはするとあり。

威子中宮には、女宮二人おはしまして、男宮のおはしまさぬことを口惜しう、後一條内にも威子宮にも殿ばらもたぼしめす。章子姫宮ハ道長入道殿の御服にて、ひとゝせハ御袴も奉らざりしかバ、いつゝにて奉る。十二月の十餘日になんありける。御門后御心にいれさせ給ひて、おぼしいとなませ給ふ。頼通殿も道長故殿のおはしまいしにかはらず、ゐたちいとなませ給へバ、いとどめでたし。その日の儀式有樣など、いへバおろかなり。皆紅に、蒲萄染のうはぎ、柳の唐衣、色ゆるされたるハ、ふたへ織物、ただの人々ハゑかき、ぬひものし、えもいはずいどみつくしたり。後一條うへわたらせ給ひて、御腰ゆひ奉らせ給ふ。いとめでたくをかしげにおはしませバ、かぎりなしと見奉らせ給ふ。馨子二の宮又いとうつくしうて、さしすがひておはします。今宵ハ何事

も物さわがしくて過ぎぬ。』

○女宮二人』章子内親王馨子内親王なり。○姫宮ハ云々』入道殿道長の薨去ハ、萬壽四年十二月四日にて、内親王ハ外孫におはしませば、御忌服中にて、着袴の儀もおはしまさゞりしを、今年十二月、御年五歳にて、その儀ありとなり。長和四年、禎子内親王ハ、三歳にて御着袴ありしかバ、其例によれバ、長元元年にあるべきを、去年道長薨去の服によりて、五歳にてせられたるなるべし。禎子内親王御着袴ハ、玉の村菊の卷(卷六、一二)に見えたり。さて日本紀畧に、長元三年十一月廿日己巳、第一章子内親王於飛香舍着袴と見え、女院記、女院小傳にも、十一月廿日とし、下に引ける本朝文粹にも載せたり。されバこゝハ長元三年の記にして、本書に十二月十餘日とあるハ、十一月廿日の誤なるべし。○ゐたちいとなませ云々』ゐたちハ、こゝもえたちの誤か。ゐたちの事、委しくハ月の宴の卷(卷一、六九)に注せり。○皆紅に云々』皆紅ハ、五衣をいふ。蒲萄染ハ、桃華蘂葉に、經赤緯紫とあり。柳は、青白裏青とあり。○色ゆるされたるハ云々』禁色をゆるされたる女房ハ、二重織物を着、さらぬたゞの人ハ、繪をかき、又は繡物を施しなど、かたみに競ひたりとなり。二重織物ハ、地文に繡物をしたるをいふ。前々に註せり。さてそれらの禁色なるよしハ、初花の卷(卷四、四八)に見えたり。○御腰ゆひ』着袴の腰結にて、元服の加冠のごときものなり。其結ひざまおよび儀式ハ、正左禮に詳なり。○さしすがひて云々』すがひハ、すぎの延言にて、次の意なり。さしつぎておはしますとなり。日本紀畧、一代要記に、長元二年二月二日降誕とありて、今年二歳におはしますなり。

又の日後一條うへわたらせ給ひて、上達部おまへにめしあれバ、御簾の外にさぶらひ

給ふ。「和歌などあるべし」と仰事あれバ、權大夫(能信)かはらけとりて、關白殿(頼通)に參らせ給ひけるに、「さうざうしきに、今日の有樣少しかきあるるして、あらんなんよかるべき」と、御けしきありければ、權大夫なん、その日の歌の序題かきあるし給ひける。心ハいはひのこゝろになん。

たがためと何かたとへん君が代ハ萬代をへてつくる世もなし　權大夫能信

姫松のこだかくなれバうつろはぬ雲の上こそみどりなりけれ　關白(頼通)殿

おひそはるゆくする遠き姫松とこだかきかげと結びつるかな　内大臣(教通)殿

わたつ海の龜のせなかにゐる塵の山となるべき君が御代かな　大夫齊信

おほかれど、これより下ハなにかハとてとどめつ。御あそびあり。人々物かづき給ふ。今日ハ女房白きぎぬどもに、濃きうちたる紅梅の唐衣うち出でわたしたり。はえわたりをかしう見ゆ。』又の日ハ紅梅に萌黄の唐衣など、三日の程いみじ

かげと原本かけのとあり諸本にて改めつ

ゐる塵原本いるちりとあり西小本にて改めつ

御あそび印信本御あつかひとあり平信本にて改めつ

はえわたり原本はわたりとあり西真本にて改めつ平信本はへわたりとありいみしう活屋本いみしくとあり

うさうずきつくしたり。内の御乳母たち、大貳の三位、みまさかの三位、かうつけなど、皆參りて、うち出でさぶらひ給ふ。やがて一品にならせ給ひて、男かうぶり、女かうぶり、つかさなどえさせ給ふ。かくいとめでたくておはしませど、男御子のおはしまさぬを、口をしくおぼしめす。』

○又の日云々』御着袴の後宴なり。○和歌などあるべし』後一條帝の御制なり。○權大夫』中宮權大夫なり。○さうぐしきに云々』御着袴によりて、關白頼通の權大夫能信に命する詞なり。○權大夫なん云々』能信やがて序を作り、歌の題を去るしつけたりとなり。心ハいはひのこゝろハ、祝の意の歌なりとなり。即ち祝といふ歌の題なるよしなり。さて本朝文粹十一に、後一條院御時、女一宮御着袴翌日宴和歌序、三年之冬十一月廿一日、置酒藤壺、昨日良宴之遺美也、鴛鴦連袂謳吟、窈窕隔簾談笑、不知陽盛朝雲之未歸歟、亦不知洛浦神星之交會歟、一賞一詠、以遊以遨、至彼挈壺之水頻滴、黍梁之鹿高飛、座客或謂、皇流是遐餘波、相傳飛鳥朝者皇女也、待羽翼以開鳳曆、廣野姫者公主子也、契風雪以復龍興、前事不忘後事之師也、託詞花垂來葉、但宮臣兩人叙事擧令而已齊信作之とありて、序作者ハ齊信にて、能信にあらず。又能信のために代作せるにや。あるハ齊信も中宮大夫にて、もとより官職藝能ハ、當時公任と名を等うせる人なれバ、この日の序者、かならず齊信なるべきをや。されバ權大夫の權の字衍なるべし。○たがためとの歌』君の御代ハ、萬代を經てつくる時もなし。されバ、わが君ハさることさらなれバ、この皇女のいはひにつけても、御行末を何にかハたとへん。たがためとたとへをとりいでゝ、ことさらに祝ふ要もなしとなり。○姫松の歌』姫

松ハ皇女章子内親王にたとへ奉り、雲の上ハ、やがて禁中をそへたるにて、一首の意明かなり。〇おひそはるの歌』三句以下は、章子内親王と御父後一條帝と、並びおはしますを、たとへていへる也。木高き蔭ハ、帝の庇蔭の高くおはしますを、松の木高きにそへたるなり。〇わたつ海のの歌』龜のせなかにゐる塵は、淵鑑類函龜に、辟塵、一統志、靭州出龜、有綠毛、浮水中則毛自泛起、壓置壁間、數年不死、能辟飛塵と見え、列子に、渤海之東有壑焉、其中有山、無所連著、常隨波上下、往還不得暫峙焉、仙聖毒之訴於上帝、々恐流於西極失群聖之居、使巨龜十五舉首而戴之、往爲三番、六萬歲一交焉、五山始峙而不動云々とある、戴山の故事などおもひてよめるなるべし。數歲壁間にありて、飛塵をも蒙らぬ龜の背に、いつしかつもれる塵の、山を戴けるやうになれるまで、久しく君が御代ハおはしまさむとなり。〇今日ハ』この後宴の日をいふ。即ち廿一日なり。〇はえわたり』御籠のうち、すべて築えたるさまをいふ。〇又の日』三箇日の儀にて、廿二日なり。さうぞきに同じく、裝束する意なり。さてこの日も公卿以下參入せる事、日本紀略に、廿二日辛未、章子內親王着袴三箇夜、仍大臣以下參入殿上とあり。〇内の御乳母たち云々』後一條帝の御乳母たちなり。大貳三位ハ、丹波守章任の母なり。衣の珠の卷(卷十、九一)に見えたり。美作三位ハ、作者部類に、美作守大江賢經妻、後拾とあり。上野は、系譜詳ならず。〇やがて一品に云々』上に引ける日本紀畧廿日の條の下に、勅本封外加千戸、任人賜爵准三宮、即叙一品と見えたり。〇男かうぶり云々』男女叙爵し、任官をえ給ふとなり。即ち年官年爵の事なり。

敦通
内の大殿にハ、女三ところ、男四人ものせさせ給ふを、生子
大姫君御匣殿と聞ゆる

思しめし原本二字なし

前下の字原本なし西眞本にて加へつ

思しらむ原本おほしけんとあり西尊小本にて改めつ　中本おぼしけんとありけり原本ありけり二字なし西小本にて改めつ　御中原本御事とあり諸本にて改めつ　御手原本さてとあり西平眞本にて改めつ　さう下の字原本なし諸本にて加へつ　給ふ西小本給

を、いと參らせ奉らまほしう思して奏せさせ給ふ。後一條　内にもさる御志ありて思しめしけれど、中宮に憚り申させ給ひて、さしはへうちいで申させ給はず。宮ハさる事もあらバ、かくさだすぎ、何事も見苦しきありさまにて、いかでかあらん、籠りゐなんと思しめしけり。倫子　應司殿の上、ことにいでて諫め聞えさせ給ふ。東宮　頼宗
大夫もいとあまたもち給ひて、思しかけざりしかども、大姫君ハ小一條院に、高松殿の女御寛子　うせさせ給ひにしかバ、聟とり奉らせ給ひて、院の上とておはします。中姫君ハ前の一品の宮、修子　一所、つれ〴〵にてたはしませバ、迎へ奉らせ給ひて、いみじくかしづき奉らせ給ひて、それも内にと思しめしたれど、内大臣殿の御事だにかくかたけれバ、いかでか思しよらん。敦通　一品宮ハ一條院の皇后宮の御腹におはしませバ、内の御妹におはします。御文かよひ、女房なども參り通ひて、院に　修子　定子
行幸あるにも、渡りあはせ給ひて御對面などありけり。春宮大夫殿の上ハ、帥殿　伊周
の姫君ものし給へバ、一品宮にハ、離れさせ給はぬ御中にて、姫君をも御子にも奉り給へるなるべし。三條宮におはします。御手めでたくかゝせ給ふ。琴琵琶彈く人々さぶらひて、いとをかしくひき合せ遊ばせ給ふ。この姫君も、さうの琴いとをかしくひかせ給ふ。御かたちもいとあてにをかしげに物し給ふ。敦康　一品式部卿　延子

ひとあり
これも平信本
それもとあり

宮の姫君（嬉子）唯一所、殿（隆姫）のうへの御はらからの、中務宮（具平）の中姫君の御腹にものせさせ給ふ。これも内に参らせ給ふべしと聞ゆれど、殿の、頼通）中宮に、（威子）「更になおぼし疑はせ給ひそ、こと人々いでおはりさぶらはず、おのれいさる事いいかでか」と申させ給ひけり。『内大臣殿の（敦通）御匣殿（生子）も、手かき歌よみまなをさへかゝせ給ふ。御かたちもをかしげに、御ぐしもめでたくなんものせさせ給ひける。』

○女三ところ』尊卑分脈によるに、生子、眞子、覩子なり。○男四人』信家、信基、信長、静覚をいふ。○いとまおらせ云々』御匣殿生子を、女御に入内せさせ奉りたく思して、そのよしを奏聞したりとなり。○中宮に云々』後一條帝の思召すさまなり。○さしはへ云々』さしはへ、わざ〳〵の意にて、源氏物語はゝき木の巻に、さしはへては、いかでか御文などもかよはん、ことのいとはかなきをおぼすに云々。源兼澄集に、「さしはへて入江にいそぐあま舟の花のあたりゝ過ぎうかるらん」と見え、空穂物語にも見えたり。さゝおぼせど、殊更に、うちいだして、入内のことを申し給はずとなり。○さることもあらば云々』中宮のおぼしめすさまなり。もし生子入内の事もあらば、我ことき年たけ、盛りすぎて、何事も見苦しき有様にてゝ、いかでかくては禁中に侍ひてあらん、退きて里第などに籠居もやせんと思したりとなり。さだすぎゝ、和訓栞に、さだ、枕草紙に、いとさだすぎふる〳〵しき人と見ゆ、源氏物語に多き詞也、河海に、央字を出されたるは、何によれるにや、かなひたりとも見えず、或説に、婦人の嫁ゝ、三十歳限とすれバ、三十を過ぎたるといふ、定めの意なり、萬葉集にも、「左太の浦のこのさだすぎて後こひんかも」と見ゆ、比といふに同意なるべしともいへりとありて、類聚名物考にも、河海抄、萬葉集をひきて、兩説を掲げたり。萬葉古義、左太の浦の歌の解に、左太は、之太と同じく、時の古言なり、されば、こゝゝ此時過而といふに同じ、略解に、本居氏の説を引て、左太過而とは、物語文に多くある言のごとく、人の齢の盛過たることなり云々と云へるゝ、うべなひがたし、物語文の左太も、本ゝ同言なれど、其ゝいたく轉れるものなるよし見えたり。○歴司殿のうへ云々』敦通の女御をたてまつらんとするを、いさめ申せりとなり。このとにいでゝゝ、言にいひいだしての意なり。○いとあまたもち給ひて云々』頼宗の女ゝ、大姫君、延子、昭子の三人おはしまして、それとは思ひかけ給はざりしかども、大姫君にゝ、小一條院を智り給へりとなり。高松殿の女御のうせ給ひし事ゝ、嶺の月の巻（巻九、一八七）に見えたり。○前の一品宮』一條帝の皇女修子内親王にて、御母ゝ皇后定子なり。○それも内にて云々』その中姫君延子をも、入内せさせ奉らんと思ひたれど、敦通の御女だに、中宮に憚りて、さゝらせ難くあれバ、まして思しかけずとなり。○御文かよひ云々』一品の宮と、後一條帝との御中らひにて、御消息など、折々ゝあり、女房も、内と宮と参りかよひ、又ゝ上東門院に行幸などあるにも、一品宮もわたりて、御對面などありて、常にまたしくおはしますとなり。修子内親王ゝ、後一條帝の御姉におはしまし〳〵事、浦々の別の巻（巻三、六六）にあれバ、こゝに妹とあるゝ誤寫なるべし。○一品宮には云々』ことに頼宗の北の方ゝ、伊周の女にて、やがて、その御腹の中姫君延子なれば、伊周の兄弟定子皇后の御腹の一品宮とゝ、はなれがたき姻戚にて、かく延子を御子にせられたるなるべしとなり。頼宗伊周の女

具平
隆姫
頼通室
中姫君
敦康室
嫄子

いと若く原本いと二字なし平西小本にて補ひつおはしまし平本まし二字なしならん人には原本人字なし平西本にて加へつ

を妻とせし事、初花の巻（巻四、二二八）に見え、一品宮頼宗の女を養ひ給ひし事、後悔の大將の巻（巻九、五八）に見えたり。○三條宮』所在詳ならず。修子内親王の御所なるべし。○御手めでたく云々』一品宮の御さまなり。御手をよく書き給ひ、又琵琶琴などひく女房などを候はせて、ともにひきあはせなどし給へりとにて、琴琵琶なども、よくひかせ給へるをいふ。○さうの琴云々』延子の箏の琴ひきならしたる事、晩待星の巻にも見えたり。○一品式部卿宮云々』敦康親王の王女嫄子、御母ハ具平親王の中姫君にて、頼通の北方隆姫女王の御はらから也。上の系圖を見るべし。○更にな云々』頼通の詞なり。嫄子入内の噂あれど、かならず疑ひ給ふな、他人ハ中宮をおしのけて、わが女を入内せさせんなどすべけれど、おのれ頼通に限りてハ、さるかたじけなき事ハ、いかてかなすべき、入内など思ひたつべきにあらねバ、思しなげき給ふなと申したりとなり。○手かき云々』手かきハ、女手にて、いはゆる假字草字なるべし。眞字ハ假字に對する名にて、漢字をいふ。

やんごとなき人の御ことハ、申すもかたはらいたく、なか〳〵なれど、昔も今もなにをはえにか。中宮（威子）ハ、この頃ぞ卅一二ばかりにおはします。うち聞くにハねびさせ給へるやうなれど、いと若くさかりにめでたき御ありさまなり。物思しめしあり、心深くぞおはしましける。殿（道長）などもおはしまさず、我かたざまハ、何事もさだすぎ、うちとけあやしきめうつしに、花々ともてかしづき、さるべき人そひ給へらん、若くさかりに、今咲き出づるやうならん人にハ、ならびてあらじと深

上も下略も二字平本なし

いづれも平本いづれをもとあり●かなしう上いと二字原本なし平西本にて加へつ●二の宮の御方には原本姫宮の御方にはとあり資本にて改めつ姫宮平本姫君とあり

一品宮に四字平本なし

くおぼしめしたり。内（後一條）にハ、「あるよりハやんごとなくなん思ひきこえさすべき、もしこの思ふこととりいづる人もやと、思ふばかりなり」などぞ申させ給ひける。大方の有樣、もてつけ、心にくゝたちならぶべき御有樣なめれど、御心にかくのみ思しめすなるべし。』宮たちの日にそへてハ、めでたくうつくしうおはします。中宮（威子）ハもてかしづき聞えさせ給ひながらも、心ゆかず口をしう思ひ聞えさせ給ひて、心とけずおぼしめしたり。内（後一條）のうへハ、一品宮（章子）をかぎりなきものに思ひ聞えさせ給へり、宮（威子）ハ、二の宮（馨子）を、すさまじと、人の思ひ申したりしも心苦しくて、人ゑれずゆづるかたなくて、哀と思ひきこえさせ給へり。かく御心少しづつはかたわかせ給へれど、上も宮もおとらず、いづれもいとかなしうゑ奉らせ給ふ。藤壺の東おもてハ一品宮、西おもては二の宮の御方にゑつらはせ給ふに、一品宮の御かたにハ、殿上人さながら御ゑつらひゑさわぐ。二の宮の御かたにハ、后宮の宮つかささながらさぶらひ、ゑつらひさまざまにをかしくなん見えける。殿上人を、うへハ一品宮、姫宮の御方にわかたせ給ふ。内にハ女房を宮わかたせ給ふ。心々に一品宮にまゐらんなど、大かたにもてたがはず申す人々ありけり。』

○やんごとなき人の云々』尊貴なる人の御上ハ、申すもきのどくにきこえて、却ておそれ多きことなれど、さりとて、その御事を、とありかからん時ハ、昔も今も何をはえにか思ふべき、されば恐れ多けれど、中宮の御事をも、あきらかに語りいでんとの意なり。○中宮ハこの頃ぞ云々』中宮威子ハ、大鏡裏書に、寛仁二年三月入内年十九とあるによれバ、今年長元三年ハ、卅一歳にあはします。○うち聞くにて云々』さて卅一歳といへバ、打聞きたる所にハ、年たけ給へるやうなれど、よく見奉れバ、甚若くさかりにめでたくおはしますさまにて、ことになさけありて、物を思し知り給ひ、志慮深くおはしますとなり。○殿などもてかしづき、然るべき後見など、そひ給ひたらん若さかりの人の、さながら花の今咲き出づる苔のやうならん人とハ、比ぶべくもあらねバ、さる人とならびあらんハ、見おとりしけおさるゝハ、もとよりなれば、共に並びてハあらじ、籠り居らんなど思しめしたりとなり。うちとけあやしきハ、うちとくる事の、あやしくかたきよしなり。さるハ盛すぎえんなる方なくて、何となくまめやかになれバ、打とけんも怪しく覚ゆる由なり。めうつしハ、目移しにて、かれとこれと、よきわろきに、見る目をうつす意。すなはち見くらぶるをいふ。源氏物語槇柱の巻に、すまひなどのあやしう云々、玉をみがけるめうつしに、心もとゞまらねどと見え、遂生の巻にも、御目うつしこよなからぬ、などあるにおなじ。○内には云々』後一條帝の中宮にの

たまふ御詞なり。あるよりはハ、従来よりもの意にて、今までよりも、格別に、中宮を重々しく思ひ申すべし。されどことにいでゝもいはねバ、云るよしもなからんを、わがかく思ふことを、とりいでゝ聞えさすべき人もやあらんと、思ふのみなりと申し給ひたりとなり。さるは、もし女御など、入内の事ありとも、中宮をバ、従来よりも、一層鄭重に思ふべけれど、さも思さざらんが、心苦しきよしをの給ひて、慰め奉る意なるべし。○大方の有様云々』中宮の御さまをいへり。さて中宮ハ年よりも若く見えさせ給ひて、大かたの御有様も、又心にくきもてなしなども、他に立並ぶべき人もなき有様におはします様子なれど、只わが御心に、かくさだすぎて、御門の御志もうつろひおはしますとのみ思召すなるべしとなり。こハこの中宮の嫉妬の心などおはしますをいへるにや。さるハ、此中宮の御年ハ、御門よりもこよなくすぎさせ給へるをもて、おのづから、さる御心も、をり折にふれていハ、などか見えさせ給はざらん。なほ、御年のいたくたがへるハ、浅緑の巻（巻六、一七五）の入内の條を併せ見るべし。○中宮ハ云々』皇子のおはしまさぬを、残念におぼしめすなるべし。前にも（上ノ六、）中宮にハ女宮二人おはしまして、男宮のおはしまさぬ事を、殊にくちをしう、内にも宮にも殿ばらもおほしめす（上ノ九、）一品の宮御着袴の條にも、かくいとめでたくおはしませど、男御子のおはしまさぬを、口をしくおぼしめすなど見えたり。○宮ハ二の宮を云々』中宮ハ、二の宮嬉子内親王を、人のこのましからずと思ひ申したるも、心苦しくて、内々ハ、一品宮にも譲らず、この御方を、あはれと思ひ申したりとなり。すさまじと人の思へるハ、打つゞき女御子におはしましゝを、云か思へるなるべし。○かたわかせ云々』方々にわかれて、寵愛を異に云給へるをいふ。されど、帝

給ふべし下と字原本なし資本にて加へつ

はてゝ西小本はてゐとあり こう火西眞本そう火とあり

も中宮も、わが方ならぬをも、ともに愛し給へりとなり。○殿上人さながら云々』帝がたの一品宮のしつらひには、殿上人どものこりなくさわぎたち、中宮がた二の宮のしつらひには、中宮職の司人ども、さわぎあへるよしなり。○殿上人をうへゝ云々』帝ゝ殿上人を、一品宮と姫宮がたと分ち、中宮にも女房を分ち給へりとの意なるべし。されど内には云々の一句、まぎらはしく詳ならず、恐らくゝ誤脱などあるべし。○心々に云々』されば、人々心々に、一品宮に參らんなど、大かたわが方をば違へず、奉公を申すもありけりとなり。

齋院ゝ村上の十宮（選子）居させ給ひて、年久しくならせ給ひぬるが、おりゐさせ給ひぬれば、二（馨子）の宮居させ給ふべしと、御門后思しめしなげかせ給ふことかぎりなし。今年ぞ三つにならせ給ひける。御ぐしほどよりも長くたはしましけり。定らせ給ひなば、えそがせ給ふまじければ、そぎ奉らせ給ふ。御ぐしいと長く美しうおはします。御心いとなづかしうて、内をもしたひ奉らせ給へば、いとあはれに思ひつき聞え給へり。この事を歎き思しめすことかぎりなし。』まことや、侍從（行成）大納言などうせ給ひての頃、入道（公任）大納言。

見るまゝに人は烟となりはてゝこう火の家ゝあはれなりけり

との給ひける。入道大納言とゝ、四條大納言にものし給ふ。『世に心にくゝ覺え給

式部卿下の字原本なし屋本にて加へつ

左兵衛督原本左字なし資信屋本にて加へつ

うへにて平本て字なし 今一所原本今女一所とあり 平本にて除きつ

ひける人々、公任の左衛門督と聞えしなり。民部卿（齊信）、式部卿（爲平）の宮の源宰相（賴定）、故太（公季）政大臣殿の實成中將などこそゝ聞えしを、實成の中將ゝ、その頃、右兵衛督にて中納言にてものしたまふ。大貳になりたまへり。御子ゝ男子ひとり、公成の宰相、しげの井の左兵衛督とて、かたちゝいとよく、よき上達部にてものし給ふ。女子ゝ、中宮（能信）權大夫のうへにてものし給ふ。今一所ものし給ひしゝ、顯基中納言とて、故源民部卿（俊賢）の子を、關白（賴通）殿の子にせさせ給へる、聟とりたまへりしかど、男子ひとりうみたきてうせ給ひにしかば、この頃十五六ばかりにて、資綱の少將とてたはす。』

○齋院は云々』選子内親王齋院に居給ひしゝ、圓融院天延三年六月廿五日にて、賀茂齋院記に、選子内親王、村上天皇第十皇女也、母中宮安子、藤原師輔之女也、圓融院天延三年六月二十五日卜定、中略長元四年九月二十二日、選子依有老病私以退出、天長八年有此例之由、外記勘申之、是月廿八日選子落飾爲尼、選子在齋院之間、凡歷五代、當時稱大齋院、中略長元八年六月二十二日薨（年七十二）とあり。○二の宮居させ給ふべし』齋院に卜定あるべきよしにて、この卷の後に見えたり。○ことしぞ三つに云々』ことしゝ長元三年なり。この二の宮は、長元二年二月二日の降誕なるよし、日本紀略、一代要記等に見え、この卷の末に、みつにゝおはしませど、御ぐしながく、れいの六つばかりの子どもにておはしますとありて、その卜定ゝ、長元四年なれば、こゝに三つとあるゝ、二つの誤あるべし。

○御ぐし云々』程よりもわ、其年の御程よりも、長きよしなり。上に引ける文にも、御ぐしのながくおはしましゝ事見えたり。○定らせ給ひなば云々』齋院に卜定せられ給ひなば、髪をそがれぬ事なればとて、まづそがせ給へりとなり。髪そぎは、和訓栞に、ふかそぎ、深除と書り、髪そぎ同事ながら、髪の多きをもて、深くそぐと祝したる名目なり云々、また歴世女装考に、中昔の書どもに、深曾岐、髪曾岐といふ事、あまた見えたり、そのよしを書面に校ふれバ、二歳までわ髪をそり、三歳の春より髪を生し、其子の誕生日に、髪置の祝ひをなす、此時裳着もあり、さてかきたらしおくやゝ生ひのびて、帯のあたりにといくほどに至れバ、其子の歳の程にわかゝはらず、髪の末を剪整るを、加美曾岐とて祝ふ、切といふ言葉をいふ一年に二度ばかりそぐなり、斯爲わ、髪の末ひとしく、見つきよからん爲、或わ毛脚をそろへて、生延さん爲なりとあり。なほ、類聚名物考にも見え、其儀わ、長秋記長承三年十二月四日に、後白河院統子内親王等の御髪剃の事を記せる條に詳しく、源氏物語葵巻にも見えたり。又後一條院降誕の後、御髪剃の事、初花の巻(巻四、一三二)に註したれバ、參看すべし。さて又齋院に卜定の後わ、髪剃をすまじきわ、尼に近きを忌み給ふよしにや。考ふべし。○内をも云々』前に、内のうへわ、一品宮をかぎりなきものに思ひきこえさせ給へりとて、一品宮二の宮と、内中宮かたわき、おはしましゝよしあるにむかへてかけり。○侍従大納言など云々』行成薨去は、萬壽四年十二月四日にて、道長の薨去と同日なりし事、鶴の林の巻(巻十一、一五二)に見えたり。○見るまゝにの歌』上句、うせにし人々の、皆茶毗せられたるを、烟となりはてゝといひ、火のいへわ、火宅の意にて、火わ衆生の五濁八苦等に譬へ、宅わ三界に譬へたるにて、三界の衆生の、五濁八苦のために、なやみて、安穏にあり難きわ、さながら大宅の火に燒かれて、安居し得ざるが如しとにて、火宅に喩へたるなり。事わ法華經譬喩品にあるを、花山の巻(巻一、二二五)に註せり。さて人々の烟となりはつるを見れバ、なほ、此濁苦の世わ、あはれなりとなり。こうの二字、香の音といひ、又劫の音ともいひ、眞澄本にそうとあれど、いづれも心ゆかず、こうわかうの誤にて、かくの意かともおもへど、なほおぼつかなくこそ。後の考をまつになん。○世に心にくゝ云々』世に奥ゆかしく思はれたる人々わ、公任齊信賴定實成などきこえしをの意にて、公任の左衛門督の下、と聞えしなり六字、恐らくわ衍なるべし。○實成の中將わ云々』公卿補任長和四年に、參議正三位藤實成、左兵衛督、使別當、十月廿八日任權中納言、五年七月十七日辭別當、寛仁元年四月三日轉右門衛督、治安三年十二月十五日轉正、長元三年正月辭督、六年十二月日兼大宰權帥、万壽二年十二月日兼大宰權帥とありて、大貳に任せられたることなし。大貳わ、大宰府の次官なれバ、權帥を、やがて去かけるなり。官職要解を見るべし。○公成の宰相』同書萬壽三年に、參議正四位下藤公成、十月六日任、元任藏人頭、左中將、春宮權亮、中納言實成卿一男、母播磨守正四位下藤陳政朝臣女、長元三年正月廿六日兼左兵衛督とあり。○女子わ云々』實成の女にて、公成の腹からをいふ。さてその女子わ、能信の北方にて物し給ふとなり。○今女一所云々うませ給ひにし』衣の珠の巻、(巻十、一二八)齊信長谷にての物語の中に、右衛門督の頭中將の北方いみじけれど云々とて、實成の女顯基の北方の失せにし事をいへり。なほ實成の系わ、上欄に擧げたるを見るべし。○資綱少將』公卿補任永承六年の條に、參議正四位下源資綱、三十二 入道權中納言顯基卿一男、母前中納言藤實成卿女、長元六年正月廿九日任右近少將とあり。

公季
- 實成
- 公成
- 女子 能信室
- 女子 顯基室
- 茂子 實公成女
- 資綱

左兵衛督原本左字なし資信本にて加へつ●宮の内侍信平久本内の内侍とあり迎へ原本ひかへとあり諸本にて改めつおぼして平本て字なし

いふこと原本いふととあり

年なかりせば續古今集よはひならずばとあり若くて下齋字原本脱せり信本にて加へつ

左兵衛督（公成）ハ、しげの井に女君（茂子）一所うませ給へりけるハ、大夫殿（能信）のうへ子にし奉らせ給ひて、いみじくかしづき聞えさせ給ふ。我ハ中宮（威子）の御乳母子に、宮の内侍とて、かたちなどめやすかりける人を、いみじうおぼして、我もとに迎へなどしてものし給ひける。』后（威子）の御せうとの權大納言（長家）も、うへ二所うせ給ひてのち、世にもあらじなど思しの給はせけれど、女院（彰子）の中將の君と聞ゆる人をいみじくおぼして、男君あまたうまれ給ひにけり。』いかなるよのやうにか、關白殿（頼通）いとさもていであらはれてにハあらねど、尼上（倫子）の御方にさぶらふ人（祇子）をしのびつゝ、いみじう思しめすといふ事出で來て、常にただならで、子などうみ給ふといふこときこゆれど、うへ（隆姫）の御方に思しめさんことをつゝませ給ふなるべし。故中務宮（敦平）の御女などぞ聞えさすなりし。』齋院（選子）おりゐさせ給ひて、御せうとの入道（致平）兵部卿の宮に對面せさせ給ひて、聞えさせ給ひける。

今日ぞ思ふ君にあはでややみなまし八十餘りの年なかりせバ

いみじうこよなき程の年月なりかし。いと若くて齋院にならせ給ふ。兵部卿宮かたちことにならせ給ひにしかバ、いかでかハ見奉らせ給はん。御はらからにぞおはしましける。』

○しげの井に云々』上にしげの井の左兵衛督と見えて、この北の方ハ、即ち實季の母にて、公卿補任に、淡路守藤定佐女と見えたり。大夫殿の上子にし奉らせハ、尊卑分脈公成の系に、女子、茂子、能信卿爲子とあり。今鏡にも見えて、後三條院の女御となり、白河院を生み奉れり。尚前條上欄の系圖を見るべし。○中宮の御乳母子に云々』衣の珠の卷（卷十、一〇三）萬壽二年の冬の條に、この頃きけバ、大宮にさぶらひつる小式部の内侍といふ人、内大臣の御子などもたるが、この年ごろ、しげのゐの頭中將の子うみてうせにけり、人のいとやんごとなからぬ方こそあれ、しにざまの、御事に似たる云々、小式部の母、和泉式部、子どもを見てとて、歌をも載せたれバ、すでに世になき人なるを、こハ別人なり。下にあふぎの中納言の女、中納言の典侍、兵衛督の北方になりたる宮の内侍なりとありて、馨子内親王の御乳母なり。○うへ二所云々』長家の妻ハ行成の女、および齊信の女にて、共に失せ給ひしこと、本の雫の卷（卷七、一六〇）衣の珠の卷（卷十、七八）に見えたり。○女院の中將の君』中古三十六人歌仙傳に、上東門院中將、右京大夫源道雅卿女、母山城守藤原宣孝女と見え、作者部類にもあり。なほ尊卑分脈にも、長家子道家、母近江守源高雅女從三位懿子、忠家母同道家、祐家、母同上と見え、晩待星卷にハ、院典侍といひ、三位に叙せられたる事見えたり。○いかなるよのやうにか云々』世のやうのいかにありけるにか、頼通、さやうに持出てあらはにハあらずして、忍び〳〵の事なれど、御母倫子の方に候ふ女房を、甚しく思ひ給ふといふ事いで來て、この頃たゞならぬさまにて、御子を生みたりと申せど、頼通の北方隆子女王の妬み給はんことを憚りて、包みかくし給ふなるべし、此女房は、中務卿敦平の御女など、世の中に申すなりとなり。さて此女房ハ、源祇子とて、始進命婦

といひしを、賴通に思はれて、四條宮寛子京極師實をうみ、三條殿と稱せり。三條天皇の御子敦平親王の御女にて、兄因幡守源種成に養はれたる事、下の根合の卷に見え、愚管抄に、宇治殿ハ、具平親王のむこにとられて、その御女北政所におはしましけれど、遂にむまずめにて、御子のいでこざりければ、進の命婦とて、候ける女房を思しめして、多くの御子うみ奉りけるを、いたく妬ませ給て、始三人を、萬の人の子になされにけり、始の定綱をば、經家が子になされけり、大播磨守と云は、定綱なり、次の忠綱をば、大納言信家の子になされにけり、忠綱は、中宮亮になされにけり、第三の俊綱をば、讃岐守橘俊遠子になされたる、伏見の修理大夫俊綱と云名人これなり、大播磨定綱がむこに、花山院家忠のおとゞはなりて、花山院は傳へられたるなり、中略さて通房大將うせて後、命婦が腹に、京極の大殿は、こ童にておはしけるを、北政所さる者ありとこそきけ、それをとりよせよかしといはれければ、ゆるされかうぶりて、よろこび迎へよせて、我子にはあらはれて家つがせ給ひたるなりとあり。なほ、春記、今鏡、伏見の雪の朝の卷、宇治拾遺物語等にも見えたり。但し簾中抄、一代要記、公卿補任に、祇子を藤原氏とし、扶桑略記、帝王編年記、尊卑分脈に具平親王の女としたるハ誤なり。○齋院云々』選子内親王、致平親王、ともに村上天皇の御子にして、この他の御連枝あまたおはしましゝかど、みな薨去せられて、今ハ只二人おはしませバ、ことになつかしくゑ給ひしなるべし。皇胤紹運錄村上天皇の皇子に、致平親王、四品、兵部卿、號明王院、又號法三宮、天元三五十一出家、中略長久二二廿薨、九十一母更衣正妃、左大臣在衡公女とあり。日本紀略に長元八年六月廿二日甲戌、前齋院一品選子内親王薨年七十二とあるによれバ、この長元四年ハ、

あらぬなりけり玉葉集あらぬなるへしとあり

まづぞ云々玉葉集まつ山べをぞ尋ねいるとあり

わすられにけり後拾遺集しられざりけりとあり

致平年八十一、選子年六十八におはしますべし。○今日ぞおもふの歌』やそぢあまりの年ハ、致平親王の御齡をいへるなり。一首の意、いとあきらかなり。この歌、續古今集雜下に、選子内親王賀茂のいつきおりたまひてのち、たいめん有けるついでに、入道兵部卿昭平親王とて載せたれど、昭平親王は、長和二年六月薨去の事、日本紀略に見えて、この時ハ、おはしまさねバ、誤なり。○かたちことに云々』致平親王落飾し給ひしをいふ。さて選子内親王ハ、齋院にて、神に仕へ奉り、致平親王ハ、落飾して入道ゑ給へれば、忌はしくて、いかでかハ相見奉ることを得ん、されバこの年月逢ひ給はざりしが、こたび齋院を退下ゑ給ひしによりて、對面し給へるなりとなり。

まことや、殿上の人々も花見、關白殿も御らんじけるに、選子齋院より、

殘りなくたづぬなれどもゑめの内の花ハ花にもあらぬなりけり

ときこえさせ給へりければ、賴宗春宮大夫の御かへし、

風をいたみまづぞ山邊を尋ねつるゑめゆふ花はちらじと思ひて

この歌のかへしハ、かくこそ集にハ、

殘りなくなりぬる春にちりぬべき花ばかりをバねたまざらなん

ときこえさせ給へり。齊信民部卿、賴通關白殿に、

いにしへの花見し人ハたづねしをおいハ春にもわすられにけり

道長入道殿などまづさそひ聞えさせ給ひけるを、おぼしけるなるべし。これハ法住寺殿光通の大臣の二郎なり。殿の御かへし、

たづねんと思ふ心もいにしへのはるにハあらぬこゝちこそすれ

ときこえさせ給ひけり。』

○殿上の人々も花見云々』この巻の題名は、この詞によりたり。さて小右記に、長元四年三月五日壬子、女院忽有可覧白河之口、中將從關白第營出、着狩衣欲參入、亦向院者留給、關白及上達部、相共向白河第云々、中將參白河、(中畧)歸來云、關白並卿相向白河、無事各々分散、無口口明日可御坐者、七日甲寅、女院御覧白河花、依雨留給云々とあるのみにて、他に殿上人の花見の事を載せず。もしハこの事をいへるか。○のこりなくの歌』玄めのうちハ、賀茂齋院の領内をいふべし。玄めハ、類聚名物考に、玄めはゆる、立標、玄めハ標也、今の世にハ、注連繩の事とのみ思ひて、神社にのみいふハ僻事也、玄めのといふも、こなたに領得たる野をいふ、そこには、必榜示杭を立て、これよりこなたハ誰の領知所といへバ、義訓に、標をそのまゝよむ也、玄め繩も、これより内ハ、神の玄り給ふ所にて有とて、注連繩を引也、されども、その事おのづから二つ也、まじよべからず、射雉賦の、規裏を、志米の宇知と訓るも、玄きりの内をいふなり云々と見えたり。一首の意ハ、この頃、花を尋ねて、こなたの山野まで、殘りなく見給ふときくに、わが玄めの内の花ハ、よその花にくらべてハ、花にもあらぬなりけりと、わが方ざまを、謙遜してのたまへるなり。さてこハ、齋院のいまだおりおはしまさゞりしほどなれバ、玄かよめり。玉葉集春下に、齋院に侍りける時、宇治前關白太政大臣、所々の花見侍るよし聞きて、申し遣しはべしとあり。○春宮大夫の御かへし』玉葉集にハ、前の歌の次に、返し、關白にかはりてよみ侍りける、堀川右大臣とあり。○風をいたみの歌』いたく風の吹くによりて、世の花ハちりたれバ、まづ神山のほとりを尋ねたり、さるハ、わが齋院の領得給ふ所の花ハ、うき世の風には散らじとおもひてとなり。二三の句、集にハ、まづ山邊をぞたづねいるとあり。玄めゆふハ、木綿をかねたり。○かくこそ集には』集とは、堀川右大臣頼宗の集にや。詳ならず。○殘りなくの歌』春もはや殘りなくなりぬるに、散りぬべき花のわづかに殘れるを、ふく風も、せめてこの花ばかりハ、妬まであれかしとなり。○いにしへの歌』いにしへハ、もろともに花見し人ハ、其花を尋ねて、今も花見せしと聞くを、われハ老いはてゝ、その花見にもさそはれねバ、やがて春にも忘れられたりとにて、頼通にさそはれざるを、春に忘れられたるやうに、よみなせるなり。この歌、後拾遺集春上に載せて、結句、玄られざりけりとあり。○入道殿など云々』かくよめるよしは、そのかみ、道長公在世にハ、かゝる物ハ、まづ齊信を誘ひ申されけるを、今ハさもなきに、老後、今昔の感にたへずして、よめるなるべしとなり。○たづねんとの歌』花を尋ねて見んと思ふ心も、ありしばかりに、たのしくをかしき事もなく、もろともに見し人もなくて、昔の春と同じやうにはあらぬ心ちす、されバなか〳〵に、花を見るかひもなしとなり。

かくて長元四年九月廿五日、女院彰子、住吉石清水にまうでさせ給ふ。これにさぶら

ふ人ハ、かひがひしきことにぞ思ひける。午の時ばかりに出でさせ給ふ。さきにみてぐらことごとしくてさぶらはす。ことなりぬなど、物見る人々うれしくて、ことなく見る程に、院の人々、濟政朝臣、行任朝臣、章任、賴國、範國、惟任、定任、能通、泰憲、むねなか、のりすけ、良資、成資、これならぬもいと多くさぶらふ。誰も〳〵まばゆきまでさうぞきたり。殿上人隆國の頭中將、經輔の左中辨、實基の中將、實康の右京大夫、師良の兵部大輔、行經の少將、經季の藏人少將、上達部春宮大夫賴宗、權大納言長家、左衛門督師房、右衛門督經通、右兵衛督朝任、三位中將兼賴、あるハ直衣うへのきぬ、あまたハ狩衣裝束いひやるかたなきに、おりもの、うちもの、にしき、ぬひものなど、心々にめでたくをかしく見ゆるほどに、讃岐守賴國朝臣の仕う奉りたる御車に奉りておはします。左右のそばに、かがみの月をいだして、繪かき、いみじきをつくりしたり。蘇芳の狩衣袴、おなじ色のあこめ着たるめしつぎといふもの十人つきたり。車副、青色の狩衣袴に、山吹の袷を着てさぶらふ。

○女院住吉石清水に云々』左經記に、長元四年九月廿五日庚午、天晴、午剋上東門院令參石清水給、此次同可令詣住吉天王寺給云々(中略)或云、今日午剋是天網、時已不快云々とありて、小右記に詳な

むれな、原本むめなかとあり西給本にて改めつ

さうぞき原本裝束とあり信本にて改めつ

左中辨原本右中辨とあり屋信本によりて改めつ西本左大辨としたり

經通原本經道とあり信平本にて改めつ

り。○さきにみてぐら云々』みてぐらハ、神に供へ奉る御幣をいふ。ことごとしくて、仰山らしくて、先にたてゝおはしますとにて、行列の次第、まづ御幣、神寶の韓櫃をさきだてて、おはしましをいふ。左經記同日の條に、物見車棧敷狹路無間、行立次第、先御幣、次神寶等辛櫃、藏人主典代各二人、宿衣裝馬副也、とあり。○院の人々云々誰も〳〵云々』衣の珠の卷(卷十、一四二)上東門院號の條に、別當判官代主典代の名を、左經記によりて註したると併看するに、濟政行任の兩別當の名のみあり、この他の人々は、院の殿上人などなるべし。濟政ハ大納言源時中の子、行任は有明親王の曾孫にて、近江守源高雅の子、章任は行任の弟なり。なほ、下に註せり。賴國ハ源賴光の子、範國は平行義の子、惟任ハ藤原眞作の裔にて、冷泉院判官代寧親の子、定任は山陰中納言の裔、越前守爲盛の子、能通ハ大納言通明の裔にて、山井三位永賴の子、泰憲ハ播磨守泰通の子、良資ハ右大臣三守の裔、冷泉院判官代方隆の子、成資ハ中納言文範の裔、美濃守庶政の子なり。むねなが、のりすけの系圖詳ならず。○殿上人云々』院殿上人なり。隆國ハ民部卿俊賢の子にて、公卿補任長元七年の條に、萬壽二年二月廿六日、任右近權中將、長元二年正月廿八日、補藏人頭とあり。經輔ハ中納言隆家の子にて、辨官補任に、長元二年正月廿四日、任左中辨、長曆三年十二月十八日、任右大辨とあり。實基ハ中納言經房の子、實康ハ權中納言公信の子、師良ハ參議朝任の子にて、尊卑分脈に、右少將、正四位、母俊賢卿女、美濃尾張守、號尾張少將とありて、兵部大輔たりし事見えず。行經ハ大納言行成の子にて、公卿補任寬德二年の條に、萬壽二年正月廿九日、任右近少將、長元六年月日遷左近少將とあり。經季ハ右衞門督經通の子にて、同書永承二年の條に、長元二年三月十一日、任左近少將、四年三月廿

八日、補臧人とあり。經通ハ中納言懷平の子にて、同書に、長元三年正月廿八日、轉右衞門督とありて、もと右兵衞督なり。朝任ハ大納言時中の子にて、同書に、萬壽三年十月廿六日、兼右兵衞督とあり。兼頼ハ頼宗の子にて、同書長元三年の條に、長元二年正月廿四日、任右中將、三月十一日、遷左中將、三年三月八日、叙從三位とあり。○殿上人隆國の頭中將云々』これらハ、皆内殿上人どもなり。小右記長元四年九月廿五日の條に、御幣神寶韓櫃、次藏人、主典代、皆布袴、次院殿上人、次内殿上人、即是院殿上人也、皆布衣、次上達部、或冠直衣、或宿衣、或狩衣、直衣、大納言頼宗、長家、中納言經通、宿衣、參議朝任（檢非違使別當）狩衣、中納言師房、三位中將兼頼、今日中納言師房布衣、万人爲奇云々、今日御行作法、已無所據、上下之人、營數日之間、裝束數重、改色折花、無不綾羅錦繡、或上達部着毛履、以金銀爲莊嚴、未見聞事也、近則三位中將已有其儲、不能過絶とあり。本書、直衣うへのきぬとあれど、束帶なるハ、上達部のうちには見えねど、院内等の殿上人の中には、さもありし人のまじりたらんか。もしハ、直衣のうへのきぬの意にて、只直衣をいへるにか。○讃岐守云々』小右記に、次御車、店車別當行任、頼國候御後とありて、御料は唐車なり。さてそれ頼國朝臣に仰せてつくらせ給へるよしなり。左右のそばに云々は、車の簾の左右の傍立をいふべし。さてその傍立に、鏡を鞆めて月の如くし、給などをもかきたりとなり。○狩衣袒』これらの事、前々に註せり。初花の巻（巻四、一八）に註せり。

いだし車三つ、頼宗東宮の大夫、權長家大納言、左衛門督師房奉り給へり。思ひ〳〵なるはじ

辨の尼辨の乳母左近の命婦少將の尼君原本ハ君の字なし。ニの車原本ハ車の字なし。給本ニて加へ信本ニ江宰相とつゞく。江宰相ハ實信卿宰相とあり。美濃下の信本ニて加へ兵衞の字原本なし。大貳の三位印本ニより活字本ニて下の印つゞく。三位の字なし。本三位の字なしと本ニより活字本ニて給本ニて加へ。

とみ車のすきとほりたるなり。一の車にハ尼四人、辨の尼、辨の命婦、左近の命婦、少將の尼君、二の車には、江宰相、美濃の小辨、兵衞の内侍、御車のもりにハ宣旨、三位ぞさぶらひける。宣旨ハ源大納言の御女、三位ハ内の御乳母の大貳の三位なり。あうよりての名ハ、かうことの外にてぞありける。されど、御車のもりにもさぶらひ給ふ。それによりてあしきことにもあらずなん。尼ハうすにび、さての人ハ、皆くれなゐをなん着たりし。日ごとにぞかへさせ給ふ。このいだし車の後に、かりぎぬすがたの人いと多からで、殿、から車に乗りてさぶらはせ給ふ。内大臣殿うちつづき同じさまにてまゐらせ給ふ。

○いだし車三つ云々』頼宗、長家、師房の三人にて、一輛づゝ奉れるよしなり。はじとみ車云々ハ、門室有職抄に、車様事、半蔀、院親王關白大臣、若大將乘之、以物見爲半蔀、文ハ如車文とあり。すきとほりたるハ、車より外の透きて視ゆるよしなり。尚くはしくハ、輿車圖考に見えて、圖を載せたり。就て看るべし。○一の車には云々』頼宗等の献りたる出車なり。二三の車もたなじ。辨の尼以下、衣の珠の巻（巻十、一三四）上東門院出家の條に、世をそむき同じ道に入る人々、少將の内侍、辨の君、辨の内侍、染殿の中將、筑前の命婦とあり。辨の尼ハ辨の内侍、辨の命婦ハ辨の君、少將の尼君ハ少

將の內侍と同人にや。左近の命婦ハ、いかなる人にか。尙衣の珠の卷の條に、左經記を引きて註したれバ、參看すべし。○二の車には云々』侍從のすけ、系譜詳ならず。きるは佗しと歎く女房の卷に、侍從の內侍とあると同じ人にや。越後の辨の乳母、後冷泉院の御乳母にてぞ、紫式部の女なり。楚王の夢の卷（卷十、五五）に見え、又衣の珠の卷（卷十、九一）に見えて、くはしくそこに註せり。大輔は、下に伊勢大輔とて、住吉の歌の作者の中に見えたるとおなじ人なり。紫式部日記、後一條天皇降誕五夜御養產の條に、大輔（伊勢齋主すけちかが娘）と見え、作者部類に、伊勢大輔、上東門院女房、祭主輔親女とあり。委しくハ中古三十六人歌仙傳に載せたり。平少將ハ、系譜詳ならず。作者部類に、盛少將（藏人式部丞貞孝女）あれど、同人なりや否や、知られず。むさし、次の住吉の歌の作者の中にも見えたり。こも系譜詳ならず。○三の車には云々』江宰相系譜詳ならず。紫式部日記に、宰相の君ハ、北野の三位のよと見え、作者部類に、上門院新宰相（三條院女房參議廣業女）とあれど、共に異姓なれバ、別人なるべし。美濃の小辨、下の住吉の歌の作者小辨と、同人なるべし。さらば作者部類に、小辨、祐子內親王家女房、越前守懷伊女とある女房なり。兵衞內侍ハ、下に見えたる住吉の歌の作者中にも見え、作者部類にも載せたれど、系譜詳ならず。さて小右記同日の條に、次尼車一兩、次女房二兩とあり。○御車のしりには云々』上東門院の御車のしりには、宣旨と三位と、二人の女房陪乘せりとなり。宣旨ハ云々、源大納言ハ源俊賢にや。この卿、既に萬壽四年薨去せられたれバ、故の字あるべくや。さて尊卑分脈醍醐源氏俊賢の系に、女子二人あれど、宮仕の事を載せず、三位は云々、後一條院の御乳母にて、大貳の三位なり。下に註せり。○あうよりの名ハ云々』あうよりてハ、むかしの事をいへるにて、すでに前に註せり。昔ハ

御船は原本御字なし平信本にて加へつ

あたり〳〵平本あり〳〵とあり

宣旨三位など、たやすき名なれど、女院の御車のしりにも候へば、その名よからずとて、あしき事にもあらずとなり。○尼ハうすにび云々』さての人ハ、他の人の意にて、尼の外の女房ハ、皆紅の衣なりとなり。左經記同日の條に、御車外、人給三両、（一、尼、鈍色　二、俗、皆紅色）と見えたり。○月ごとにぞ云々』小右記九月二日の條に、御共人々、隨日替色可折花之由、關白有命云々、當時後代人有口耳之徒如何、□□□恠也恠也云々。十九日の條に、夜春宮大夫來淸談、院御物詣過差無比、不可難申者、廿五日庚午、今日女院參給八幡、住吉天王寺多爲遊樂歟、萬人經營、世以爲宰、扈從上下、狩衣裝束、色々折花、唐綾羅或五六重、其襖繡二陪文織物下衣等、不知何襲、隨身裝束不憚憲法、似忽王威、天下之人、上下愁歎とあり。そのさまを知るべし。○このいだし車の後云々』行列の次第ハ、同書廿五日の條の下に、未時許參給石淸水、住吉、御幣神寶韓櫃、次藏人、主典代、皆布袴、次院殿上人、次內殿上人、即是院殿上人也、皆布衣、次上達部、或冠直衣、或宿衣、或狩衣、（注畧）御車、（唐衣）別當行任、賴國候御後、次尼車一両、次女房二両、次關白、（編代車）隨身府生番長布衣烏帽、帶弓箭騎馬、近衞帶弓箭着藁履、前駈八人、次內府、（編代車）隨身作法如關白、但着禁色、前五人（四位一人、五位一人）、關白、幷內府車後、引可騎馬（匿鞍）とあり。これにて行列のありさまを知るべし。

賀茂河尻といふ所にて御船にたてまつる。御船ハ丹波守章任が仕うまつらせたりける唐やかたの船に、こまかたをたてて、かがみ、沈、紫檀などを、さまざまをかしきさまに盡したり。船さす人八人、ろうさうの狩衣袴に、かねして繪をかきたるに、蘇芳の袙を着たり。つぎ〳〵女房の船、あたり〳〵に、劣らじといどみ

たれバ、心々見えていとをかし。水のうへハ。さらぬだにあるに、いとめでたくをかしう見ゆ。戌亥の時ばかりに、山崎といふ所につかせ給ひて、ものなど奉らせてのちに、石清水にのぼらせ給ふ。鳥居の程にて御車にたてまつりて、殿上人手ごとに火をともして、御車にそひたる火かげどもの、山かくれいとをかしう見ゆ。まづ御はらへ、次にみてぐら奉らせ給ふ。次に舞樂、物のねども、常よりもけにきこゆ。曉方に御經供養あたてまつり給ふ。明尊僧都、御導師にてさぶらふ。その後船にかへらせ給ふ。

○賀茂河尻』何處をいへるにか。山城國紀伊郡下鳥羽ハ、古ハ草津ともいひて、此津より舟を泛べて、淀川に至りしなり。平家物語治承四年高倉上皇嚴島御幸の條に、草津より、御舟に乘り給ふよし見えたり。○唐やかたの船に云々』唐やかたハ、船屋形を、唐破風の如くに造れるをいふ。舟屋形とは、和名抄船部に、遙庫、唐韻云遙庫（遙婢二音、布奈夜賀太、）舟上屋也とあり。蜻蛉日記に、さきだちたりし舟に、こもやかたをひきてまうけたり云々、なども見えたり。○唐やかたの船に云々』唐やかたハ、船屋形を、唐破風の如くに造れるをいふ。舟屋形とは、和名抄船部に、遙庫、唐韻云遙庫（遙婢二音、布奈夜賀太、）舟上屋也とあり。蜻蛉日記に、さきだちたりし舟に、こもやかたをひきてまうけたり云々、などもみえたり。猶考ふべし。さて小右記廿五日の條に、御船莊嚴、張唐錦等事、不可敢云、狂亂之極、已在今度云々と見えたり。○船さす人云々』船差にて、棹水主なり。增鏡烟の末々の卷にも、御船さし色々のかりあをにて、八人づつさま〴〵なりとあり。ろうさうハ、綠衫にて、雜事抄に、表紺裏蘇芳なるをいふよし見えたり、かねして給をかきたるハ、增鏡あすか川の卷に、萠黃のうちきぬ、櫻を、だみつけにして、わ

ちがへをほそ〴〵金の文にして、いろ〳〵の玉をつくとある類にて、給やうの金物をつくるをいふべし。○つぎ〴〵女房の舟云々』女房どもの舟も、そのあたり〳〵にて、劣らじと競ひたれバ、各自の意匠の、それ〳〵に見えてをかしとなり。さて御舟以下の所課ハ、小右記に、九月二日丁未、女院參給石清水、天王寺、住吉等之御船、女房口口人等舟、仰諸國、上下饗屯食假屋同奉仕美作、十月日饗可奉仕望二前許可儲云々、紀伊國司假屋五宇、鋪設裝束告國司、今日保任所言、是中納言談、口口當季任相逢師重云々、播磨國司可奉仕御舟事、口硯、仍被改美作、彼國弁濟使良時、罷向於國可觸師重、依有彼國事之聞、又可令聞下口、先師重不知彼國事、亦不可承也、以中納言示仰季任、可奇怪多々魚類饗云々、尼御物詣、魚類饗如何、非息災滅罪、就中伊勢太神有託宣之間、有口過差似共愼恐之御心、口主典口菅預師重答不知彼國事之由云々、廿日乙丑中略入夜式光朝臣從院來云、船事漸成了、今日始葺檜皮工匠等、可給祿之由、仰美作守家司善任了（絹七疋、手作布十三端、式光所申、）と見えたるなどにて大かたを知るべし。○水の上ハ云々』水上ハ、大かたにてだに、影を映しなど、をかしうめでたきに、まして劣らじといどみつくしたれバめでたさいはんかたなしとなり。○戌亥の時』夜の九時十時頃をいふ。○山崎』山城國乙訓郡の南限にて、八幡と相去ること十町ばかり、淀川、及び西國大道の要津なり。○鳥居』和訓栞に、とりゐ、私名抄に鷄栖をよめり、鳥居の義也、神社に必す鳥居あるハ、神代紀の長鳴鳥の故事より起れり、衛門に近しとあり。狩谷氏の箋註和名抄に、神祠衛門、謂之鳥居、儀式帳所謂於不葺御門是也、蓋神祠衛門横木、可以栖鷄、故謂鳥居、後轉以爲門名也、此所擧即是云々と見えて、和名抄の鷄栖ハ、衛門の横木をいへるにて、神社の前に立つるとはことなり。又和訓栞同條に、鳥居の制に、

うきたる原本うちたるとあり諸本によりつ●こと〳〵なる原本こし〳〵なるとあり大本こしくとあり繪信屋本に從ひつ●思ふさへ原本ゑさへとあり諸本にて改めつ●東宮の下御字原本なし

二柱、島木、黑木、三輪、總合、蘂坐、簟刺等の名あり、黑木ハ、皮つきの木なり、三輪ハ、二柱の左右に、一段低き鳥居あり、扉ありて閂す、是を三光の鳥居とす、總合ハ、近江山王の鳥居是也、笠木の上に、又三角の笠木あり、四足といふもわくざし也、攝津住吉鳥居に二柱四角なるありと見えたり○殿上人云々』手ごとに火ともしハ、松明をもちて、御車にそひ、路をてらすなり。さてその火影どもの、山がくれに見えみ見えずみうちつゞけるさまの、いとをかしとなり。○まづ御はらへ云々』御秡の儀ありて、さて御幣帛を奉り、了りて舞樂あり、その音樂のねども、常よりは一きはまさりてめでたくきこゆとなり。小右記廿五日の條に、抑御出家後、無賀茂春日奉幣事云々、而持御幣之作法、如賀茂祭日と見えたり。○曉方に云々』小右記同日の條に、先於石淸水被供養經、中略或云、廿五日庚午、於石淸水宮被修佛事、庚午有忌、臨曉更被修之、辛未大禍日者、兩日不快之日也云々、古者庚午大禍等不殊忌、故保光卿、庚午日供養松崎寺之後、子孫連々不到、蓋是庚午徵歟、世之所云非無其驗、擧世大忌避耳と見えたり。○明尊僧都』玉の村菊(卷六、二四)玉の飾(卷十一、四八)卷に見えたり。

廿六日になりて漕ぎ下らせ給ふほどに、人々の姿ども、思ひ〳〵にかへて、水の面も所なくうきたるほどに、船にこと〳〵なる棚といふものをかしく造りて、八幡の別當元命といふもの、御くだものすゑてまゐらせたり。思ふさへをかしく見ゆ。みしまゐといふ所過ぎさせ給ふほどに、內の御使に資房の中將、東宮の御使良賴の少將まゐりあひたり。この程に、御船とどめて、ものなど參らせて後に、

諸本にて補ひつ●良賴印本よしもりとあり諸本にて改めつ

として平本し字なし●みちのはしべの石小本みちのいしへのはし西本みちのはしへのはし信本みちのいしへの石大本みちのはらへの石とあり●をかし下原本う字あり諸本にて除きつ

御返事給ひてまゐる。いづ方につけてもめでたし。心のみ水にうつりて、かゝることをまだみしまえの浪に、うちあふことはあらじかしと、をかしく見ゆる程に、良賴の少將は、御かへりなしとて、やがて御供にまゐる。下らせ給ふほどに、江口といふ所になりて、あそびども、かさに月をいだし、螺鈿蒔繪、さまざまに、劣らじまけじとしてまゐりたり。聲ども、あしべうちよする浪の聲も、え口のいふべき方なくこそ見えしか。二十七日、津の國につかせ給ひて、やがてくま河に着かせ給ふ。みちのはしべの石の、思ひ〳〵に背きたるもをかし。

○人々の姿ども云々』御供の人々女房等、みな裝束をあらためて、川水の面もところせまきまで、あまたの船のうかびつゞきたるに、その船にハ、ことやうなる棚をつくりたりとなり。船の棚とハ、和名抄に、枻、野王案、枻音曳、字亦作栧、不奈太那、大船旁板也と見え、狩谷氏の箋註に、新撰字鏡、舷柵並訓不奈太奈、不奈太那見萬葉集秦忌寸八千島歌、榮華物語殿上花見卷、單言多奈、小舟無枻、謂之棚無小舟、見萬葉集、按神代紀云、船枻此云浮那能倍、謂船邊、不與訓舳爲閇同、袖中抄謂、舟兩邊有板棚如屋之緣、舟人踏之以撥水、俗謂之世加伊、世加伊又見狹衣とあり。和訓栞にハ、ふなだな、槳牀をよむハ非也、和名抄に枻を訓せり、舟棚の義也云々、童蒙抄にハ、たなとハうらうへのふなだなに打たるゝ板をいふなり、大舟旁板也とあるにかなへり、俗にあがきの板ともいへりと見えたり。○八幡の別當元命云々』元命ハ、八幡祠官幷所司系圖に、元命、後一條、後朱雀、後冷泉御時、第十九別當、第八撿

校、豐前掾栗林連卿子息也、豐前講師賢高親弟子也、別當賴清之外祖父也と見え、石清水八幡宮略補任に、元命、治安三年八月一日別當官符、長元二年十一月廿八日行幸、叙法眼、長暦元年三月九日撿校官符、長久二年十二月日依御祈禱之勞、宣旨叙法印とあり。小右記、九月廿九日の條に、更闌頭辨來談、法眼元命獻女院之菓子等、被奉遣內臺盤所宮中宮云々、元命差使奉公云々と見えたり。○みしま江』攝津國三島郡にあり。攝津名所圖會、島下郡に、三島江、五位莊の內なり、古來和歌の名所にて、代々の勅撰に多し玉江、三島江の一名也、それ此三島江は、前に淀川の流を帶て、難波より京師に通ふ船、夜となく、晝となく、櫓拍子に歌諷ひて、さし下すあり、登るあり云々と見え、地名辭書に、今三個牧村と改稱す、淀川の西岸にして、富田村の東南三十町、此邊中世御料の牧なりしといふ、西ハ鳥飼の牧に連接すと見えたり。猶ふるく萬葉集に、三島江の入江とも、三嶋江の玉江ともよめり。○內の御使に云々』左經記に、九月廿六日辛未、天晴、今朝四位少將資房爲中使參石淸水云々、又東宮權亮良賴爲宮御使同參入云々と見え、小右記同廿六日の條に、左少將資房中使參院御行、從石淸水歸洛間、於御船中奉御書とあり。資房ハ右大臣實資の子、良賴ハ隆家の子なり。○心のみ水にうつりて云々』心のみ、かれこれにうつりてをかしく、いまだかゝるめでたき事を見たることなく、このよる浪のごとく、かくをかしき事のうちあふ事ハあらじとなり。水にうつりは、水ハ物かげをうつすものなれバ、心のうつろふを、水にうつりといひ、三島江に、まだ見ずといひかけ、浪ハうちあふといはんためにつゞけたり。見ゆる程ハ、見る程の誤にや。○下らせ給ふほどに云々』住吉にむけて、淀川を下り給ふ程なり。江口は、攝津名所圖會に、江口、委くハ難波江口なるべし、大道村の東にあり、初に述ぶる如く、此所ハ川末にして、

難波江の始なれバ、江口といふ、昔西海の舶京師に趣く時ハ、こゝより川舟に乘替るなり、海船の港なれバ、繁花の地にして、遊女もあり、今農家僅にありて、耕作の地となる、江口渡口は、淀川の支流にして、此里より北の方一津屋へわたすなり、川の名を神崎川、又の名三國川といふ、西流して吹田神崎を歷て、大和田を廻り海に入る、むかしハ此江口まで唐船入りし體、舊記に見えたり。○あそびども云々』あそびハ、遊女をいふ。和名抄に、遊女夜發附楊氏漢語抄、遊行女兒、宇加禮女、一云阿曾比、今案、又有夜發之名、俗云也保知、本文未詳、但或說、白晝遊行謂之遊女、待夜而發其淫奔、謂之夜發也とありて、狩谷氏の箋註に、按新撰萬葉集、浮宕訓宇加流、宇加禮女浮宕女也、阿曾比樂也、謂歌儛以助宴也といへり。かさに月をいだしハ、笠に月の形を染めいでたるをいふにや。源平盛衰記屋島合戰の條に、皆紅ノ扇ニ日ヲ出シタルヲ杭ニ挾テ云々と見えたる類なるべし。聲ども云々ハ、遊女の歌舞の聲をいふ。えぐちの云々、口にいひ得べきかたもなきまで、おもしろしとなり。江口に、得くちのといひかけたるなるべし。さて朝野群載三に載せたる、大江匡房の遊女記に、自山城國與渡津、浮巨川西行一日、謂之河陽、往返於山陽西海南海三道之者、莫不遵此路、江南河北邑々處々、分流向河內國、謂之江口、蓋典藥寮味原厨、掃部寮大庭莊也、到攝津國有神崎蟹島等地、比門連戶、人家無絕、娼女成群、棹扁舟着旅舶、以薦枕席、聲遏溪雲、韻飄水風、經廻之人、莫不忘家、洲蘆浪花、釣翁商客、舳艫相連、殆如無水、蓋天下第一之樂地也、中略長保年中、東三條院參詣住吉社天王寺、此時禪定大相國被寵小觀音、長元年中、上東門院又有此行、此時宇治大相國被賞中君下略と見えたり。くはしくは本書につきて知るべし。又左經記に、九月廿四日己巳、天晴、及

曉參殿、近江前司參入申云、石清水住吉天王寺御經供養講師、幷別當等、皆儲織物、自余所司幷神人、皆儲疋絹、是依故東三條院例所用意也者、又遊女等定賜歟、如然之斷相合、所儲之疋絹惣三百疋許也云々、入夜退出とも見えたり。○廿七日云々』くま河。いつこにか詳ならず。和名抄に、住吉郡杭全（クヒタ）郷あり。今東成郡平野御町に、杭全神社あり。さて平野郷町を流るゝ川を、平野川といふ。百濟川なり。小椅江玉造江の中游なりとぞ。それをいへるにか。猶よく尋ぬべし。○みちのへのはしの石云々』一句詳ならず。強ひていはゞ、路傍の石の後向にたてるさまのをかしとにや。尚考ふべし。

廿八日のつとめて、住吉につかせ給ふ。殿（顯通敎通）はぬ御裝束たてまつりてさぶらはせ給ふ。殿内の大殿など、みな御馬にて、えもいはぬ左右のものゝねなども吹きたてたる、松風きんをあらべたる心ちしてをかし。紀の守良宗、えもいはぬ御假屋をまうけてさぶらはす。みてぐらたてまつらせ給ふほどに、内の御使に定良の少將、こゝのへを出でて、河船のさをさしてまゐりけむ心ち、道とほみ、草のまくらもをかしうぞ思ひやらる。この程に、御經供養せさせ給ふ。定基僧都ぞ講師にさぶらひける。ことはてゝ、これよりやがて天王寺に參らせ給ふ。人々のすがたありさま、都離れて、人めもつゝまぬ旅のすがたなれば、いとどえもいはず見ゆ。うまのけしきども、波の汀うちふむもことに見ゆ、國

内上殿字原本なし諸本に加へつ

左右下の字原本にとあり眞信屋本にて改めつ●心ち下道字原本なし諸本にて加へつ

とほみ下原本の字あり諸本にて除きつ●せさせ給ふ平本給ふ二字なし

この年ごろ原本この二字なし諸本にて補ひつ

きはなき下に字原本なし眞信本にて加へつ

々の人々あつまり、ところもなく見る。をりく〳〵かゝるもの見る都の人だに、所なかりしに、ましてことわりに見ゆるほどに、うちまじりてきけば、年老いたる人、涙うちのごひて、「みちのくにとをちの里などにすまひせましかば、かゝるみゆきにあはましや、この年ごろ、なにはの浦のなにともおぼえず、ながらの橋のながらへても、何にかはとおもひしに、今日こそさゝ、年頃送りし、あしのやどり、柴のとびらも、げにすみよしに造りてけりとうれしく、つなでの、めでたきことのためしには、さはこれをこそひかめ」と思ひいふを聞くも、をかしげにとおぼゆ。岸のまにく〳〵なみ立てる松も千年まで、かゝることを、波風ちづかに吹きつたへ奉らなんとおぼゆ。酉の時ばかりに、天王寺の西の大門に御車とどめて、波のきはなきに、西日のいりゆくをりしも、をがませ給ふ。何のちぎりにか殘りてと、めでたくこそ。次に御經供養せさせたまふ。敎圓僧都講師つかうまつりけり。この程に、東宮の御使に、大進たかすけまゐりたり。

○廿八日云々』下に引ける小右記、左經記等によるに、廿七日御社につきたること明かなり。本書恐らくはあやまりならん。○殿内の大殿云々』前に引ける小右記廿五日の條に、關白幷内府車後、引可騎馬（置鞍）と見えたり。○松風きんをあらべたる』松風の琴のねの如くなるよしにて、郭祥清詩に空江雲

盡月涵璧、絕壑風生松奏琴。また李白の詩に、松鳴風裏琴などある句にて、百詠詩句題に、松聲入夜琴などいへるに同じ。かの齋宮女御の歌に、「ことのねにみねの松風かよふらしいづれのをより去らべそめけん」とよめるもこの意なり。〇紀の守良宗云々』源中納言經房の子にて、尊卑分脈に、越中守、左衞門佐、從四位とあり。紀伊守の事見えず。小右記九月一日の條に、紀伊國司假屋五宇、鋪設裝束告國司と見えて、既に前に註せり。〇内の御使に云々』定良ハ、良宗の兄にて、職事補任後一條院五位藏人條に、寛仁二二一補、治安元正廿七任攝津守、兼左衞門佐とありて、少將に任せられし年月詳ならず。左經記に、九月廿七日壬申、天晴、内春宮御使院行在所云。内四位少將定良、東宮大進隆佐、また小右記同廿七日の條に、右少將定良爲口書使參住吉云々とも見えて、ともに廿七日の事なり。〇こゝのへを出てゝ云々』河船のハ、さしてといはんためなり。草の枕は旅寢をいふ。既に浦々の別の卷(卷三、四一)にいへり。〇この程に云々』小右記廿七日の條に、今日於彼御社被果御願云々とあり。〇定基僧都『楚王夢の卷に註せり。〇天王寺』攝津東生郡にあり。疑の卷(卷七、三二)に註せり。〇人々のすがた云々』供奉の人々の裝束有樣なども、都を離れて、人目も憚らぬ田舍の旅姿なれバ、一しほいふにいはれぬ程に、ことやうなるまで、いどみつくして見ゆとなり。〇うまのけしき云々』人々の騎れる馬の樣子も、住吉の濱の、波のみぎはを踏みあるくも、格別にをかしとなり。〇國々の人々云々』御行の沿道の國々の人々、所もなく集りて拜覲すとなり。所もなくハ、都にてだに、かゝる行啓の時などにハ、拜覲人場所もなきまでなるを、まして、やこれハ田舍人なれバ尤なるよしなり。〇うちまじりてきけば云々』その物見る國々の人の中にまじりて、その物見つゝかたるよしをきけバ、老人の涙をの

ごひつゝ、奥州などの遠き里にすまひせば、かゝるめづらしき女院の御幸など、拜し奉ることあらんやとなり。とをちの里ハ、十市にて、大和の地名なれど、遠路といひそへたるなり。但し、遠と十とは假字ちがひなれど、拾遺集雜賀に、一條攝政、「くれバとく行てかたらむ逢事のとをちの里のすみうかりしを」とよめるたぐひなり。〇この年頃は云々』年來、この住吉にすまひして、何とも思はず、さてかく年よるまで、ながらへありてもこのめでたき女院の御幸を拜し奉りて、年來おくりし葦ぶきの宿柴の扉も、なるほどすみよきこの住吉に、よくこそ作たりけれと、うれしとなり。なにはの浦のハ、なにはといはん爲、ながらの橋ハ、ながらへてといはん料なり。長柄の橋ハ、攝津國西成郡にて、長柄ハ、今の豐崎村なりとぞ。さて、この橋ハ、日本後紀に、弘仁三年、遣使攝津造長柄橋とあり。又文德實錄に、仁壽三年、攝津國奏言、長柄三國兩河、頃年橋梁斷絕、人馬不通、請准堀江川、置渡船、以通濟渡、許之と見え、古今集序にも、長柄の橋もつくるなり云々と見えたる、古くより詞藻にもちふる所なり。さて難波も長柄も、ともに名所をもて文をなし、あしのやどりも、難波の緣語なり。すみよしハ、住み良き意にて、古今集雜上に、壬生忠岑「すみよしとあまはつぐとも長ゐすな人わすれ草おふといふなり」とよめるによれるなるべし。〇つなでの云々』つなでハ、和名抄車部に、牽紘、唐韻云、牽紘音支、訓豆奈天、挽船繩也とあり。古今集東歌みちのくうたに、「みちのくのいづくはあれど玄ほがまの浦こぐ舟のつなでかなしも」ともよめり。さてつなでハ、下のひかめといはんためにて、世のめでたき例には、それハこの度のこの御幸を引きてかたらめとなり。〇岸のまに〳〵云々』かゝ

かへらせ給ふ　原本かへられ給ふとあり語本にて改めつ

るめでたき事を、千年の後までかたり傳へ奉らんの意にて、岸のまに〳〵並立てる松も、八千歳といはん爲、かゝることゝ、波の緣語にて、さて波風は、吹きつたへといはん料なり。○酉の時ばかり』日ぐれのほどをいふ。○天王寺の西の大門』攝津名所圖會東生郡四天王寺の條に、西門、西表に、阿彌陀善導大師の畫像、東の方に釋尊、幷に十大弟子の畫影を安ず、諸人香を薰し、水印を轉ずと見えて、五智光院、轉輪藏の外にある門をいへり。○波のきはなきに云々』遠く見わたす沖の波の際なきあたりに、夕陽の入りゆく時、拜み給へりとなり。○何のちぎりにか殘りて』いかなる宿緣ありて、かく女院一人世に殘りながらへおはしまして、かく天王寺にも參り拜み奉り給ふにかと、めでたく見ゆと也。○敎圓僧都』別本僧綱補任に、敎圓、天台宗延曆寺治安三年十二月廿九日叙法橋、（寛仁四年三會講師、紀伊守敎忠子、花山法皇入室弟子、延曆寺前座主陽生弟子、私師戒秀定額寶因僧都弟子、正曆四年四月日登壇受戒、遷賀座主時）萬壽四年三月十日叙法眼、五十一長元元年十二月卅日任少僧都五十一と見えたり。○東宮の御使云々』廿七日、住吉にも隆佐まゐれること、左經記に見えて、前に引きたり。隆佐ハ、公卿補任康平二年の條に、非參議從三位隆佐、七十五正月七日叙、（前坊亮勞追叙云々）治安二年四月三月正五位下、長元四年二月日任春宮大進と見えたり。さて天王寺の事は、小右記左經記にも載せざれバ、中使東宮使ともに廿七日に參れるを、中使は、住吉に、東宮使は天王寺にわかちて書きたるにや。

二十九日にかへらせ給ふついでに、龜井の水のもとによらせ給ひて、御覽ずるほどにおぼしめしけり。

これは原本なし語本にて加へつ

母儀仙院云々　眞字文筥繪本●益國四海之無爲原本益四海之无杳とあり西小本にて改●めつ●思信本皆思とあり●秋云暮原本秋之暮とあり西小本にて改●めつ●暮風原本皆夙とあり西小本にて改めつ遂に信本逐とあり

にごりなき龜井の水をむすびあげて心の塵をすゝぎつるかな

とおぼせられたりけんも、げにいとをかしくこそ。歸らせ給ふはまみちに、思ひ〳〵に競馬などするさへをかし。難波といふ所にて御はらへあり。判官代むねなか御つかひなり。御船にたてまつりて、河尻につかせ給ひて、十月一日午の時ばかりに、雨ふりて雷なれば、これは神の喜こばせ給ふといふ人々あまたなり。二日あまの河といふ所にとどまらせ給ひて、あそびども召して、ものどもたまはす。人々皆ものぬぎなどす。日うち暮るゝほどに、歌よませたまふ。住吉の道に、述懷といふこゝろを、左衞門督師房、

母儀仙院、巡禮住吉靈社、關白左相府以下、卿士大夫之祇候者、濟々焉、或棹二花船一而取二水路一、或脂二金車一而備二陸行一、蓋屬二四海之無爲一、展二多年之舊思一也、于時、秋云暮矣、日漸斜焉、向難波一兮忘レ歸、舊風留レ頌、過長柄一兮催レ興、古橋傳」

君が代ハながらの橋のはじめより神さびにけるすみよしの松

關　賴通　白　殿

祈りこしことゝひとつをすみ吉のみちにゝ心ちぢにありけり

内大臣 敎通

おほかれどとどめつ。

○龜井の水云々』天王寺内寶藏の南にあり。疑の卷（卷七、六七）に註せり。○にごりなきの御歌』心の塵とは、煩惱のけがれをいひて、色にそみ香にめづる衆生の心なり。さて其心の塵のけがれをば、清淨なる龜井の水を掬びあげて、滌ぎ清め、菩提の心をおこしつるよとの意なり。この御歌、新古今集釋敎の部に、天王寺の龜井の水を御覽じて、上東門院とて載せたり。○歸らせ給ふ濱みち云々』難波の地の、海に近ければ、濱路といへるなるべし。さて供奉の人々、ひろき濱路の道すがら、思ひ〳〵に競馬などしつゝかへるもをかしとなり。○河尻』攝津名所圖會三に、大河尻、淀川の汀中村をいふ、むかし、京師より、川船にて、西海へ趣く時ゝ、かならず舟をこゝに繫ぐなりとあり。土佐日記に、二月十六日、みをつくしのもとより出で、難波津に來て、河尻に入ると見えたる、みな同じ所なり。○午時ばかりに云々』左經記に、十月一日乙亥、雷雨とあり。○天の河』攝津國宇野郡宇野にあり。伊勢物語に、交野みゆきの時、御ともなる人、酒をもたせて、野より出來り、飲みてんとて、よきところをもとめゆくに、天の川といふ所にいたりぬ、皇子、右馬頭、おほみきまゐる、かの右馬頭よみて奉りける、「かりくらしたなばたつめに宿からんあまの川原にわれゝ來にけり」とよめる處にて、交野をゆく川の名なるを、所の名にもいへるなり。されば例の遊女、このわたりにもゐるなりけり。ものぬぎゝ、わが着たる裝束などぬぎて、纒頭にするよしなり。○歌よませ給ふ』天の川のとまりにて、御

共の人々に、歌をよましめ給へるなり。○住吉の道に云々』歌の題なり。さて源師房序かきたるなり。○母儀仙院』後一條帝の御母上東門院なり。仙院ゝ、上皇の御所を、仙人のすまひに譬へたるなり。本朝續文粹、春日住吉行旅述懷應太上皇製和歌（延久五年二月廿一日）にも、太上皇母儀仙院長公主、暫出皇城巡住吉靈社とあり。○關白左相府』關白左大臣賴通なり。○卿士大夫』公卿以下の人をいふ。本朝文粹卷上、初冬泛大井河詠紅葉蘆花和歌序にゝ、爰朝士大夫之、思入風雲、志在花鳥者、濟々而侍焉とあり。なほ月宴の卷（卷一、六三）諸卿大夫の註併せ見るべし。さて上東門院住吉の靈社より、天王寺に巡禮し給ふにつきて、賴通以下、上達部、殿上人等の、御共に祗候するものおほしとなり。濟々ゝ、字書に、衆盛之貌とあり。毛詩大雅に、濟々多士。書經に、濟々有衆、咸聽朕命とも見えたり。○或棹花船云々』花船ゝ、美麗に莊飾せる船をいひ、金車ゝ金玉を鏤めたる車をいふ。白居易詩に、銀勒牽驕馬、花船載麗人。また費氏宮詞に、後殿未聞公主入、東門先報下金車など見え、脂ゝあぶらさすをいふ。上に引ける續文粹の續きにも、于時脂金車兮過郊野之路、棹華船兮縈蘆葦之叢とあり。○蓋四海之無爲云々』無爲ゝ、易繫辭に、易无思也无爲也。また論語に、无爲而治者、其舜也與とあり。さて天下の治平なるによりて、年來久しく詣でんと思ひし宿望を、遂げ給へるなりとの意なり。○于時秋云暮矣』九月廿五日、都を出で給へればなり。○向難波兮云々』舊風留頌は、この難波の地の、ふるくより歌什によめることおほきをいへるなり。萬葉集に、「海原のゆたけき見つゝあしがちるなにはに年はへぬべくおもほゆ」とよめるたぐひ、あげて數ふべからす。○過長柄兮云々』長柄の橋の事、前に註せり。○遂杖酣醉云々』さて興を催し歸るを忘るゝばかりのおもしろき所々を巡覽し、心ゆきたのしみ多くして、遂

に酣酔に乗じ、詠歌を被したりとなり。○住吉の歌』いろにいでてい、色にあらはれての意にて、住吉の松のときはなる緑の色に、わが君の千代もあらはれて見ゆる今日よとなり。この序者源師房の歌なり。○君が代はの歌』長柄の橋のつくりはじめのほどより、神さびふりし住吉の松の、年経てかはらぬが如く、行末久しくおはしまさむとなり。新拾遺集賀に、長元四年九月、上東門院住吉社に詣でさせ給ひける時、人々歌よみ侍けるに、法成寺入道前摂政太政大臣とて載せ、道長の歌とせるい誤なるべし。○祈りこしの歌』住吉の神に祈りし事い、たいひとすぢに、わが君の上のみなりしに、さてそのかへさの道には、おもしろき事、めでたきことに、心も千々にみだるゝばかりなりとの意なり。

秋の松風新拾遺集松の秋風とあり

おなじ人四字信本なし

今日は原本今日やとあり

紅葉がさねの薄様に書きて、

ながらへん世にもわすれじすみのえの岸になみたつ秋の松風　伊勢大輔

打靡く蘆のうらばにとひ見ばやかゝるみゆきのいつかみ島江　おなじ人

蘆わけて今日はこゝにもくらさばや打過ぎ難きみしま江の波　辨の乳母

まつみれどかへらんかたも忘られてまことなりけり住吉の岸

きし見えぬの歌眞繪信本なし●住吉の松原本住吉に松とあり繪眞信本により つ

橋はしらのおよひ作者辨の乳母の名眞本になし

音にのみの歌繪眞信本作吉の松もの歌の次にあり小辨の名なし

都にゝまちどほなりと思ふらんながらへぬべきたびの道かな　小辨

住吉のきし見えぬまでなみよれるみやこのかたも忘れぬる哉

住吉のまつもみゆきゝありけめどこはめづらしきみ島江の浦　辨の乳母

橋柱のこらざりせば津の國のしらずながらやすぎはてなまし　小辨

音にのみきゝしもしるくすみのえの浪たちかへる事ぞ物うき　さし

とまるべき浦にもあらぬをいかなれば葦分船の漕ぎ歸るらん　むし

○紅葉がさねの薄様』薄様色目に、紅葉、表黄裏蘇芳とありて、初紅葉、黄紅葉以下数種を載せたり。○伊勢大輔』上に見えたり。○ながらへんの歌』浪たつに、並立つとそへたるなるべし。一首の意あきらかなり。此歌、新拾遺集神祇部に載せて、結句秋の松風を、松の秋風と云たり。○うちなびくの歌』三島江にうちなびく葦のうら葉に、かゝるめでたき御幸を、いつか見たる事ありや、いなや、問ひて見ばやとなり。三島江に、いつか見しといひかけたり。○辨の乳母』名ちごの辨の乳母をいふ。名ちごの辨の事、前に見えたり。○蘆わけての歌』一首の意わきがたきふしなし。○まつ見れどの

歌』こも意あきらかなり。住吉に、住みよき意をそへて、歸らむかたも忘られてといへる意なり。さて住吉い、わすれ草の名所なれバ下に思ひてよめるなるべし。○小辨』前に（上ノ三）美濃の小辨と見えたる、同人なるべきよし註せり。○都にはの歌』ながらへぬべきい、この住吉に、いつ迄もながらへありたきやうなりとにて。されバ都にてい、わが歸るを待遠に思ふらむとなり。さて長柄を添へたり。○住よしの歌』上句、岸の見えぬまで浪のよれる面白さにとの意なり。○住吉にの歌』まづもい、先にもの意にて、昔も御幸いありつらめどとなり。さてまづに、松をかねたり。○橋ばしらの歌』このたえて久しき長柄の橋の橋柱の、今も殘りあらざりせば。長柄といふことも、知らぬまゝに過ぎはてなましとなり。知らずながらにも、長柄をかねたり。さて長柄の橋柱の殘りありしよしい。公任卿集に、三島江をへて、ながらの橋にて、橋ばしらなからましかバながれての名をこそきかめ跡を見ましや」と見え、家長日記、明月記に、後鳥羽院、この橋柱の、水底に朽のこりたるをとらせて、和歌所の文臺をつくらせ給ひし事見え、又陸路之記に、長柄の橋柱の聯と云ふものつくれるよしを記せり。この歌、玉葉集旅に、天王寺へまうで侍けるに、ながらの橋いづくぞととふに、はや過ぎぬとこたへければ、小辨「橋ばしらそれとばかりも見るべきにしらでながらも過にけるかな」とありて、歌もいさゝかかはれるのみならず、作者、小辨と、辨乳母とは別人なること、衣の珠の巻（九二）に註せるを見て知るべし。○音にのみの歌』すみの江のけしきのおもしろきを、都にて、はやう音にのみきゝわたりしもしるく、今目のあたり見ては、立かへりうくおぼゆとなり。浪いたちかへるといはん料なり。○むさし』前にも見えたり。○とまるべきの歌』あしわけ船は、葦間を漕ぎわけゆく船なり。一首の意明かなり。

都出ての歌 續後撰本うち古くの歌の次にあり 作者伊勢大輔の名なし

なに高き原本 なみ高きとあり 續後撰本にてもめつ●みゆきそ平本みゆきにとあり

都いでて秋より冬になりぬれバ久しきたびのこゝちこそすれ

伊勢大輔

名に高き君がみゆきぞ住吉のうらめづらしきためしなりける

兵衛の内侍

眺めつゝ見まくぞほしき住のえの松もうべこそ年の經にけれ

辨の内侍

淺瀬ゆくつなでの繩も珍らしき君がみゆきをためしにゝ引け

辨の命婦

これもすこしをかくなり。丑の時ばかりに、御船よりおりさせ給ひてのぼらせ給へば、都にゝ曉方におはしましつかせ給へば、人の家などにおどろきて、はじめの名殘を、日頃忘れがたく思ひけれバ、かどあけさわぎみし曉の朝顔、よるのころもなど、かへさまなどにてやかであるべきにあらねバ、をかしかりしかど、日頃のありさま、浪の上あしまをわけしほどを思ひいでつゝ、若き人などゝ戀ひあへり。この程ゝこれにて世の中過ぎぬ。』

○みやこいでての歌』秋より冬にいへ、九月廿五日都を出で、十月二日になりぬれば、しかいへるなり。日數ハ少なけれど、秋冬にかゝれる旅といへば、久しき心地すとなり。此歌、後拾遺集雜四に、上東門院住吉に參らせ給ひて、秋の末より冬になりて歸らせ給ひけるに、よみ侍ける、上東門院新宰相とて載せたり。新宰相ハ、作者部類に、三條院女房、參議廣業女とあり。作者いづれか正しからん。○兵衞内侍』前に出でたり。○名に高きの歌』うらめづらしきハ、心珍らしきの意、うらに浦をかけたり。一首の意明かなり。○辨の内侍』系譜詳ならず。○眺めつゝの歌』この住吉の浦のけしきの面白さに、我もいつ迄もながめつゝ見まほし。さてかゝるよき浦なれば松の、知らず〳〵年經にけるも、うべなりけりとの意也。○辨の命婦』こも系譜詳ならず。○淺瀨ゆくの歌』つなでハ、船を挽く繩なり。前に註せり。さて網手もて船ひくのみにはあらで、此珍らしき御幸を、後の例に引けとなり。○これも云々』この女房どもの歌も、多かれど、其中の少しをかくなりとなり。○丑の時ばかりに云々』夜の十二時過ぎたる程をいふ。さて夜中に、御舟より下り給ひて、都に上り給ひたれば、曉方に、洛中には入らせ給へりとなり。左經記に、十月三日丁丑、天晴、早旦女院還御云々、及午後參殿、被仰道間等、暫令參内給、僕又歸私とあり。○人の家どもに云々』女院、曉方の還御に、京中の人家ども、騒き起きて、かの初め御發程の時の行裝の美くしかりしを、忘れ難く思ひあたれば、門をあけて騒ぎいで、見物せし人〳〵の、ねくたれほけたる朝の顔づき、寢衣の儘なるを、うら返しきたるなどにて、其まゝ見あたる人などありしが、をかしかりきとなり。寢衣をがへし着る事は古今集に「いとせめて戀しき時はぬば玉の夜の衣をかへしてぞきる」などある例なり。○こ

の程ハ云々』この頃は、この女院住吉御幸の事のみ、ことぐさにて、世の中過ぎぬとなり。

齋院に遂に姫宮（皇子）さまだらせ給ひぬれば、御門（後一條 威子）后思しさわがせ給ふことかぎりなし。この頃ハ、こと〳〵なく、二所の御中におはします。十月に御袴着せ奉らせ給ふ。女房菊紅葉をおりつくしたり。その日になりてハ、うへの御局にて、二所御涙もとどめさせたまはず、ゆゝしくなん見えける。日ぐらし二所の御ふところにはしまさせ給ふ。御乳母ハ、雅通の丹波中將の女の權中納言の君、忠輔あぶきの中納言の女中納言の典侍、左兵衞督（公成）の北の方になりたる宮の内侍なり。年頃候ひける侍從の君とて、かたちなどいとよくて、内侍なるぞさぶらひける。御車に奉るほど、侍從の内侍にいだかれさせ給ひて、これハのらんとて、おりさせ給はざりけれバ、いかがはせんとて、宮の香の御衣（威子）をぞたまはせて、色ゆるさせ給ひて、乘せさせ給ふ。ほど〳〵につけてハ、さいはひありけりといはれけり。中納言のすけ、たゞの中將の君の候ふべきにてありつるを、かゝれバ中納言のすけぞ、御はかしなどとりて乘り給ふ。こと御乳母たちハ、こと車にてぞ參り給ひける。みつにはおはしませど、御ぐしながく、例の六つばかりの子どもにておはします。このほ

ゆいしくと平本ゆかしくとあり◎おふ原本あふに◎西集覽本あみなりと平本あり◎信本ゆかしくとあり◎おふ原本あふに◎西集覽本あみなりと平本あり◎信本左字なし信屋信本により◎典侍原本内侍とあり◎改めつ原本改めつゝ◎香の御香原本御香の衣とあり◎信本こと車原本こゝろくるまとあり◎眞信平本にて改めつ給へりけれ原本給へりけるとあり◎資小本によりつ

左兵衛督原本左字なし眞信本にて改めつ

たてまつれり　原本奉り給ふとあり

おはしましける　平本まし二字なし

誰も〳〵　原本誰もとあり平信小本にて加へつ

御うまご　原本御むことあり信資小本によりつ平本御まごとあり

ど泣かせ給ひて、えおりさせ給はぬこそ、兒にゝ似させ給へりけれ。宮の内侍ゝ、

公成
左兵衛督むかへ給ひつゝ、更にまゐらせたまはず。かくて內の御乳母の大貳の

三位と聞ゆるゝ、殿のうへ　倫子　鷹司殿の御乳母子なり。その人の子に、丹波の守のり

たふといふ人の家に、三條なるにいでさせ給へり。榊などさすほど、ただのことに

ゝかはりてをかしく見ゆれど、內にも宮にもたゞほしめしいりて、御使隙もなくた

でまつれり。御有樣もゆかしういみじく思ひ聞えさせ給へれば、殿上人、上達部、

我も〳〵と、まづまゐりて後になん、內には參りける。上達部も、殿上人も、參りた

る人に、「院にや參りたりつる」と問はせ給ふに、「さもさぶらはず」と申すゝすさま

じく、「參りたり」と申す人には、誰にかあひたりつる、何事かはしましける」など

とはせ給ふに、誰も〳〵、いかでかは、まづ參らんと思はざらん。左衛門督　師房　ときこゆ

　具平
るゝ、故中務宮の御子なり。齋院の別當になり給へり。長宮　頼信

には藏人辨經長、帥中納言と聞ゆる道方の子なり。六條左大臣殿の御うまごなり。

○齋院に云々』左經記に、長元四年十一月七日庚辰、天晴、有召參殿、仰云、二宮御出幷可奉卜定齋院

之日等事、內爲問定所奬也、可遣召陰陽助孝秀者、仰隆佐朝臣召之、孝秀參入、即召御前、被問件日

云々、申云、來月七日出御巽方家、十三日若十六日可被卜定歟云々、仰自內裏當巽之人家誰家哉、余

申云、丹波守章任朝臣三條宅宜歟、仰云、甚吉事也、又仰云、大略以此由可示宮大夫、即詣大夫許

申此旨、被申云、件日々幷宅吉程也云々、十二月三日丙午、寅刻火見長、人云、上東門院云々、仍馳

參、中將　又七日今上女二宮出給丹波守章任朝臣三條宅、十三日可奉卜定賀茂齋王之由、衆人議、而依

此火事、十三日出御、十六日可奉卜定由有改定とありて、かねて齋院卜定の議あるをもて、主上中宮

歎き給ふよしなり。○十月に云々』賀茂齋院記に、敦子內親王、後一條院第二息女也、母中宮威子、

藤原道長之女也、長元四年十月廿九日着袴、即授二品とありて、其儀ども、左經記に詳なれど、事

長ければもらしつ。○その日になりて云々』二宮三條に出御の日をいふ。さて齋院に卜定の後は、

初齋院以下の御潔齋所におはしまして、今までのごとく、御傍さらずいつくしみ給ふことかたけれ

ば、主上中宮ともに、上の御局にて、御わかれを惜み給ふよしなり。○御乳母ゝ云々』左經記に、長

元四年十二月十三日丙辰、天晴、早旦尋問可參御送之女房數中殿、三位二人、典侍三人、掌侍三人、命婦六人、藏人一人、仰云、三

位各十六疋、典侍各十疋、掌侍各七疋、　曰依命婦一人同之　命婦各六疋、藏人四疋計宜歟云々、申云、有何事

者、次參三條令御裝束、先以神殿、當御在所西方云々、仍追　東對臺北爲御所、塗籠東廂也、作遣戸爲御殿之故也、抑作宅　本自無

　寢殿、只所在、東對代、北對許也、仍
以東對代爲御所、而北對爲女房曹司、

被儲也、御木帳不立、自行事所追仰可調渡也、入夜參內、戌刻出御、　途路如常見御

　還間、有燭、於北陣自螢遷糸毛、

本宮口等着褂冠帽等、付御車云々、余依何前便不候御共、依衆儀記之と見えたり。雅通の丹波中

將、尊卑分脈左大臣源雅信の系に、時通の子、雅通、　五藏中宮亮、從四下、丹波守、後指作者とあり。

腐司殿倫子の甥にて、上東門院の御いとこなり。中將二字詳ならず。○あふぎの中納言』魚名の流山

陰中納言の後にて、大貳藤原國光の男なり。既に初花の巻（巻四、）に見えたり。さて典侍ハ、尊卑分脈に載せず。○兵衛の督の云々』前に（上ノ、三二、）左兵衛督ハ、中略我ハ中宮の御乳母子に、宮の内侍とて、かたちなどめやすかりける人を、いみじうおぼして、わがもとにむかへなどしてものし給ひけるとあり。○侍従の君』系譜詳ならず。年頃も、乳母にてさぶらひし侍従の君とて、容貌などいとよくて、此頃ハ、内侍になりて、侍従の内侍とよべるぞ、御乳母に參りて、このたび皇女の供奉したりとにて、權中納言の君、中納言の典侍、即ち宮の内侍と、此侍従の内侍と、三人まゐりたりとなり。○これハ乗らん』われハのらじの諍ならんか。馨子内親王の、むつかりのたまふ詞なり。○宮の香の御衣云々』香とは、紅に黄を加へたる色をいふ。三條家装束抄に、香の色、若年人ハ、こがれ香と號して、下がきを薄紅にして、黄をまぜて染之、所詮濃香也、織物にて着するの時ハ、經緯共に濃香にそめて織之とあり。こゝハ香染なるべし。さてこの色ハ禁色なるべし。されど殊に禁色をゆるして、宮と同車し奉らしめしたりとなり。○ほと〳〵につけてハ云々』侍従内侍の、ゆくりなく禁色をゆるされたるにつけて、その身分にとりてハ、相應に幸福もある事なりと、人にいはれたりとなり。○中納言のすけ云々』宮の御車には、一體、中納言の典侍と、丹波の中將の女の權中納言の君との二人、供すべき筈なりしに、侍従の内侍に抱かれ給ひて乗り給へれバ、中納言の典侍ハ、御劔の役にかはれりとなり。○こと御乳母云々』侍従の外ハ、二人ともに、別の車に乗れりとなり。○三つには云々』此宮の御有様のねびておはしますをいへり。只泣き給ひて、車をおり給はぬのみ、兒のやうなりとなり。○宮の内侍ハ云々』前に引きたる上文をあはせ見るべし。○丹波の守章任云々』

章任ハ、續本朝往生傳に、但馬守源章任朝臣者、近江守高雅朝臣之第一子也、母從二位藤原基子、後一條院御乳母也、自少年時　盛有風雲、補夕郎預榮爵、歴近衛少將右馬頭、東於四箇國、（一作、丹波伊豫、但馬、）家大富有、財貨盈藏、米穀敷地、庄園家地布滿天下、本朝之陶朱倚頓也略と見えたり。さて三條第の事ハ、前に引ける左經記に見えたり。○榊などさす云々』齋院の御所の寢殿の四面及び門等に、榊をたつるをいふ。延喜齋院司式に、凡大嘗祭、定賀茂大神齋主、仍面内親王來嫁者卜之、卜略食訖、遣物使於彼家、告示事由、神祇官已上一人、率僚下隨物使共向、卜部解除、神部以木綿著賢木立寢殿四面、及内外門、木綿賢木所司備之、事畢賜祿、中臣忌部各一疋と見えたり。さて左經記長元四年十二月十六日の條に、まづ二品馨子内親王准三宮賜三宮賜年官年爵并本封外可賜千戸封の宣旨の事を載せ、次に、上達部多參入、次勅使右少將行經參入、令申事之由、殿座如初、使着申劇王下定由、次武衛授祿、女裝束　拜出、次神祇大副以下參入、範國申事由、頃之、中臣三人取御祓物、二人高坏二紙裝、別居小上臈四人、納物、又各四、一人大麻等、自東庭渡簾下授女房、々々取之授宮主、宮主簾候北庭、宮主齋院宮主、簾突北面、宮主之、今日不可申任用代官御祓々、神部四人、付木綿取賢木、立御在所屋四角、始自巽、次第立之、次立中門北南住下、次立御門左右柱下、次立御井、（全部云、如此次第立部下、賢木、而於里第立之、）如何、神祇官五、前例如此、仍重不告、次中臣卜部各一人奉仕大殿祭、（於部在所屋、巽角始之、次乾、次坤、次艮之、次御竈祓、）次入御湯殿、（不入廉中、只於廉外祭之、）次行仰、（諸大夫三獻了、）次給祿と見えなり。○御有様も云々』内中宮ともに、齋院の御有様をも見聞きたく、甚しく思召し申させ給へれバ、その御有様をうかゞひてハ、内中宮につたへ奉らんとて、かならず參内の前に、齋院に立よるとなり。○參りたる人に云々』内中宮、上達部殿上人の參

内したる人にい、齋院に參りたるかと問ひ給ふに、參り申さずと答へ申すい、すさまじく思召し、又參りたりと申す人には、かさねて齋院の何人に逢ひたるぞ、二の宮いかゞおとしましたるぞと、御有樣をのみ聞き給へゞとなり。○左衛門督云々』公卿補任萬壽三年の條に、權中納言從三位源師房、十七、十一月六日任、同廿八日兼春宮權大夫とありて、左衛門督をかねたるい、年月詳ならねど、同書長元二年の條に、中納言正二位藤兼隆、左衛門督、十二月廿七日辭とあれバ、二年三年の間の事なるべし。○齋院の別當云々』別當い、長官の外に、別に上達部を任せらるゝものにて、齋院司の事を總ぶる職なり。これを勅別當といふ。左經記に、十二月廿三日、丙寅、天晴、藏人辨云、昨日以右少將定良爲齋院別當之由有宣旨云々とありて、師房の事見えず。下の歌合の卷、殿上賭弓の條に、左衛門督、師房公成の宰相、齋院の別當にものし給ひけりと見えたり。○長官には云々』長官い、齋院の事をあづかる長なり。官職秘抄に、齋院司、令外官、長官、任人加寮頭とありて、齋宮寮頭の下に、可然公達任之、若無其人者、雖爲六位、直載從五位下由と見えたり。さて辨官補任長元六年の條に、藏左少辨正五位下源經長、防鴨河使、正月五日正五下、（辨）四月二日齋院長官と見えて、その下定の年の事にあらず。

四月には御けいの日、やがて大膳にいらせたまふ。內近くて、女房などまゐりかよふ。さぶらひなどぐして、露けき道をわけまゐるもをかし。御けいの女房の裝束など思ひやるべし。あふぎなど、殿上人、心々につくしいとむべし。內よりは覺

束なきことをのみ思しめす。』八月三十日に、中宮行啓あり。蘇芳のこくうすきにほひなどに、くさのかうの御衣などたてまつる。いとをかしうなまめかしくめでたき御有樣なり。日頃の程に、こよなくおとなびさせ給ひけるを、哀に見たてまつらせたまふ。二日ばかりおはしましてかへらせ給ふを、いとあかず口をしうおぼしめさる。內の御使の、霧をわけてまゐるも、いとをかしうおぼしめさる。』十月、ころもがへ、五節臨時の祭などいひて、心のどかならですぎぬ。』一品宮は、明暮めかれずかしづき奉らせ給ひて、御對面などあるべしとあれど、一品にならせ給ひぬるはかたじけなし。御みづらなどゆはせ給ひて、のぼらせ給はんとて止りぬ。なべてならずいみじくもてかしづき聞えさせ給ふ。殿上人朝夕にまゐりまかで、鞠け小弓射など、をかしくあそびあへり。子の日にやまずけをてまさぐりにして、櫻亮兼房、

おぼつかなけふのねの日を山菅のひき違へても祈りつる哉

といへば、出羽辨、

今よりの松をもおきて山すげの長きためしにひきやくらべん

などいひかはすほどもをかし。殿上人などまゐりて小弓射などするに、たいふ、

活字本にて加へつ
印本なし
下原本に
學あり諸本に
も除きつ

今日よりハ子の日の松とあづさ弓諸矢に千代をかけてひかなん

かへしわすれにけり。

〇四月には云々』延喜齋院司式の條に、凡定齋王畢、即卜宮城内便所爲初齋院、即先臨川頭秡潔乃入とありて、初齋院に入り給へるなり。大膳ハ大膳職にて、和名抄に、於保加之波天之豆加佐と訓めり。百寮訓要抄に、大膳職、諸國の雜物、御膳、諸々の食物を主どる、今も朝廷の禮にたまふ饗膳をバ、皆大膳職より沙汰する也、玄ゝびしほ、つけくさびら、菓などをも、皆此省にてつくるべしとあり。さて、宮内省の被官なり。其廳舍ハ、待賢門内の南、大炊寮の北、主水司の東にあり。南北四十丈、東西三十丈、正廳、東西舍あり。又菓餅所、雜舍、倉等あること、大内裏圖考證に見え、さて之を初齋院にあて給ひしなり。日本紀略に、長元五年四月廿五日、乙丑、賀茂齋王禊東河入大膳職とあり。〇内ちかくて云々』大膳職ハ、内裏中重春花門の間近き所なれバ、女房なども參りかよふとなり。〇御禊云々』初齋院に入り給ふ前に、まづ東河に御禊あり。その供奉の女房殿上人などの、裝束をつくし、扇などまで挑みあへるをいふ。〇中宮行啓』日本紀略に、長元五年八月廿八日、丁卯、中宮行啓齋院御所大膳職とありて、小右記も同じければ、本書恐らくハ誤なるべし。按ふに、三十日ハ、もとつごもりとありけんを、傳寫の際に、三十日の字を充てたるにてもあるべし。つごもりハ、月の末を、おほらかにいふなること、前々にもあまた見えたり。〇くさのかうの御衣』草香ハ、いかなる色をいふにか。詳ならず。狹衣に、玄をん色の御ぞのなよゝかなるに、草のかうの織物のさしぬきばかりをき給ひて云々とも見えたり。〇月頃の程に云々』齋院、十二月十

三日、章任朝臣の三條宅に退出し給へる事、前に見えたり。さてわづかに月頃を見給はぬ程に、こよなくおとなぶり給ひたりとなり。〇二日ばかり云々』中宮、初齋院に御逗留のほどをいふ。應德年代記に、八月廿八日丁卯、中宮行啓齋院、御在一宿還御とあり。〇霧をわけて云々』曉に、とく御使のまゐれるをいふ。〇十月云々』十月一日のころもがへハ、すゞしを冬の衣にあらたむる儀にて、其さま、四月の更衣のごとく、公事根源に見えたり。〇五節』日本紀略に、長元五年十一月廿三日辛卯、新嘗祭、廿四日壬辰、節會と見えたり。〇臨時祭』同書に、同月廿八日丙申、賀茂臨時祭試樂、廿九日丁酉、臨時祭と見えたり。〇明暮めかれず云々』わきめもせず、朝夕に、大事にかけて養ひ奉りてとなり。〇御みづら云々』みづらハ、髮を左右にわかち束ねて、角の如くせるをいふ。玉の村菊の卷(卷六、四九)に註せり。〇鞠け云々』鞠ハ、和名抄に、鞠音菊、字亦作毱、万利、以韋囊盛糠而蹴之とあり。〇小弓』揚弓の類なり。中世、多く遊戲にもちひしものなるよし、嬉遊笑覽に見えたり。〇子の日に、』子の日ハ、正月初子の日の遊をいふ。この日、人々野べに出で、松など引くなり。くはしくハ、月の宴の卷(卷一、一〇二)に註せり、さてこハ、長元六年の正月の事なるべし。下に、齋院紫野院に入り給ふこと見えたるハ、六年の事なれバなり。さて三正綜覽に據れバ、正月小、戊辰朔、九日丙子なり。〇山すげを云々』山すげハ、貞丈雜記に、正月の祝、又女の髮そぎの祝などに、山管を用ふる事あり、やますげとは、麥門冬の事也、此の草、冬も葉青くして、かれぬ物也、雪霜にもいたまぬ物ゆゑ、祝に用ふる也、麥門冬に、葉の大なると、細なると二品あり、葉の大なるを山すげと云ひ、細なるをば、じやうがびけと云ふ、(りうのひげとも云ふ)雨たりおつる所などへ、植うる草也云々

と見えて、今やぶらんといふもの也。てまざりくりハ、手にて翫びをるをいふ。〇權亮兼房』尊卑分脈藤原氏道兼の流に、兼隆の子、兼房、中宮亮、右少將、讃岐守、備中守、正四下、歌人と見えたり。〇おぼつかなの歌』けふハ子の日なれバ、松をひくべき日なるを、おぼつかなくも忘れゐて、山すげなどひきまさぐりつゝ、ひきたがへて、我君の千代をも祈りつる事よとなり。山菅ハ、今ある景物につきて、ひきたがへといはん爲のみ。〇出羽辨』作者部類に、出羽辨、加賀守平季信女とありて、後拾遺集以下、代々集の作者なり。〇今よりハの歌』子の日なれバ、松ハひかんことさらなるわざなれど、今よりハ、その松をもさしおきて、長きためしには、君がてまさぐり祈りし山菅を、例の松の千代にも引きくらべんと也。〇たいふ』伊勢大輔なり。〇今日よりハの歌』あづさ弓ハ、梓の木にて作れる弓をいふ。もろやハ、和訓栞に、兩矢也、二枝を一手といへりとあり。徒然草に、或人、弓いる事ならふに、もろやをたばさみて的にむかふ、師のいふ、初心の人、二つの矢もつことなかれと見えたり。さてその二枝の、そやおとやともに射あてたるを、もろやするともいふ。拾遺集雜春に、應和二年、春宮藏人になりて、月のうちに、民部丞にうつりて、ふたゝびよろこびをのべて、右近命ぶかもとにつかはしける、したがふ、ひく人もなしとおもひしあづさ弓いまぞうれしきもろやしつれバ」とよめり。猶下の歌合の卷にも見えたり。一首の意、子の日なれバ、松ハ更なり、この射給ふ梓弓と二つながら、もろともに、千代の久しきをかけて、今日をはじめに、行末までもひきたしとにて、宮の千代をことほぎ奉れるなり。なんハ願ひの意。

年かへりぬ、例のことさわがしく過ぎぬ。春ふかくなるまゝに、齋院わたらせ給

入重山吹云々廿二字信屋本なし

からきぬ下なり二字平本なし●かへさ原本うへさとあり西眞本にて改めつ●袴うはぎ原本袴そはきとあり平西本にて改めつ

のころなし信本のこりなしとあり

ふべき年にて、心ことに思しめしいそがせ給ふ。内には繪どころ、つくも所にて、女房の裳唐衣にゑかき、つくり繪など、いみじくせさせ給ふ。宮にハ宮つかさうけ給はりて、そめ殿、うち殿につかはし、思しいとなませ給ふ。御禊にハ八重山吹をひねりかさねて、やへ〳〵のへだてにハ、青きひとへをかさねつゝ、いくへともしらず重ねておしいだされたり。まことの花の咲きたるゆふばえと見えて、いみじくをかし。祭の日ハうらうへの色なり。こきふたり、うすきふたり、やがて同じ色のうはぎからぎぬなり。紅のこきうすき、紫、山吹、青き、蘇芳など、皆ふたりづつなり。かへさにハ、むらごにて、袴うはぎも、裳唐衣も、うすものにて、紋にハかねをし、縫物どもをし、心々に繪などかきたれバ、すずしげになまめかしうをかし。上達部も、殿、内の大殿をはじめ奉りておはしませバ、いみじうめでたし。上達部殿上人のこるなし。日ごとにいみじき見ものにてなんありける。』

〇年かへりぬ』前の子の日の上にあるべし。こゝハ猶長元六年になれるをいふ。次の齋院紫野入御の事ハ、六年なればなり。〇齋院わたらせ給ふべき云々』初齋院より、紫野に入御の事をいふ。さてその御支度を心ことに思し給ふとなり。〇ゑどころつくも所』並に月の宴の卷に(卷一、三四)註せり。〇つくり繪』彩色するをいふ。源氏物語若菜上に、したゑのさまなどおろかならむやハ、おもしろ

き春秋の作り繪などよりも。此屏風のかゞやくさまハ目も及ばずとあり。○その殿うち殿』その殿ハ、布帛を染むる所にて、玉の飾の卷(卷十一一〇九)にも見え、うち殿ハ、源氏物語玉かづらの卷に、こゝかしこのうちどのよりまゐれるものども、御覽じくらべてと見えて、河海抄に裝束うつ所なりとあり。○御禊には云々』御禊ハ、齋院紫野院に入御のための御禊なり。さて御禊の時の御裝束ハとなり。○八重山吹を云々』ひねり重ねてハ、折り捻りて表裏を重ぬるをいふ。○やへ〳〵の云々』幾重ともなく重ねきたる衣の隔のためにハ、間に青き單衣を着かさねたりとなり。おしいだされたりハ、車より、袖口裾などおし出すをいふ。○まことの花の云々』宮女房等の裝束の、山吹をはじめ、いろ〳〵なるが、眞實の花の咲きたるに、夕日にさしあたりて、映えまされるにかとも見えてをかしとなり。さて日本紀略に、長元六年四月九日甲辰、賀茂齋王禊于東河、入紫野院と見えたり。○祭の日ハ云々』うらうへの色ハ、御禊の日ハ、女房みなひとつ色なりしに、こたびハ反對に、二人づゝ色をかへて着たりとなり。○かへさにハ云々』祭の還立の日をいふ。即ち翌日の儀なり。○紋にハかねをし云々』金物を紋様としたり、縫物を付けたり、又心々に繪などをかきたるを着たりとなり。金物を紋に用ふる事、前にも見えたり。○日ごとに云々』御禊の日、祭の日、還立の日と、日毎に裝束なども改りて、甚しく美麗なる見物なりきとなり。さて祭の事、日本紀略、百練抄等にも見えてず。但し三正綜覽によるに、この月小盡丙申朔にて、十四日癸酉ハ、賀茂祭式日にあたれり。

このほど過ぎぬれバ、のどやかにて、内わたりもつれづれに思しめさるれバ、女院(彰子)いらせ給へり。うへの御局におはしまして、女房ぞ弘徽殿に局しておりのぼりけ

男宮原本おこと宮とあり資信屋本にて改めつ平久本おとゝ宮とあり

る。めづらしき細殿ずみもをかし。春宮一(後朱雀)の宮(後冷泉)ハ、この院(上東)におはしませば、入らせ給ひて、春宮の御方におはします。一品宮(章子)ハこの宮の今ひとつが御弟におはしませば、世の人まだきより、いみじくよき御あはひなりと聞えさするも、げにさもやおはしまさん。女院(彰子)の御方に、一品宮(章子)わたらせ給ふ。をさなくおはしませバ、晝もわたらせ給ふ。ゑもの御局より。關白殿(頼通)など具し奉らせ給ひて、のぼらせ奉らせ給ふ。なでしこの織物のひとへがさね、さうぶの小褂たてまつりたる、花々と、盛に櫻のさきこぼれたる心ちして、けだかくにほひらう〳〵しく、今めかしうをかしげなる御ありさま、たぐひなし。今年ぞ九つにならせ給ひける。いみじくめでたしと見奉らせ給ふ。院(彰子)もかゝる御ありさまをバ、まだ御覽じならはせ給はず。男宮をのみならひ申させ給へるに、哀にめづらしううつくしと見奉らせ給ふ。齋(馨)院(子)ハ、又なづかしうをかしげに、らうたげに、にほひやかに、なでしこの花を見る心ちぞせさせ給へる。みまさかの三位など、「また、よき人あまた見奉れど、この御前達のやうなるハおはしまさざりき、一條院の女二宮(樸子)、故女院(詮子)におはしまししかバ、見たてまつりし、それぞいとをかしげにおはしまししかども、この二所の御や

えおはしまさず原本さ字なし諸本にて加へつ

やすらか原本ら字なし諸本にて加へつ

十日ばかり原本一月はかりとあり諸本にて改めつ

うにいへおはしまさず」など、けちえんにほめ申し給ふさま、ほこりかにあいきやうづき給へり。大宮彰子よさりのぼらせ給ひて、中の戸あけて御對面あるほど、いとやすらかにうとからず、めでたき御あはひなり。よき人の御あはひいへ、はちかはし申させ給ひて、つゆけはひも漏さじとつつみ、女房なども心したり。内東宮わたりおはしますも、いとめでたしともおろかなり。十日ばかりおはしまして、いでさせ給ひぬ。』

○女院いらせ給へり』上東門院禁中に入御し給へるをいふ。この事、日本紀略等の書に見えず。○上の御局』清涼殿の、藤壺弘徽殿の上の御局をいふ。既に前々に註せり。○女房ぞ云々』上東門院の女房へ、弘徽殿に局をまうけて、そこより上の御局のかたへ、おりのぼりつかへまつれりとなり。○細殿ずみ』細殿につぼね住するをいふ。上東門院の、まだ中宮におはしましゝ時こそ、女房もかかる禁中の細殿ずみもせしか。其後へ、久しく禁中をいでて、京極殿にのどやかにおはしましゝかゞ、かゝる事へめづらしきよしなり。○この院に云々』上東門院の御所に、ひとつにおはしますによりて、こたび院入内につきて、ともに春宮の御方におはしますとなり。○今一つが御弟云々』章子内親王へ、春宮の若宮より、一年ほど幼くおはしますによりて、世間にては、まだかゝる幼き程より、春宮の一宮と一品宮とへ、よきほどの御あはひなりと申すにつけて、なるほど一宮にあはせ給はん事、よくやおはしまさんとなり。○下の御局より』弘徽殿のかたをいへるにか。○なでしこ云

々』一品宮の御裝束のさまなり。なでしこ、さうぶ、ともに前々に註せり。○けだかくにほひ云々』にほひへ、顔ばせのつやめきたるやうすをいひ、その只鮠ならず、け高くおはしますよしなり。さて御容體御もてなしへ、何となく巧者に、今やうめき風流なる御様なりとなり。○今年ぞ九つ云々』万壽三年十二月御降誕のよし、若水の巻(巻十、)に見えて、今年長元六年には、八つにおはしますなり。○院もかゝる云々』御裳着の條にも、大宮、彰子内、春宮をこそ、きよらにおはしますと思しめしけるに、それへ男におはしませば、さまことなり、これへいとこまかに美しう、明暮我が物にて見奉らまほしう思されけり、とあるにおなじさまなり。○まだよき人云々』他によき人のまた見奉りたれど、この一品宮齋院などのごとく、をかしげにおはしますざりきとにて、一條院の皇女媄子内親王も、かばかりへおはしまさざりしよしなり。○女二宮』媄子内親王にて、御母へ皇后定子なり。その東三條女院の御方におはしまし〳〵事へ、鳥邊野の巻(巻三、一七八)に、女院には、よき日して、若宮迎へたてまつらせ給ふ云々と見えたり。○けちえんに』揭焉の字音にて、きはやかに、いちじるくなどいふ意なり。落窪物語に、このむこの君へ、あしき事をもかしがましくいひ、よき事をゞけちえんにほむる心ざまなれゞ云々とあり。類聚名物考に、けぢめの意なりといへるへ、いかにぞや。○ほこりかに云々』美作三位のさまなり。去か姫宮たちをほむるさまのほこらしげにて、愛きやうづきたりとなり○中の戸』清涼殿北廂の東第一間と第二間とのあはひの戸にて、萩の戸と藤壺上御局との境にならびたる戸をいふ。枕草紙に、ひいおましの方におものまゐる足おと高し、けはひなど

のこるなく信屋本のこりなくとあり權大納言の下屋長家二字あり

さかき葉下の字諸本はとあり

をし〳〵といふ聲きこゆ、うら〳〵とのどかなる日のけしきいとをかしきに、はてのおはんもたる藏人まゐりて、おものそうすれバ、なかの戸よりわたらせたまふとあり。又この物語烟の後の卷にも見えたり。さて御對面ハ後一條院に御對面なり。○よき人の御あはひハ云々』はぢかはしハ、互に人をはづかしと思ひかはすにて、うちとけなれ給はぬをいふ。つゆけはひももらさじハ、見にくゝ打とけるたるけはひハ、つゆ漏すまじと隱し、女房なども、さる心して注意せりとなり。すべて貴人の中らひハ、打とけみだれたる儀ハなく、常にうるはしくもてなすをいへり。○十日ばかり』印本活字本等、みな一月とあれど、御退出の日次も詳ならねバ、いづれとも定めがたし。

春宮(後朱雀)には、一品(禎子)の宮御腹に、姫宮二所おはしませども、それハ疎くて見奉らせ給ふことなし。』今年も十月に齋院に行啓あり。この度ハ五六日ばかりおはします。十月廿餘日庚申なるに、上達部殿上人まゐり、あそびの方の人も、ふみの道の人々も召しあつめ、のこるなくまゐりて、歌詠み、あそびなどあり。下﨟もその道の人ハまじりたり。權大納言(長家)、

萬代に色もかはらぬさかき葉のちるもみぢ葉にゆふやかけまし

いろさむみ枝にも葉にも霜ふりてありあけの月をてらすゑら菊

左衞門督師房

おほかれ下ど字原本なし繪西大本にて補ひつ

ありさま下原本にとあり諸本にて除きつ

今夜しもくまなくてらす月かげハ殘りの菊を見よとなるべし

たほかれどかゝず。女房、

月影に照りわたりたる白菊ハみがきてうゑしゑるしなりけり

たほかれどとどめつ。』月あかくをかしき夜權大夫(能信)くちずさひに、

さかきのみこそことに見えけれ

とのたまへバ、女房、

神がきハ月ももみぢもありけれど

などきこえさせかはしけり。心のどかにもたはしますべけれど、あかでかへらせ給ふ。かゝる御ありさまハ、苦しげなりやとぞ。』

○姫宮二所』良子娟子兩内親王をいふ。されど良子内親王降誕ハ、長元五年九月にて、日本紀略に、十三日辛巳、東宮妃一品内親王産生第一女子とあり。小右記にも見え、さて七年七月十八日後三條院降誕の事、日本紀略に見えたれバ、娟子内親王は、其後の事なるべし。こゝに二所をならべいへるハ、いかにぞや。○今年も十月に云々』中宮齋院に行啓の事、他書に見えず。日本紀略に、長元八年十月四日甲寅、中宮行啓齋院、十月庚申、今日於齋院有和歌會、十一日辛酉、中宮從齋院入御内裏と見えたるは、この條の有樣によくかなへり。いづれか年の誤あるべし。但し長元六年、十月大、朔癸巳、廿八日庚申にあたれり。本書に廿餘日といへるハ、かなへるに似たり。されど歌の題

をおもふに、月といひ、殘菊といひ、十日頃などやかなふべからん。されど尙、或は六年八年兩度の行啓ありしにか、後考をまつ。○あそびの方の人云々』管絃にたへたる人々、又は歌よみ文かく人々を召しあつめとの意。○そのかたの人』歌よみ管絃の上手は、下﨟もそのむれにまじりたりとなり。さて本朝續文粹に、後一條院御時、中宮行啓齋院之間、當庚申夜有歌宴、月照殘菊、應令贈藤三品、義忠鳳城之北、鴨水之西、泉石占勝、視聽擯俗、蓋是今上第二之皇女齋內親王之神院矣、自屬初冬之景趣、暫移長秋之宮闈、鍾愛之道惟深、希代之蹤可賞、方今夜當庚申、世多歡樂、棘路才卿、蓬壺仙客、天下之一物、以上風雲其思者、淸撰不私、嘉詔有限、叩彼李耳之玄訓、頌此椒掖之遐齡、綺羅照地、三雲殿之月開眉、潺湲縈庭、千秋亭之水滿耳、于時松嵐拂兮絲竹凝聲、籌漏轉兮觴詠蕩意、寒樹風散之葉、玉露爭顏、殘菊月映之華、金波混眼、樂意雖万千、筆端難一二、請託難波之梅心、彌獻船岳之松壽、其詞曰とあるは、この時の事なるべし。○萬代にの歌』ゆふハ、木綿にて、榊葉にかけて神に供ふるものなり。又齋院の御所なれバ、ことに榊をとりいでゝよめり。一首の意、ちるもみぢ葉の、あたら惜しきまゝに、萬代までに、色もかはらず常磐なる榊葉に、木綿をかくるごとく、このもみぢ葉にも、木綿をかけまし、さらバ榊葉のかハらぬごとく、ちらであらんかとの意なり。されどこの歌は、紅葉をよめるにて、この月照殘菊といへる題にかなハねば、他の題の歌の、まぎれて入りたるなるべし。○いろさむみの歌』一首の意、冬までさき殘れる白菊の、さえたる色のさむきによりて、その枝にも葉にも、霜のふりおきて、その花と霜との光に、有明の月をてらすとなり。この歌。續後撰和歌集に、後一條院御時、中宮齋院に行啓侍けるに、庚申の夜、月照殘菊

といへる心をよみ侍ける、權大納言長家とて載せたり。○今夜しもの歌』一首の意、いとあきらかなり。○おほかれどもかゝず』下にもおほかれどとゞめつとありて、重複なれバ、衍文なるべし。○女房』誰とも詳ならず。○月かげにの歌』みがきぞうゑしは、庭を淸らにつくりて植ゑたるよしにて、照りわたるといへるに、かけあハせたるなり。一首の意明かなり。○月あかく云々』こハその夜としもなく、折にふれての事なるべし。○さかきのみこそ云々』連歌なり。こも齋院の神館なれバ、榊のみ、心ことに見ゆとの意なり。○神がきは云々』神がきとは、神社の垣をいふ。齋院の神館ハ、やがて神のいがきのうちに同じけれバ、しかいへり。○苦しげなりや』わが御子の姫宮のもとにおはしましても、心のどかにもおはしまさず、猶あかぬほどに還啓し給ふことを、所せき御身の、心にまかせず苦しげなるよとなり。

歌合二字平四本なし

ことなれど原本れ字なし資小本にて加へつ

内のおまへ原本内のごぜんとあり異信本にて改めつ

歌合

倫子
鷹司殿のうへ七十賀せさせたまふ。彰子女院、威子中宮など、例の渡らせたまふ。院は暁に渡らせ給ひぬ。宮は晝内よりいでさせ給ふ。儀式有樣さゝふりにしことなれど、なほいとめでたし。御輿よせてたてまつるほどなど、内のおまへ後一條うへの御局のあとみとりのけて御らんず。弘徽殿藤壺のはざまのいと狹きに、上達部殿上人たちこみ、近衞づかさやなくひ負ひてたちやすらひたり。名對面の程など、いとめでたし。内大臣敦通殿まゐらせ給ひて、「御迎に參れとさぶらひつるなり、おとゞは、かしこの事どもみ口いれさぶらふ。事あげくて」など申させ給ふ。いとものゝとのばら、皆まゐり給へり。春宮大夫能信、權大夫長家、權大納言など、御せうと

○歌合』長元六年十一月より、同九年四月のはじめまでの事を記せり。中に長元八年五月、關白賴通高陽院の第にて、歌合ありし事を記せるによりて、題號とせり。○鷹司殿のうへ七十賀』日本紀略に、長元六年十一月廿八日庚寅、關白左大臣於高陽院第、賀母從一位源氏七十算とあり。扶桑略記、百練抄に、廿九日としたれど、代々御賀記、御賀部類記等にも、廿八日とあれバ、これを正しとすべし。さてこれよりさき、十一月廿一日癸未、中宮職賀母儀從一位源朝臣七十算、有佛經之營と

からの御そ原本かうの御そとあり西集覽本にて改めつ

あれど、次に記せるさまを見るに、猶こは廿八日の儀なり。○女院中宮など云々』御賀部類記に引ける小野宮右大臣記に、長元六年十一月廿八日庚寅、今日女院母儀七旬賀、於高陽院被行、去夜渡給、女院同渡給云々、今日中宮從内裏行啓高陽院とありて、女院も、よべより高陽院にわたり給へるさまに見えたり。○御輿よせて云々』これより、中宮行啓の儀をかきたり。○うへの御局の云々』藤壺の上の御局の、北廂の北面の蔀をいふ。くはしくハ大内裏圖考證、清涼殿北廂、及北簀子等の考定圖を見るべし。その蔀を取除けて、弘徽殿藤壺のはざまを見給へるなり。○近衞づかさ云々』やなぐひハ、和訓栞に、日本紀に、箙をよみ、倭名鈔に箙、又胡祿をよみ、新撰字鏡に韔をよみ、又靭をよめり云々と見えて、矢をいるゝ器なり。さて蒔繪、木地、螺鈿等の品あり。其製に、平胡籙、壺胡籙の別あり。くはしくハ、飾抄、裝束抄等につきて知るべし。○名對面』行啓に、供奉の公卿、名のりをすることなり。北山抄に、六衞府次將已下、一員、近衞等供奉、裝束同行幸、其外宮司兼中少將者、帶弓箭供奉、入御之後、王卿名對面、宮司問之とあり。○御迎に云々』敦通の、中宮に啓する詞なり。關白賴通の、御迎に參れと、申されたるによりて、かく參りつるなり、關白ハ、賀陽院の設備などの事を見たり、又それ〳〵指圖し仰せられておはします、いろ〳〵事多くてえ參らずとなり。○春宮大夫云々』賴宗、能信、長家など、御兄弟の殿原も、皆供奉にまゐれりとなり。

威子
宮は櫻萌黄のいつへの御そを、みなおりものにて、五つばかり奉りて、あかいろのからの御そ、地摺の御裳たてまつりて、めでたき御ありさまにて、御もてなしようゐなど、おもりかにはづかしげにおはします。三十五六にならせ給へば、思

ひやりはおとなびて覺えさせたまへど、二十ばかりとぞ見えさせ給ふ。下﨟などだに、よき人はねびて見ゆることもなし。ましてさだすぎなどせさせ給ふべきにはあらず。御ぐしは御衣に五六寸ばかりたらせ給はで、いろにけうらに、たを〳〵として、ひまなくかゝらせ給へり。女房はかねて例のぢんにいでゐにけり。みまさか三位御ぐしあげ奉り給ひて、やがて御こしにさぶらひ給ふ。女房はふたつ色のこきうすき、蒲萄染の織物のうはぎ、紅梅のりうもんのからぎぬ、萌黄の裳のこしなり。例のことなれば、うねへ馬のりなど、ぎしきありさま、ささきのおなじことなり。入らせ給ふ程のらんじやうなど、めなれたることもなく、めでたくいみじきに、鷹司殿（倫子）のうへは、さばかり御覽じつくしてしかども、又けふも御涙こぼれさせ給ふ。御堂供養に四所わたりあはせ給ふ、行幸行啓ありしをりに、なずらふべくも思はくゝあらねども、儀式有樣かはることなくめでたければ、かくおぼしめすにこそ。昔の御事をもおぼしめしいづべし。』舞は殿の若君（顯通）せさせ給ふべしとありしかど、さもあらで、諸大夫の子どもぞ舞ひける。その日のぎしきありさま、女のゐることならねばゐるさず。あねの女房（上東門院）は、皆薄色に紫の唐衣ぞ着せさせ給へる。あまの御裝束せさせ給へるも、いとあはれにめでたく見えさせ給ふ。

いでゐにけり　原本いてれにけりとあり　四集覽本にて改めつ　平本いでいにけりとあり

ことなれば　原本ことはとあり　諸本にて補ひつ

若せさせ　原本若字なし　諸本にて加へつ

夜さりは、皆さまざまにかへらせ給ひぬ。さまざまたし。』

○萠黄のいつへの御衣云々』五重織物の萠黄なるを、五襲きたまへる上に、赤色の表着を奉りたりとなり。五重織物ハ、三重織物のたぐひにて、地の紋に、うへの紋をいろ〳〵にせられたるをいふ。○三十五六に云々』御年ハはや三十五六におはしまさねバ、たゞ想像にていひ、ねびおとなぶりておはしませど、うち見たてまつれバ、若くて、二十ばかりと見ゆとなり。○さだすぎ』年たけさかりすぎたるをいふ。上に註せり。○いろにけうらに云々』いろにハ、いろめきつやあるをいふなるべし。狹衣に、髮ハすこしいろにて、こちたうハあらずなど見えたるにおなじ。御髮の多くふさやかにて、きようつやめきたるが、御背にすきもなきまで垂れかゝれりとなり。○女房ハかねて云々』女房どもハ、禁中より車にのるべきにあらねバ、かねて例の陣に出でゝ、供奉の用意ありとなり。○みまさか三位云々』三位ハ、殿上花見の卷（上ノ九）に見えたり。御ぐしあげ奉り云々ハ、中宮の御後より、御髮を攝げて御供し、やがて御輿に候ずとなり。御髮上の儀にはあらず。○ふたつ色』雅亮裝束抄に、ふたついろ、うすいろ二、うらやまぶき二、もえぎ二、くれなゐのひとへがさねとありて、傍注に、フタツイロハ、モエギヲ、ウヘニカサヌルコトモアルトカヤ、サレドツネニハ、コノ定ニ、ウスイロヲウヘナリ、カズオホクスルニハ、コウバイナドコソと見え、裝束色葉に、紫ズルニ、同色ノ衣ヲ、必二ツツ、重ヌルヲ、二ツ色ト云ト見エタリ、然レバ、何色ニテモ云フベキナレドモ、大概、假字抄ノ如ク、色ノ定アルトミエタリとあり。さてこゝ、五衣の色をいへるなり。

○萠黄のものこしなり』裳の腰ハ、裳の紐をいふ。こハ、裳とハかはれる絹もて作るなり。紫式部日記、御湯殿の條に、宮の内侍云々、裳ハ海浦を織りて、おほ海のすりめにかたどれり、腰ハ、うすもの、から草をぬひたり、小少將の君は、秋の草むら、蝶鳥などを、しろがねして作りかゝやかしたり、織物は、限りありて、人の心にしくべいやうなければ、腰ばかりを、れいに違へたるなめりと見えたり。○うねへ馬のりなど云々』うねへは、采女にて、既に音樂の卷(卷八、三四)に註せり。さて女房馬にのる事ハ、西宮記、皇后行啓の條に、輿車依本宮定、(乘輿馬者、女官驕馬、唐尾倭鞍女騎本宮人出)乘車者、侍者付轅、其車用庇指と見え、枕草紙にも、中宮積善寺行啓の時、采女八人―騎馬にて御ともせし事を載せて、必ずある事なり。尙御禊行幸の儀にハ、女官の騎馬あること、着るハわびしと歎く女房の卷、江家次第、大嘗會御禊の條にも見えたり。○入らせ給ふほどの云々』高陽院に着御のほどに、亂聲を奏するをいふ。亂聲の事、既に初花の卷(卷四、二八)に見えたり。○さゞかり御覽じつくしてしかども』行啓の儀ハ、これまで幾度となく見盡して、めづらしげなきほどなれど、猶今日の行啓のめでたきにも、御涙こぼれ給ふとなり。○御堂供養に云々』法成寺金堂供養の時、上東門院、枇杷皇太后、中宮、東宮女御の四所行啓あり、行幸もありし事、音樂の卷に詳なり。さてこたびの儀ハ、その供養の折の盛儀に比すべきにあらねど、行啓の儀式、中宮の御有樣のかはる事もなければ、猶御涙こぼれ給ふならん。且ハその昔、道長公もおはしまし、皇太后、東宮女御などもおはしましゝ時の事をも、思ひ出で給ふべしとなり。○舞ハ云々』小野宮右大臣記に、次發音樂、万歳樂、童六人舞、次賀殿、舞數相同、次龍王、納蘇利、此二舞童(龍王定經朝臣息、納蘇利範永朝臣息、)甚優、緇素感歎、毎舞給祿、衣

上執之と見えたり。○その日のぎしきありさま』同書に、今日中宮從内裏行啓高陽院、午時許參高陽院、中納言乘車後、左衞門督、頭辨經任、資房、經季等相迎、或出門外、或居門内、關白内府以下、皆著饗座、(西對唐庇、)一巡後居汁物下器、關白頻被催請僧、且弟子僧置物具、寢殿南庇中央懸兩堺曼陀羅、(有臺、立佛供机、奉御明、)東西立高座、(屋カ)當佛前敷高麗端疊一枚、(唄座)佛前簀子立置經々机、(金泥法華經、納莒、)百僧座、寢殿南庇、東庇幷西渡殿母前立赤漆經机、々上置大般若經、壽命經、舞臺東西庭立置花筥之机、(各一脚、)机下敷堂童子座、當舞臺巽差退立太鼓二面、太鼓南立幄、樂人座歟、亦舞童裝束所歟、若立二宇幄歟、當太鼓巽歟、程遠不慥見、諷誦幄不見間、内府指東方、池巽方歟、渺々難見之物、誰人愼南山、上達部座敷南階簀子、(東西)先是打鐘、請僧參、東西方威儀師、前行僧等、登南階分着東西座、十僧有別法服、講師大僧正(天台座主、)慶命登高座、讀師法師大僧都扶公同登高座、勅使左近少將資房、進講師高座下、口口座者之由了、唄大僧都明尊、前大僧都文慶、著佛前座、發唄聲、右近將曹政方打一引、舞童等從東池邊來幄座、但童部未着舞所、次發音樂、(この下前に引けり)舞了御誦經、内藏寮先修、勅使頭師經、東宮御誦經、東宮御諷誦使亮良頼、内藏寮使幷東宮使等給祿、本家外自餘一度修諷誦、講師大僧正慶命讀諷誦文、一々述時者、次演說種々經趣、幷今日旨趣、了復本座、諸僧祿三ヶ所、(本家、女院、中宮、)祿中納言已下取之、雲上人執裹絹、僧等退出、了着上達部衝重、盃酒一巡之後、被献尊堂前物、(關白被奉、實者播磨守資業奉仕内府、)次女院御前物、(近江守經行奉仕、)次中宮御前物、(内府被奉、内府密談云、女院御前物、尊前物、當時受領奉仕、同數百兩銀、中宮御前極別、隨者爲恥無極、庄之被談斯事、)關白被獻尊堂之物云々、有其數、伶人座敷南階西邊、即爲着也、殿上人之堪其事者、絲竹交音、上達部唱歌、酒闌漏久、執柄命大納言能信執盃、大納言齊信乍座召紙筆序題、人々氣色、下萠

可令書歟、最似宿構、下官和歌滿座被感、和歌後有纏頭、大臣女裝束加織物褂也、次有差云々、關白無祿、關白云、今夜院中宮母堂可還御、亥時事了、下官隨身給正絹、內府隨身不給云々と見えたり。○あまの御裝束』上東門院の御よそほひなり。○夜さりハ云々』女院中宮廐司殿も、皆かへり給ふよし、小野宮右大臣記に見えたり。○さま〴〵の御賜物』贈物ども、前に引ける小野宮右大臣記に見えず。

まことや、またの日は、昨日のありさまぎしきを、清涼殿の東面にてせさせて御らんず。一品宮章子の、所せがりなんとて、出させ給はずなりしかば、御覽ぜさせ給はんとて、せさせ給ふなるべし。樂など同じくせさせて御らんず。中宮威子の女房、うへの御局のあとみ、なが〴〵とあげわたしておしいでつゝ、居なみたる前より、春宮のぼらせ給ふ。いとものゝ〴〵しく、めでたき御有樣なり。中宮威子、一品宮章子は、一間にて御らんず。今日はくれなゐどもに、蒲萄染の織物たてまつりたるいとめでたし。一品宮は紅梅のにほひに、こきうちたる梅の織物のうはぎ、萌黃の小袿などたてまつりたる、花々とけだかくうつくしう、いはん方なき御ありさまなり。內の思しめしたる御氣色おろかならず。後一條殿よりはじめて參らせ給へり。昨日へはるかなる庭にて、さやかにも御らんぜざりしを、今日は

まぢかくて原本たちかくとあり久本ちかくてとあり眞西屋本にて改めつ

出羽下信本の辨二字あり經任下の宇原本なし信資本にて加へつ

袖をつられて後拾遺集に袖をかされてとし四句眷しろ事とあり今鏡春たつことあり

みとせの反信屋本ちとせの友とあり

なにかは原本なかにはとあり西屋本にて改めつ

まことや、またの日は、昨日のありさまぎしきを、清涼殿の東面にてせさせて御らんず。一品宮の、所せがりなんとて、出させ給はずなりしかば、御覽ぜさせ給はんとて、せさせ給ふなるべし。樂など同じくせさせて御らんず。中宮の女房、うへの御局のあとみ、なが〴〵とあげわたしておしいでつゝ、居なみたる前より、春宮のぼらせ給ふ。いとものゝ〴〵しく、めでたき御有樣なり。中宮、一品宮は、一間にて御らんず。今日はくれなゐどもに、蒲萄染の織物たてまつりたる、いとめでたし。一品宮は紅梅のにほひに、こきうちたる梅の織物のうはぎ、萌黃の小袿などたてまつりたる、花々とけだかくうつくしう、いはん方なき御ありさまなり。內の思しめしたる御氣色おろかならず。殿よりはじめて參らせ給へり。昨日へはるかなる庭にて、さやかにも御らんぜざりしを、今日はまへまぢかくて、舞のありさま、物のねなども、まさりてなんありける。夜ふけてぞ、春宮も歸らせ給ひける。ことはて、皆人々まかで給ふ。中宮へ、やかでうへの御局におはします。』

年ものこりなくて、御佛名や何やと、ものさわがしうて過ぎぬ。まことや、御賀の歌は、輔親、赤染、出羽、經任の頭辨の母にてものし給ふ佐理の大貳の女ぞ、かき給ひける。赤染、正月朔日臨時客したるところ、

むらさきの袖を列ねてきたるかな春くることはこれぞ嬉しき

七月七日、

天の河はやく渡りね彦星のよさへふけなばぬるほどもあらじ

輔親、

あたらしき春のはじめにくる人はみとせの友と思ふなるべし

年ごとの春のはじめにひく松のつもれるかずは君ぞかぞへん

かず〴〵にはうるさきやうなれば、なにかはとてとどめつ。』

○またの日ハ云々』廿九日なり。日本紀略に、廿九日辛卯、召件舞人於禁省覽之、童舞之中被聽昇

殿とあり。代々御賀記、今鏡子の日の巻にも見えたり。○一品の宮の云々』きのふ高陽院殿には、一品の宮の、究屈におはしまさんとて、出でゆき給はずなりにしかば、今日御覧せさせんとて、内にめしてせさせ給ふなるべしとなり。○うへの局のさとみ』上の御局の北廂の北面に蔀あれど、見ゆべくもあらねば、こと所なるべし。弘徽殿の上の御局にハ、東面に格子あれば、それをいふならん。枕草子に、うへの御局の戸おしあけたれば、つねに見ゆるを、にくみなどさてわらふと見えたる戸ハ、この御格子の事にて、やがてこゝにいへる蔀の事なるべし。○二間』清涼殿の廂の間、弘徽殿の上の御局の南、夜御殿の東の間をいふ。くはしくハ大内裡圖考證を見るべし。○くれなゐに蒲萄染の織物』くれなゐ五衣、えびぞめ御表着をいふべし。○内の思召したる御氣色云々』一品の宮の御有様を、めでたくうつくしと思すこと、かぎりなきよしなり。○昨日ハはるかなる庭云々』高陽院殿の庭の面、はるゞゝと廣くて、池のほとりの幄舎なども見えざりしよし、小野宮記に見えたるにて知るべし。○御佛名』十二月十九日より廿一日まで、三ケ日の儀なり。清涼殿にてこれを行はる。くはしくハ様々の悦の巻（巻二、五一）にいへり。さて年の終には、この他、荷前、大祓、追儺などの儀、くさゞゝあれば、ものさわがしうてといへり。○經任の頭辨の母云々』公卿補任長元八年の條に、參議正四位下藤經任、廿六、十月十六日任、大納言齊信卿男、（實右衞門督懐平三男）母前太宰大貳佐理卿女、長元二年正月廿四日任權左中辨、三年十月日補藏人頭と見えて、この經任の母の手かきなるよしは、根合の巻、および大鏡小野宮實賴の傳などに見えたり。○正月云々』臨時客ハ、正月の二日、一の人の、大臣以下の上達部を

饗する儀なり。木綿四手の巻（巻六、一六〇）に註せり。さてこれ屏風の繪のさまなり。○紫の袖の歌』大臣公卿のうるはしき正裝してゐならべるを、紫の袖をつらぬといへり。衣服令の禮服朝服に、一位ハ深紫衣、三位以上ハ淺紫衣とあるにかゝはれるにあらねど、貴人の服色なればなり。この歌、後拾遺集にも載せて、二句袖をかさねて、四句春しることハとゝしたり。○あまの川の歌』はやくわたりねハ、彦星に、とく天の川を渡れかしと、そゝのかす意なり。一首の意かくれたるふしなし。○輔親』大中臣能宣の男なり。既に日蔭のかづらの巻（巻五、一〇二）に見えたり。○あたらしきの歌』みとせの友ハ、いかなる故事にか、詳ならず。李陵贈蘇武詩に〝嘉會難再遇、三載爲千秋〟また杜甫贈王侍詩に、一別星橋下、三移斗柄春などあれど、これらハ思友の意にて、こゝの意にかなはず。三條西本、屋代本に、ちとせの友とある方やよからむ。さてこの歌ハ七月七夕の後にあれど。七夕の歌に、千年の、年毎につもれる數ハ、かぞへもつくされねど、只君のみ數へ給はんとなり。○年ごとのの歌』松の年かへりぬれば、其他ハ何かハ聚げんとて、皆除きつゝ、頗しき意なり。その歌ども、かず〳〵殘らずあげんハ頗しければ、ついたちのありさまなど、例のことなり。院には、行幸行啓など、いとめでたくまちつけたてまつらせ給ひて、まづ御輿よせぬ程も、くもりなきおまへに、なが〳〵と陣ひきて、中門に御輿寄せて、渡殿よりいらせ給ふほど、いとめでたし。頭御はかしとりて内侍につたふ。内の女房かねてまゐりゐて、おもの

まゐりなど、例のぎしきなり。拝し奉らせ給ふほどなど、見る人つねのことなれど、涙こぼれてめでたくいみじ。女房えもいはずさうずきて、おしこりてさぶらふ。うちいづることはなし。中宮（威子）には大饗ありて、拝禮などいとめでたし。』正月二十日の程に内宴あるべければ、ことごとなく、藏人のありさまかたちのことを、人に勝れてとおぼしめす。御まかなひは、齋院（嬉子）の御乳母の中納言のすけつかまつり給ふべし。藏人十人を、内に四人、院、春宮、中宮、二人づついださせ給ふ。院（彰子）にはかたちよき人おほくて、内東宮にも、二人づつ奉らんとおぼしけれど、煩ふよし申して參らざりければ、さしも思し召さざりけるおとりの人をぞせさせ給ひける。仁壽殿に御をつらひせさせ給ひて、院中宮の御局して參らせ給へり。今日もうちいでなどはせず。こなたかなたいみじくさうずきてさぶらふ。藏人は、院のは、からあやを泥紺青して、もんをとめてよつ、にしきのうはぎなり。中宮のは、色々のふたへもんに、ひとへはうちて、それも赤地のからびしなる錦のうはぎなり。あふぎ、くたい、ひれなど、いみじく心をつくして、あたり給へる人、いどみ給へり。院（彰子）のは、長家權大納言、中宮（威子）のは、左衛門督（師房）そし給へる。上達部など、今日は皆青色着立給へり。儀式有様など、いと珍しうをかしきことのさまなり。

十人原本なし諸本にて加へつ　おほしけれど屋系おぼせどとあり

藏人下の字原本なし諸本にて加へつ

さうずき信本さうどぎとあり

○年かへりぬ』長元七年を迎へたるをいふ。○ついたちのありさま』小朝拝、節會などの儀式をいふ。○院にハ云々』日本紀略に、長元七年正月五日丙寅、天皇行幸上東門院、院司賞と見え、應徳年代記に、正月五日丙寅、上東門院行幸行啓、院司加階とありて、朝覲のためなり。○まづ御輿云々』くもりなき御前にハ、院の御所のめでたきをいふ。陣をひきては、近衛の警陣を引き列するをいふ。○頭御はかしとりて云々』頭は藏人頭なり。さて御劔ハ、近衛次將の役なれば、頭中將なるべし。職事補任後一條院藏人頭の條に、右近權中將從四位上源隆國、長元二正廿八補、同七十八任三木とあれば、この隆國朝臣なるべし。○拝し奉らせ給ふ』天皇、女院を拝し給ふ儀なり。○おしこりて云々』押しかたまりて候じて、別に出衣をばせずとなり。○中宮にハ大饗』正月二日式日なり。されど日本紀略等に所見なし。○内宴』公事根源に、内宴と申すハ、うち〳〵の節會なり、仁壽殿にておこなはる、文人ども題を給り詩を作て、やがて御前にて講ぜらる、廿一日、廿二日、廿三日の程、子の日にあたらバ、其日おこなはれて、一二獻の後、親王公卿に、若菜のあつものを給ふ、保元に信西申行ひ侍し後ハ、絶て侍るにこそとありて、其儀は江家次第に詳なり。さて日本紀略に、正月廿二日癸未、於仁壽殿内宴詩宴題云、春至足繁花、木工寮於綾綺殿前立舞臺と見えたり。○藏人の云々』女藏人をいふべし。これハ舞妓に出すべきためなれば、容貌など、他より出すにも勝れたるをと思召すよし也。○御まかなひ』中宮の陪膳の女房をいふべし。内宴には、天皇に御膳を供するは勿論なれど、西宮記裏書に、應和二年二月廿日内宴、内膳自北屏幔後、供中宮膳、采女自承香殿南渡傳供　延長六年例　とも見えて、中宮にも御膳を供する事あ

るなり。○中納言のすけ』殿上花見の巻（上ノ五三）に、あふぎの中納言の女とありて、藤原忠輔の女なり。○臧人を内に四人云々』臧人ハ女臧人をいふ。舞妓ハ、十人の定めなれバ、内院東宮中宮より出し給ふよしなり。東齋隨筆（禮儀類）に、後白河院の御在位の時、たえて久敷事ども再興せられし中に、中略内宴とて、もゝとせ除りたえたる事をも行はれて、春生驚化中と云文字にて、詩を作らしむ、青色赤色のうへのきぬを着せり、綾綺殿にて、十人の舞姫袖ふる氣色あるべきを、俄にて、誠の女ハ叶はねバ、仁和寺法親王舞童を奉らしめ給へり、詩をバ仁壽殿にて講せらる、中略二條院御位に即せ給て、保元四年正月廿一日、今年も内宴あり、公卿七人、四位五位十一人、文つくりてかうせらる、序ハ式部大輔永範書侍り、題ハ花下催歌舞、法性寺關白是を獻せらる、舞姫、今年ハうるはしき女舞にて有、是も通憲法師、神社などにて舞どもならはせ侍りけるとかやと見えて、此長元に行はれたる後絶えたるを、後白河院の御時、更におこしおこなはせられたるなり。猶この事ハ、今鋭内宴にも見えたり。○頃ふよし申して云々』女臧人の迷惑のよしを申て參らざりしかバ、さしもすぐれたりともおぼえぬ劣れる人をば、舞妓にせられたりとなり。○仁壽殿に云々』内宴ハ、仁壽殿の儀なれバなり。○さうぞきて』さうぞきといふに同じ。うつくしく裝束しよそふをいふ。○から綾を云々』泥ハ、金銀の泥をいひ、紺青ハ、又金青ともかく、繪の具の一種にて、紺色のやゝ淡く明きをいふ。更科日記に、山の姿のこんじやうをぬりたるやうなるに云々ともあり。さて金銀の泥や、紺青にて、紋がらを染めたるを、四つ着たりとなり。とめてハそめての誤にや。○色々の二重もん云々』二重もんハ、二重織物のごとく、綾の上に、ぬひものなど表たるをいふべし。ひとへハ單衣也。○赤地のからびしなる錦』からびしハ、唐菱にて、菱形の唐めいたるをいふべし。○あふぎくたい云々』あふぎの事、木綿四手の巻（巻六、一四七）にあり。○領巾にて、裳の掛帶のことをいふ。但し古製ハ、裙もちひぬ事になりてより、やう〳〵かはりて、裳のみ着ることゝなり、裳の大腰ハ、やがて裙の遺製なれば、常ハたゞ腰といひ、掛帶も、常の稱となりて、正裝の時ハ、これを領巾裙帶の古稱に從ひしものならん。紫式部日記、土御門行幸の條に、左衛門のないし、御はかしとる、青色のむもんの唐衣、すそごの裳、ひれくんたいハ、浮せんりようをはしだんに染めたりとあり。○あたり給へる人』舞妓の裝束を課せられたる人をいふ。○儀式有樣云々』この時の儀ども、小右記、左經記どもに欠げたれバ、知るによしなけれど、體源抄に、内宴ハ、前一條院御時行レテ後、久ク絶タリケルヲ、後一條院ノ御時、長元七年正月廿二日行レケル、サキノ度ノ内宴ニアヒタル人ハ、老タル上達部ニ三人バカリ也、其外人ハアハヌ事ナレバ、關白殿、（頼通）日記ヲ尋テ行シメ給テ、前々ヨリモ微妙ナル事增シ、萬ノ事露オロカナルコトナク行シメ給ケリ、其日ニ成テ、仁壽殿ノ南庇ニ、微妙ノ簾ヲカケラレタリ、母屋ノ簾ハオロシテ、庇ノ簾ヲバ上ラレタリ、然ヲ其庇ニ南ニ向御倚子ヲ立ラレタリ、臺ノ東ノ渡殿ニ、北ヲ上ニシテ向ヒ座ルニ、上達部ノ大盤ヲ立ラレタリ、其後ニ床子ヲ立タリ、東ノ庭ニ木工寮舞臺ヲ結タリ、花德門ノ内ノ片庇ニ、樂人ノ座ヲ口タリ、儀綺殿ノ西ノ庇ニ簾ヲカケタルト卷上テ、母屋ノ簾ヲバ下シテ、其ニ副テ女樂人並居タリ、既ニ時ニ成ヌレバ、天皇赤色服開ノ表ノ御衣ニ、櫻ノ御下襲ヲタテマツリテ、日ノ御座ヲタテマツリテ、御倚子ニ着セシメ

給ヌ、關白殿ハ同赤色ノ表ノ御衣ニ、打櫻ノ下襲ヲタテマツリテ、口ノ方ニ候シメ給、其後出居ノ助仲ヲ奉テ陣ノ御座ニ出デ、上達部引上テ着座スル、凡今日ハ、上達部、殿上人、近衛官、皆青色ノ腋開、禁色ユリヌ人ハ無文ノ青色ヲ着ス、事已ニ始リタレバ、日記ノ始リニ次第ニ行ハル、女ノ舞ハナニトモ舞盞ニ立並テ、舞ヒテ口ケバ謡シロクミユ、樂ノ音ハ常ヨリモ殊ニ微妙ニ聞ユ、而間事漸ク畢テ文講ゼラル、次ニ御遊アリ、歌ヨリ始ヲ、笙、篳篥、琵琶、箏、皆上達部殿上人也、人々皆興ニ入テ、謡シロキコトカギリナシ、御遊ヲハリヌレバ、天皇イラセ給ヒヌ、然者人々皆マカリ出ヌと見えたるにて、大かたを知るべし。因にいふ、内宴ハ、この後久しく行ハれずして、平治に藤原信西申し行ひたれば、兵範記平治元年に、正月廿二日癸未天晴、被行内宴、長元以後中絶云々と見え、其後復行ハれたる事なけれバ、いと珍しき儀なり。

三月には、又のりゆみあれば、まへ方うしろ方と、ことともわきて、前方は賀茂にまゐり、今ひと方は北野にまうづ。その頃の頭は、故民部卿(俊賢)の御子、隆國の頭中將、今ひとりは小野宮(實資)の御うまご、經任の辨、齊信の民部卿の御子にし給ふ。ざえなどありて、うるはしくぞものし給ひける。文つくり歌よみなど、いにしへの人にはちずぞものし給ひける。のりゆみにも、宮のぼらせさせ給ふ。權大納言(長家)、左衛門督(師房)などの射給ふ程は、かた〳〵に心よせの人ねんじけり。かけものは中宮(威子)せさせ給ふ。大納言、顯基の宰相中將は、一品宮(章子)の別當、左衛門督、公成の宰相は、齋院の別當にものし給ひけり。されば一品宮の女房も、齋院のもねんじきこゆるに、前方勝ちたれば、人々賀茂にまうでて、かへさに齋院にまゐりて、あそびなどしていづるほどに、追ひてくるまに、

ひきつれてかへるを見れば梓弓もろやはいとど嬉しかりけり

隆國の頭中將、

うれしきはもろやのみかは梓弓きみも方ひくこゝろありけり

かへりまゐりて、内にて鬼の間の方にさぶらへば、御前に召して、ありさまなど問はせ給ふに、「かへさに、院に參りてさぶらひつれば、めでたき手して、かく書きてなんさぶらひつる」と奏す。返事などとはせ給ひて、をかしとたばしめしたりけり。

○のりゆみ』殿上賭弓なり。正月に行はるゝ賭弓とは異にて、臨時に、殿上に出御なりて、侍臣どもに弓射させて御覽する儀なり。新儀式に、殿上侍臣賭弓事、若有賭弓、相分侍臣、以爲前後、帶衛府者、各依左右(或遞取之不必一定)とて、その儀ども委し。事長ければ、本書に就きて見るべし。さて日本紀略に、三月十日庚午、殿上賭弓となり。○前方後方と云々』方射る時に、前後の次第あれば、それ

經任下の字原本なし西小本にて加へつ
はちず三字原本なし信本にて加へつ
のぼらせ原本のほとせさせとあり四眞小本にて改めつ
くるまに下平西本歌字なし嬉しかりけり原本うれしかりけるとあり信屋本にて改めつ
かへりまゐり下て字原本なし西小本にて加へつ

によりて方をわかちて、兩貫首を、その頭にさだむるなり、前條に引ける體源抄の次に、其後内宴行テハ、必ズ殿上ノ賭弓アル事ナレバ、三月十日、殿上ノ賭弓アルベシト仰下サレヌ、先十日、先テ、頭二人殿上居テ、殿上人ヲコマニトリテトリ分ツ、其頭ト云ハ、源隆國朝臣、頭辨藤原經任朝臣ナリ、其間天皇ハ殿上ノ御倚子ニ御ス、取分テ後、殿上ノ小壁ニ押ツ、其後ニ前方ノ籠ノ所、左近ノ符ヲ定タリ、後ノ方ノ籠ノ所ニハ、左兵衛ノ符ヲ定タリ、取分テヨリ後ハ、方々弓ヲナラシ排ス事カキリナシ、而間、既ニ明日ナリテ、前ノ方ハ弘徽殿ニ籠ル、後ノ方ハ右兵衛ノ陣ニ籠ル、前ノ方後ヘ方各シテ内ニ入、雙方ノ人、殿上人、皆各相具シテ入ヌ、前ノ方ノ休所ニハ、一ノ上ノ宿所ヲシタリ、後ヘノ方ノ休所ニハ、方ノ大將ノ宿所ヲシタリ、未時に射手ヲ引テ、射手ハ青色ノ腕開ヲ着タリ、出居ノ上達部加ヘラレテ後、次ヲモテ射シム、五度射畢ルニ、前ノ方既ニ勝ヌ、其後殿上ノ童ヲモヲ陵王ヲ舞シメ、後ヘノ方ハ負タレバ、舞ベカラズトイヘドモ、殿上ノ童、日頃習タル舞ナレバ、納蘇利ヲ舞シメツと見えたり。○前方は賀茂に云ゝ』賀茂北野は、ともに勝を祈りのために參れるなり。○『隆國の頭中將』隆國、頭中將なりし事、前條にいへり。○小野宮のうまご』小野宮は實頼にて、そ の子齊敏、その子懐平、その子經任なれば、實頼の曾孫なれど、曾孫までも、うまごといふは常なり。さて職事補任、後一條院藏人頭の條に、權右中辨從四位上藤經任、長元三十一十九補、同八三廿四辭と見えたり。○ざえなどありて云々』經任才學ありて、容姿も端正に、詩歌に巧にて、古人に恥ぢぬほどにてありきとなり。○權大納言云ゝ』こは出居の上達部にて、次の題基の宰相中將、公成の宰相等も同じ。さてこれらも射給ふに、その程は、おの〳〵方々に心よせある宮たち女房な

ど、それ〴〵負けさせじと、念じ居たりとなりたる新儀式に見え、又河海抄に、西宮抄云、賭弓、注、進錢自穀倉院進、出懸物、藏人持出給寸、延喜六一御息所被出女裝束、延長四年中宮被出女裝束云ゝと見えよし見えたり。○人々賀茂にまうで〳〵云々』上に、前方は賀茂にまゐりとありて、はやく祈請したるが、こたび勝ちたれば、報賽のために參れるなり。○追ひてくるまに』人々かへりたる後、齋院より、侍の追ひきて、殿上人の車に、次の歌を贈れりとなり。○ひきつれての歌』わが心よせ思へる前方の勝ちて、賀茂社に詣で、かく引連れて今かへりゆくを見れば、さきの日の賭弓に、射手のよく諸矢したるが、一しほうれしかりけりとなり。○かけものは云々』賭弓のかけ物にて、上に引き上花見の卷（六〇ノ上）に註せり。○うれしきの歌』四五句ハ、齋院も、わが前方を最負して、心よせ給ふが、もろやしして勝ちたるのみならず、うれしく思ふとの意なり。かたひくハ、方に心をよせ、ひえきするよしなり。○鬼の間』清涼殿の西庇にて、殿上の間の北、臺盤所の南にあり。禁秘抄に、鬼間、中略南壁白澤王切鬼繪、櫛形者北障子際、夾柱有之。また禁腋秘抄に、おにの間、二間なり、だいはん所へ參らぬ人など、よろこび申しのをりなど、此所へめして、だいはん所の御いしに出御あり。臺盤所のあはひハ布障子なりとありて、この間は、上宿の人の候ずる所なるよし、侍中群要に見えたり。○かへさに云々』前方の人々の奏する詞なり。○返事など云々』その返歌など、主上のとひ給ふよしなり。さて禮源抄上に引ける次に、其後同月廿五日程ニ、前ノ方ノ人等勝タルニ依テ願ヲハタサムガ爲ニ、前ノ方殿上人等擧テ、賀茂ニ參リ返ル、次ニ、日ノ入方ノ程ニ、齋院前ヲ渡

シニ、人々三分テ云リ、只々スキンヨリハ、去來參ランテ參タリ、人々東西ノ庇ニ參テ居タレバ、女房思カケヌホドニ、此人々參タレバ、喜ビ思氣色ミユル、女房口口トモシナキヨグニテ、所々ニ出タリ、而間御箏琵琶ナド出サレタレバ、殿上人取々ニ彈合セ、笛吹遊ブニ、物ノ手木末ニヒビキテ、ソヾロサムキマデ譜シ、夜アケテ人々カヘリ出ルニ、鳥居ノホトリ歩ミ出ル間、侍一人追テ來レリ、文持テ來レルヲ、披テ見ニ、櫻色ノ薄樣ニ、糸ヲカシキ手ヲモテ、「ひきつれてかゝるなりこそあつさ弓もろやもいとゞ嬉しかりけれ」集テ立カコミテ、目出ガリアヘリ、サテ陸奥ガミノ丁子ノ香シミ返タルニ、松ノ炭ヲモテ、「うれしきは」歌畧侍ニトラセテ出ス、內裏ニテ御前ニ召セバ、殿上人皆アルカギリ引參、天皇今日ノ事ドモ、初ヨリトハセ給ケレバ、齋院ノ事マデ、ツユオトス事ナク語リ申セバ、天皇キコシメシテ、ホメ感ゼサセ給ケリとあり。但し齋院よりの歌、いさゝかはれり。

三月三十日がたに、いとゞなひながく花おもしろき藤を奉らせて、鷹司殿倫子より、

藤つぼの花はことわり劣らじとみなもとさへもひらけたる哉

御かへし、宮威子、

藤の花かみさびにけるみなもとにほひ劣れる末ぞをりうき

からの紙に、いと今めかしくをかしくかゝせ給へりければ、殿倫子のうへいみじくめで奉らせ給ひけり。あまたおはしましつゞけたるが、御かたち御ぐしいづれともなくうつくし。御手も一所わろきおはしまさざりけるが、さきの世のさるべきにておはしましけるにこそ。三月つごもり方に、藤壺の藤の花、えもいはずおもしろく塀に咲きかゝりて、みかは水をやり水にほりわけて流させ給へるに、咲きかゝりたるいとをかし。この花の宴せさせたまふ。上達部殿上人參りて御あそびあり。資通の辨琵琶、左衛門佐のり季和琴などひきあはせ給ふ。大夫、權大夫などものずんじ、歌うたひなどあそび給ふ。女房、

むらさきの雲たちまがふ藤の花いかにをらまし色もわかれず

夏にだに契りをかけぬ花ならばいかにかせまし春の暮るゝを

女房殿上人などおほかれどとゞめつ。』

○三十日がた』つごもりがたとありけんを、轉寫の際誤りて、三十日と云たるなるべし。諸本かくのごとくなれば、今あらためず。○云なひながく云々』云なひ、藤の花の房の長く垂れたるをいふ。花の長くおもしろき藤となり。○藤つぼの歌』藤壺ハ、飛香舍にて、後涼殿の北にあり。そこに藤あること、禁秘抄に見えて、次に藤花の宴あり。くはしくハかゝやく藤壺の卷（卷三、一二五）に註せり。さて中宮、藤つぼにおはまし、殊に藤原氏なれバ、そへて申せり。みなもとさへハ、鷹司殿倫子ハ、雅信の女にて、源氏なれバ、みづからをそへてよめり。さて藤つぼにおはします中宮の、さかりにおはしますことわりよ、この源氏のわれさへ、それにもおとらじと、榮えひらけたるよとに

みかは水原本みるは水とあり平信眞本にて改めつ

いかにかせまし平本いかにかけましとあり

て、藤を奉るにつけて、そへてよめるなり。○藤の花の御歌』わが母君源氏の神さびたればしますにくらべてい、その末なるわが身のにほひの劣れるぞ、折りうく思ふとにて、こも藤の花によそへて、よみ給へるなり。○あまたおはしましゝが云々』倫子の御女、上東門院、枇杷殿、中宮、尚侍などおはしましゝかど、方々御容貌も御髪も、すぐれてめでたく、御手跡も、一人もわろき御方かなりしが、これみなゑかるべき宿世におはしましたるなるべしとなり。御容貌御髪のめでたきよしい、前々にあまた見えたり。○三月つごもり方に云々』前に三十日がたといひ、こゝに又つごもりがたといへる、あまりにうるさきこゝちす。贈答の御歌どもを案ずるに、藤花の宴せさせ給ふときゝて、麿司殿より、藤の花にそへて奉れるにて、こゝにかくべきを、前後したるなるべし。さらではこの處いとつたなし。○塀』和名抄に、唐韻云、衆罘屏也、爾雅注云、屏小墻當門中也とあり。狩谷氏の箋注に、案、大嘗宮四方各開一門、其南北二門、樹屏籬於門内、東西二門樹屏籬於門外、見大嘗祭式、今尾張熱田祉、信濃諏訪祉等、亦有此物、此所載屏即是、以引爾雅注小墻當門中知之、後謂墻垣爲屏、榮花物語第卅四卷所云即是、今俗亦襲之と見えて、こゝいつぼかこひの築垣をいふべし。晩待星の卷にも、藤壺にのみおはしまいて、一所なれバ、さすがにはるくる方もなく、へいのめぐりてありしに云々と見えて、大内裏圖考證に、造内裏國充曰、飛香舍并南面東西渡殿二宇、南東築垣戸とあるよし見え、又築垣の圖をも載せたり。○みかは水』溝水にて、そをほりわけて、遣水に流し給へるよしなり。○この花の宴』藤花の宴なり。西宮記藤花宴の條に、延喜二年三月廿日、御飛香舍御覽藤花、中略王卿侍臣着座。また天暦三年四月十二日、於飛香舍有藤花宴など

見えて、舊くより行はれたる例によれるなるべし。○資通の辨』辨官補任長元元年の條に、左少辨藏人右近衛少將正五位下源資通、二月十九日任、元民部少輔四年廿贈從三位濟政男とありて、同七年には、右中辨從四位上源資通と見えたり。○左衛門佐のり季』經季ハ、小野宮の系にて、懷平の孫なるハ、公卿補任永承二年の條に、藤經季權中納言經通卿二男、母近江守源高雅女、長元二年正月廿四日任右兵衛佐、同年三月十一日任左近少將、三年正月五日叙從五位上、少將勢四年三月廿八日補藏人、六年正月五日叙正五位下、八年正月五日叙從四位下、少將同九日還昇とありて、この長元七年三月ハ、藏人右近衛少將正五位下なり。こゝに左衛門佐とあるハ別人なるべし。下の歌合の條に、左方經季の少將、右方經季の左衛門佐とあるにて知るべし。○ものずんじ云々』朗詠を誦じ、歌などうたひたりとなり。○紫の雲の歌』紫の雲は、后宮にそへていへること、耀く藤壺の卷(卷三、一一九)に見えたり。こも飛香舍にハ、中宮のおはしますをもて、そへてよめり。藤の花の、紫の雲にまがひぬれバ、いづれを花と見わけんとなり。○夏にだに云々』この藤の花の、夏かけてさけバこそあれ、もしこの花の、夏にだにかけてさかざりせバ、春のくるゝを、いかにくちをしく思はまし、春ハゆきても、唯この花になぐさむとにて、藤を賞翫したる意なり。

四月、まつりなど、物さわがしくしてすきぬ。祭の車を、小一條院の下部うちたりなどいふことありて、院の人せめられさせ給ひて、撿非違使ともゐなみて、人もやすくもありかず、いみじき事どもに、世の人申し給へり。日頃經れど、井などふたぎて、いといみじくかだじけなきことと、世の人も申し給へり。院の下部の、ゐ

中務下の宮なり四字原本なし平信本にて加へつ

すゑ下させ二字原本なし諸本にて補ひつ●女なりける瑠璃の女御原本女なり女御とあり西平小本にて改めつ信眞本女瑠璃の女御とあり

りたりけるげすの、いだし車につきたりけるを、たはぶれてうちたりけるを、車うちたりと聞しめしたりけるとぞ。』小一條院には、故大臣殿（顯光）の女御（延子）の御腹に、男二人、女一ところを、一宮（敦貞）は、中務の宮なり。濟政の播磨の守の婿にてものし給ふ。二宮（敦昌）は三井寺に大僧正かしづき聞え給ふことかぎりなし。高松殿（寛子）の御腹の若宮（敦元）はうせ給ひて、女宮（儇子）一所ぞおはしますは、高松殿（明子）のうへの、御傍はなたずかしづき聞えさせ給ふ。東宮大夫殿（頼宗）の姫君の御腹にも、男女あまたおはします。高松殿にさぶらひける人をおぼしめして、片時も御覽ぜではえおはしまさで、西の院といふ所にすゑさせ給ひて、男女あまたうませさせ給へりける。下野（政隆）の守なりける人の女なりける。瑠璃の女御と世の人きこゆめり。童名なるべし。昔も今もかゝるさいはひ人たえ給はぬにこそ。』五月十餘日ばかりにぞ、いかにおぼしめしけるにか、撿非違使などたつべき宣旨下りける。院（小一條）は世の中うしとおぼしめしたる、ことわりなり。内大臣殿（教通）は、この院の御妹の女二宮（禔子）をぞ、うへにておはします。御心よせありて、いとほしく、この程も思しなげかせ給ひけり。』

○まつり』日本紀略に、四月廿日己酉、賀茂祭とあり。○祭の車を云々』應德元年皇代記長元七年の條に、四月丶日、賀茂齋王御禊、見物之男女、依例集會、從小一條院棧敷、投石拋雜人等之間、

飛礫當齋王御車云々、因之有勅召撿非違使等、圍小一條院、責下手人、依有兼日風聞、院司殿上人等皆逃去、院中無一人男女、仍使等暫去本院、追捕御隨身等、各弃住宅逃、依責不止、使等注院司名、進於公家、因之召返使等とあり。但し御禊の日とゑたるは、祭の日を誤れるなるべし。○井などふたぎて』井などふたぎたるは何の故にか。詳ならず。或はかくれなどせん事を恐れてにや。○院の下部の云々』上にけ引る皇代記に、拋雜人等之間、飛礫當齋王御車とあると、おなじ趣にて、齋王に不敬のために、ことさらにしたるにはあらぬよしなり。○一宮は云々』尊卑分脈濟政の系に、女子三人、内大臣能長室、大納言信家室、中納言定頼室とあるのみにて、此他に見えず。○二宮は云々』三井大僧正は、明尊をいふにや。されど明尊は、長元六年十二月廿二日權僧正に任じたる事、別本僧綱補任に見えたれば、大は權の誤にや。○高松殿の御腹の若宮云々』敦元早世の事、淺緑の卷（卷六、二一一）に見えたり。○東宮大夫云々』源基平、敦賢親王たちは、頼宗の女の腹なるよし皇胤紹運錄に見えたり。○高松殿にさぶらひたる人云々』次に下野の守なりける人の女なりける、瑠璃の女御と、世の人きこゆめり、童名なるべしとあり。源氏玉葛卷に、玉葛の君の幼名瑠璃君といへり。かゝるたぐひなるべし。皇胤紹運錄、小一條院の系に、齊子女王（齋院、號春日齋院、母下野守源政隆女、號瑠璃女御、）と見えたり。政隆は源滿仲の孫なり。さて瑠璃女御の御腹なる御子は、皇胤紹運錄に、源信宗、齊子女王なるよし見えたり。西院の所在詳ならず。○五月十餘日云々』齋王の御車をうちたる下手人追捕のために、檢非違使をつかはさるゝ宣旨下れるよしなり。○この院の御妹の女宮云々』禔子内親王の敎通に降嫁ありしこと、衣の珠の卷（卷十、一四七）に見えたり。○御心よせ』小一條院に心をよせ給ふをいふ。

御まへ原本御ぜんとあり借本にて改めつ

生子
御女まゐらせ奉らんとは思しの給へど、威子中宮にも御氣色よくて參らせ給ひて、宮達をもてあそび聞えさせ給ふ。院の高陽院殿にわたらせ給ひておはします。殿の倫子うへに御對面などあり。殿の御まへは、いかならん、けうらをつくしても、御覽ぜさせんと、おぼしめしたり。いづみのうへの渡殿に、定賴四條中納言まゐりたまへるに、出羽の辨對面あたるに、殿、內より御火取もちておはしまして、そらだきものせさせ給ひて、そひおはします。なか〳〵いとつゝましく、物聞え給ふも、うちいでにくゝおぼえけり。給にかきたる心ちす。』その頃、伊豫の中納言の君、瀧の音をきゝて、

わきかへり岩間をわくる瀧の絲のみだれておつる音高きかな

出羽の辨、

とくれども泳にもあらぬ瀧の絲を常によりても見まほしき哉

などはかなきことをいひつゝ、明し暮すもをかしくなんありける。』

○御女云々』敎通の御女生子を、入內せさせまほしく思しのたまへども、中宮をはゞかり給ひて、その御氣色にもさはらぬやうに參らせんと、敎通も、ことさらに、中宮の宮たちをもてあそび申すとなり。參らせ給ひてn、參らせ給はんとての誤にnあらじか。さらずn意得がたし。尙敎通の御女を

入內せさせんと思へるよしn、殿上花見の卷（上ノ）に、內の大殿にn、女三所、男四人ものせさせ給ふを、大姫君、御匣殿と聞ゆるを、まゐらせ奉らまほしう思して、奏せさせ給ふ云々とありて、次々中宮のはゞみ給ふ御氣色も見えたり。○院の高陽院殿に云々』院は女院の意か、高陽院n、賴通の第なる事、駒くらべの卷（卷九、八八）に見えたり。應司殿七十賀の時、女院應司殿も、この高陽院に渡らせ給へる事、この卷の初に見えて、猶そのまゝにおはしますにや。さて敎通の參りて、應司殿に對面などありとなり。次の文によれバ、姫君をも具して參れるやうに見ゆ。○いかならむ云々』敎通n、わが女に、いかなる清らをつくしてなりとも、御覽せんと思ふとにて、入內せさせまほしく思ふよしなり。○泉の上の渡殿』高陽院殿の遣水の上に渡せる渡殿に、定賴折しも來たるに、出羽の辨對面したりしが、定賴かなたを見るに、敎通內より火取を持出て、空だき物をして、姫君の傍にそひ居たり。さて其有樣n、うちとけ居給へれど、却てつゝましくて、物をの給ふにも、うちいでにくさまに思はれたりとなり。火取は、初花の卷（卷四、一三〇）に見えたり。○わきかへりの歌』一首の意、明らけし。○とくれどもの歌』あわにもあらぬn、絲のむすび處の文、くた〳〵しくまぎらはしき書樣にて、心得がたにや。○伊豫の中納言の君』これも中宮の女房にて、沫緒結びといふがあり。和訓栞あわの條に、沫緒結といふあり、此結n、絕たる如く見えて、とけざる也、きれてもきれざる意にとる、沫緒の結果をかくのあはと訓じ、形如結緒、此間亦有之と見えたり。拾遺集に、「春くれバ、瀧の白糸いかなれや結べども猶あわに見ゆらん」とありて、水の沫に、沫緒結の事をかねたり。さてとくといひ、

あわといひ、よりてもといふは、皆糸の縁語なり。

八月つごもりに、殿上の人々、嵯峨野に花見にいきたるに、中宮の臺盤所に、をみなへしのちひさき枝を、扇のつまをひきやりてさしたるに、かきつけ侍る、東宮（敦宗）権大夫。

一枝の花のにほひもあるものを野邊のにしきを思ひやらなん

かへし、御前のなでしこを折りて、源少將（資綱）、

百しきの花やおとれる霧わけて立まじらん野邊のにしきに

新嘗會の日、雨のふりくらすに、源少將、

日かげも見えずくもるけふかな

江侍從、

あまてらす豐のあかりとおもへども

といへりけり。』一條院の一品宮（脩子）をば、入道一品宮とまをす。皇太后宮（妍子）のをば、東宮（禎子）の一品宮と聞えさす。當代（章子）のと三人おはします。齋院（嬉子）は二品におはしませど、つかさかうぶりたまはらせ給ふ。春宮の一の宮（後冷泉）は、内に御子（後一條）もおはしまさねば、うたがひなき儲君と思ひ申したり。越後の辨は、この宮の御乳母にてさぶらふ。』

○殿上の人々云々』嵯峨野は、神中抄に、嵯峨野は、葛野とて、紫野につゞけるなりとありて、葛野郡なり。草花に名高きことは、江吏部集に、嵯峨野秋望、何處秋情不可涯、嵯峨野曠近京華、影疎堤畔蕭條柳、香亂叢間爛熳花などよめり。花見は、やがて草花なり。○扇のつまを云々』扇の端を引破りて、それにちひさき撫子の枝をさして、歌をかきつけ、中宮の臺盤所に奉れりとなり。○一枝の花の云々』この一枝の女郎花の花の句に、よく美しくあるものを、かゝる花のあまた咲き亂れたる嵯峨野は、さながら錦をしける如くなるを、思ひやり給ひてよとなり。權大夫とある、權字は、衍なるべし。賴宗は、春宮大夫なればなり。○逢部殿上人、嵯峨野の花見にまかりて、内に歸參て侍けるに、中宮の御方の臺盤所のみすに、女郎花の枝をさゝれたるを見て、よみ侍りける、堀川右大臣（永承六年の條に、源資綱、三十二入道權中納言顯基卿一男、母前中納言藤實成卿女、長元六年正月廿九日任右近少將と見えたり。○百敷の歌』立まじるらんは、古今集春下、素性の歌に、『いざけふの春の山べにまじりなんくれなゐなげの花の陰かは』とよめる、まじりに同じく、立入り遊ぶをいふ。さて秋霧をわけて、君たちの遊び給へらん野べの花に、劣れりやいかにとの意なり。○新嘗會の日』日本紀略に、十一月十七日癸卯、新嘗會とあり。左經記に、長元七年十一月十六日、天晴、昨夜五節參内之間、依降雨、或被負人、或從他門入云々、十七日癸卯、天晴とあれば、こゝの五節參入の夜の事をいへるなり。○日かげも見えず』日かげゝ、夜なれば、勿論日影あるべき筈なけれど、雨のふるといふによりて、日影に、舞姫以下

權大夫活本權大宮とあり印本によりつ

花のにほひも玉葉集花の色だにとあり

きこゆ原本きこゆるとあり誤なればゝ訂しつ

のかけたる日蔭のかづらをそへて、その參入の儀のあらざりしを、かくよめるなり。○江侍從』作者部類に、江侍從、大江匡衡女とあり。母ゝ赤染衛門にて、衆周朝臣の同じ腹の妹なり。紫式部日記に、たんばのかみの北の方をば、宮殿などのわたりには、まさひら衛門とぞいひ侍る、ことにやむごとなきほどならねど、まことにゆゑ〳〵しく、歌よみとて、よろづの事につけてよみちらさねど、聞えたるかぎりゝ、はかなきをりふしのことも、それこそはづかしきくちつきに侍れとあり。丹波守ゝ、高階業遠にて、北の方即ち江侍從なり。さてそのよめる歌ども、あまた勅撰集に入れり。○あまてらす』天照大神にたてまつる豐のあかりの御酒と思へどもとの意にて、日影の、天津御空を照すにそへて、かくとりなしよめるなり。豐のあかりの事、既に前々に註せり。○當代のと云々』當代の一品內親王ゝ、章子にて、殿上花見の卷（上ノ）に、叙品の事見えたり。○齋院ゝ云々』靡子內親王叙品ゝ、長元四年十月御着袴の時にて、年官年爵も、同時なる事、齋院記に見えたり。○內に御子も云々』皇子おはしまさぬをいふ。○越後の辨』紫式部の女なる事、既に衣の珠の卷（卷十一、）にいへり。

三月に、藤民部卿齋信うせ給ひぬ。口をしきことにおほやけよりはじめて思しめす。『大納言に左衛門督師房なり給ひぬ。源大納言ときこゆ。內大臣殿の太郎三位中將、二郎信基、三郎信長ときこゆる、一所ながら侍從にてものし給ふ。四郎は法師にて、長谷の僧都にたてまつり給へれば、いみじきものにかしづき聞え給ふ。』殿に

左兵衛督平本左字なし四小本右兵衛督とありさぶらひ下平信本給ひ二字あり

給へる原本給へりとあり誤なればゝ訂しつ

は御子のたはしまさぬことを、くちをしなども世のつねなり。隆姫女王うへの御せうとの師房源大納言、敎通內大臣殿の中將信家をぞ子にゐたてまつらせ給ひける。若君一ところこそ十ばかりにてたはしますめれ。倫子鷹司殿のうへぞ具し奉らせ給へる。御かたちうつくしうあいぎやうづき、ふくらかに匂はせ給へり。故式部卿宮敦平の、左兵衛督遊定の女の腹なりけり。賴通殿に二所さぶらひけるを、姉君は則理の但馬守具平のめにておはす。一ところは若君うみ奉り給ひてければ、やがてまゐり給はず。故中務の宮の御物のけいとこはくて、さまたげ聞こえさせ給へば、おはしますことは絶えたり。』まことや、女院彰子は、無量壽院のかたはらに、御堂たてさせ給へり。ついちつきわたしこめて、いみじくめでたく造らせ給へり。沈、紫檀をかうらんにし、蒔繪螺鈿、くしの箱などのやうにせさせ給へり。はしらるゐなども、世のつねならず、くぎうつ所には、瑠璃を、くぎのかたにふせなど、よろづをつくしたり。年ごとの九月には、御念佛せさせ給ふ。女房えもいはずさうずきてうちいでたり。僧の裝束やがてせさせ給ひてたまはす。ちひさき僧どものめぐるもいとうつくし。上達部殿上人のこるなくまゐり給ふ。をり〳〵の功德つくらせ給ふ。いとめでたき御ありさま

301016

○藤民部卿云々』三月ハ、長元八年なり。左經記長元八年の條に、三月廿三日丁未、天晴、或者云、民部卿夜前自鬼所被歸之間、神心違例、夜半許氣斷、于今不溫云々、爲問實否、案內家人許、其報云、已實事者、可憐可歎、何事若之乎、當時賢才、右府戸部歎、而右府及衰暮、戸部當此災、如向暗夜之比也、廿五日己酉、天陰降雨、今夜故戸部於石蔭葬之と見えたり。○大納言正二位源師房、廿六十月十四日任春宮權大夫とあり。○三位中將』同書長元六年の條に、非參議從三位藤信家、十五月日叙、右中將如元とあり。○二所ながら侍從』同書長久四年の條に、藤信長廿二内大臣三男、母同信家卿、長元五年十一月廿六日叙從五位下、上東門院御給、六年正月叙從五位上、祐于内親王給、同月十日昇殿、十月廿三日任侍從とあり。信基は、今鏡に三位侍從とあり。○四郎は法師にて云々』靜覺なり。今鏡はちすの卷に、木幡の僧正長谷の法師などいふ僧きんだちおはしましきとあり。長谷の僧都ハ、詳ならず。○故式部卿の宮の云々』三條殿源祇子の事、殿上花見の卷（二ノ）に見えたり。なりけり、なりけるとあらまほし。○殿に二所云々』憲定の女二人、この殿に候ひたるを、姉君は則理の妻となり、妹なる一人は、この若君をうみ奉りたれバ、殿もやがて住み給はずなりたり。さるは北の方隆姫の御父具平親王の御物のけこはくて、祟り給へバ、住み給ふこと難くて、かく絶えはてたるなりとなり。殿上の花見の卷にも、上の御方に思しめさむことをつゝませ給ふなるべしとも見えたり。この憲定の女二人の事ハ、若枝の卷（卷九、一二二）に見え、則理の重光の子なる由も、そこに見えたり。○無量壽院の傍に云々』東北院をいふなるべし。東北院供養ハ、日本紀略に、長元三年八月廿一日壬寅、上東門院供養法成寺內東北院とありて、扶桑略記、東北院供養記等にも

見えたり。本書鶴の林の卷と、殿上の花見の卷との間、萬壽五年三月より、長元三年十一月までの記を載せず。ことに殿上の花見の卷以下ハ、年次にかゝはらずして記述せる所おほければ、次の御念佛の儀の筆のついでに、こゝに供養の事をも叙したるなるべし。○沈紫檀云々』勾欄を、沈香紫檀等の香木にて造り、楠宮などのやうに、蒔繪や、螺鈿をほどこしたりとなり。○柱給』柱に蓮花佛像などをゑがくをいふ。○くぎうつ所には云々』釘を打ちたる所には、その釘の頭をかくさん爲に、瑠璃などを、上に箔めふせたりとなり。以上東北院の結構の美麗なるさまをいへり。○年ごとの九月に云々』毎年九月十三日より、十五日まで、三日の間、念佛會を行はるゝをいふ。師遠年中行事に、九月十三日、東北院念佛始事と見え、今鏡望月の卷に、かの東北院ハ、この院の御願にて、ちゝおとどの御堂法成寺のかたはらに作らせ給へり、中略九月十三夜より、望月の影まで、佛のみかほも光そへられ給へり、御念佛はじまりける程に、上達部殿上人參り集り給へるに、云々とて、齊信朗詠をうち出でたる事を載せ、次に、殿上人をに色の指貫、この御念佛よりこそ着はじめ給ひしか、此の堂、土御門に末にあたれバ、上東門院と申すなりと見えたり。○ちひさき僧どものめぐる』小僧の行道などあるをいふ。○をり〳〵の云々』さて女院には、折々に、かゝる事をせさせ給ひて、功德をつみ給ふが、めでたき御有樣なりとなり。

長元八年五月 三十講はてゝ、關白殿歌合せさせ給ふ。殿上の人々わかたせたまふ。左方は藏人頭經輔、濟政、資業、良賴の春宮亮、良經の左馬頭、行經の少將、中宮大進義通、經季の少將、經長の辨、經成の少納言、信長の侍從、範國、資任、憲房、

信濃權守繪平屋本權字なし義清原本茂清とあり眞本によりつ

これのみや小本これのみなりとあり●あらん原本あらめとあり誤なれバ訂しつ

籠り下ゐ字原本なし諸本にて加へつ

かたわかせ原本かきわかせとあり屋中本にて改めつ●家經繪本家つなとあり

經平、實綱、藏人は俊經、季通、貞章なり。右方は實經朝臣、兼房の中宮亮、資通の辨、俊家の中將、通基の四位侍從、師經の內藏頭、行任、擧周、爲善、國成、良宗の右衛門佐、資綱の少將、經家の少納言、經季の左衛門佐、三河守經信、定季信濃權守、藏人は義清、家任、賴家とかゝせ給ひて、題はこと所もとむべきならず。ただこの間近く見ゆることをこそはとて、月、五月雨、池水、菖蒲、螢火、瞿麥、郭公、照射、これのみや外の思ひやることはあらんとて、祝、戀とかゝせ給ひて、おの〳〵かたがたに、左には經輔頭辨、右には良宗藏人右衛門佐にぞめして賜はせたりし。頭辨は民部卿（齊信）の服にて籠りゐ給へればなるべし。』さまざまにいどみたる程に、おなじ月の九日に、殿上の童をかたわかたせ給へり。左には殿の若君（通房）、行任が子、範國が子、章任が子、右には家經が子、範永が子、賴國が子わかたせ給へり。これは御賀にまひせし人の子なり。右少しことたがひたるやうなり』。

○三十講』左經記長元八年の條に、四月卅日癸未、天陰降雨、午刻參殿、卅講始也、五月十八日辛丑、天晴、午刻參殿、講師賴壽、問經救、次御誦經、（信乃百段、）次行香、諸僧給布施、（僧綱宰相取之、凡僧殿上四位五位、）及晚事畢、僧俗退出とありて、其間、每日の儀、朝夕講師問者の僧名等を記せれど、今ハ略しつ。○關白殿歌合云々』扶桑略記に、五月十六日、左大臣於高陽院第、有歌合事、以祭主輔親爲判者とあり。

日本紀略、百錬抄に、十七日にかけたるハ誤なり。○殿上の人々云々』群書類從に收めたる長元八年五月十六日賀陽院水閣歌合に、長元八年五月十六日、於賀陽院水閣有和歌合、卅講聽聞之餘、有此其興矣、去四日令資業獻和歌題、（月、五月雨、池水、菖蒲、瞿麥、郭公、螢火、照射、祝、戀、）次被書分左右方人、以藏人頭左中辨經輔爲左方頭、以右近衛中將俊家朝臣爲右方頭、方人之中、依無藏人頭、推而爲上首也、左方人書分幷和歌題、召左少辨經長賜之、（方人丹波守濟政朝臣、資業、春宮權亮良賴朝臣、左馬頭良經朝臣、美作守定經朝臣、左近權少將行經朝臣、中宮大進義通朝臣、右近少將經季朝臣、前甲斐守節國、左少辨經長、右近少將良貞、少納言經成、左兵衛佐信長、丹後守憲房、左兵衛權佐資任、刑部少輔經平、散位實綱、藏人式部大丞橘季通、右衛門權尉藤原俊經、陸孫藤原貞章、）右方人書分等、召藏人右衛門佐良宗賜之、（方人近江守實經朝臣、木工頭擧周朝臣、中宮權亮兼房朝臣、春宮亮行任朝臣、右近少將資房朝臣、右中辨資通朝臣、內藏頭師經朝臣、中宮亮爲善朝臣、侍從通基朝臣、藏人大學頭國成、右衛門佐良宗、右兵衛權少尉資綱、少納言經家、右衛門佐經季、參河權守經信、信濃權守定季、藏人式部少丞橘義清、右衛門權少尉藤原家任、陸孫源賴家、）とあるによれバ、左方美作守定經朝臣、および右近少將良定を脫し、經平を經尹に誤り、右方義清を茂清に誤れり。さて、經輔ハ、職事補任後一條院藏人頭の條に、長元七年十月補とあり。資業ハ參議有國の子、良賴ハ隆家の子にて、公卿補任長元九年の條に、萬壽四年三月十六日任春宮權亮とあり。本書權字を脫せるならん。良經ハ大納言行成の子。義通ハ系譜詳ならず。丹波守橘爲義の子にや。作者部類に、正四位下、筑前守として、中宮大進たりし事見えず。經長ハ中納言通方の子にて、辨官補任に、長元三年十一月五日、任左少辨とあり。經成は大納言重光の孫にて、備前守長經の子なり。公卿補任永承三年の條に、長元二年十二月五日、任少納言とあり。信長は內大臣敎通の子にて、同書長久四年の條に、長元六年十月廿三日、任侍從とあり。資任は系譜詳ならず。類聚雜例に、左兵衛佐とあり。憲房は大貳惟憲の子、經平は右衛門督經通の子。實綱は參議有國の孫にて、資業の子なり。俊經は橘俊遠の子。季通は陸奧守橘則

光の子。貞章は大弐藤原國章の曾孫にて、伊豫守貞光の子なり。實經は大納言行成の子。兼房は中納言兼隆の子にて、尊卑分脈に、中宮亮、左少將、讃岐守、備中守、正四位、歌人とあり。資通は濟政の子にて、辨官補任に、長元三年十一月五日、任右中辨とあり。俊家は大納言賴宗の子にて、公卿補任長暦二年の條に、長元七年十二月八日、任右近中將とあり。通基は內大臣致通の子にて、尊卑分脈に、侍從、從三とあり。師經は閑院大將朝光の孫にて、登明の子なり。舉周は大江匡衡の子。爲善は肥前守理能の子。國成は中納言山蔭の裔にて、筑前守則友の子なり。資綱は中納言顯基の子にて、公卿補任永承六年の條に、長元七年正月廿九日、任右近少將とあり。經家は中納言定賴の子にて、同書天喜四年の條に、長元六年正月廿八日、任少納言とあり。經季は大納言時中の孫、經相の子にて、尊卑分脈に、從四下、左衞門佐とあり。經信は權中納言通方の子にて、公卿補任治暦三年の條に、長元六年十二月五日、任參川權守とあり。定季は大納言濟時の孫にて、爲任の子なり。義清は筑前守義通の子。家任は巨勢麻の裔にて、周防守惟任の子なり。賴家は源賴光の子なり。○題はことごとく『所云々』題は他の名所などもとむべきにあらず、この高陽院殿にて、うち見るかぎりの事をよむべしとて、月以下の題を定めたりとなり。これのみや云々は、照射のみ、いろ〳〵遠く思ひやりよむ事もあらんとて、四季題の外には、祝意を書きたりとなり。左には頭辨經輔は、經長の辨とあるべし。さて經長良宗に題を賜はせたりとなり。左經記に、五月四日丁亥、入夜左宰相中將頭（顯基）於太閤御前書分殿上人、（非藏人以上、依從分也、）爲左右方人、太閤被聞彼此云、歌題可撰用當時可然事、小事也歟、將可撰四季題歟、人々或被申云、不似先例、用四季題有興者、或不讀舊跡、可用當時題者人有數、仍書出當

時小事、（略）召左少辨經長右衞門佐良宗兩人、以左方人並題等給經長、以右方並題給良宗、々々經長共歸座之後、各方殿上人、於便所大略議雜事云々と見えたり。○頭辨は云々』經任、職事補任後一條院藏人頭の條に、權左中辨從四位上藤經任、長元三十一十九補、同八三廿四辭とあり。公卿補任長元八年の條に、藤經任、（廿六）大納言齊信卿男、賀右衞門督悦平三男、母前太宰大貳佐理卿女とあれば、養父齊信のために、服解せしなり。民部卿齊信の薨去の、前に（上一〇〇）に見えたり。○殿上の童を云々』殿上童の中に、關白賴通の若君通房を、各わが方にとこひ申したるに、勅定にて左方に仰せられたれば、右少しことたがひたるやうなりとなり。行任の子の高房、範國の子の經章、章任の子の行家なり。家經の參議有國の孫にて、參議廣業の子なり。家經の子の、下に引ける高陽院水閣歌合によれば、兼宗なるべけれど、尊卑分脈にの、正家、行家、廣家の外見えず。範永の、權中納言文範の裔にて、內匠頭中清の子なり。範永の子も、水閣歌合によれば、範定なるべけれど、尊卑分脈にの、良綱、清家、永綱、季仲などの外見えず。賴國が子の賴綱なり。さて前に引ける左經記四月四日の條の次に、頭辨經輔進申云、分殿上人之時、先例皆分童、此度不然如何、就中若君可然右方也、其故非藏人有右、依付給簡一可給左也者、右中宮權亮（兼房）即進申云、簡一春宮亮行任朝臣子也、若君二也、然者男已任蔵次被分、童何迷其次第云々、辨申云、失奉付二也、如法家申可奉付一也、仰云、兩方申云共得理、後可一定云々、九日壬辰、歌合右方君達被來向云、殿若君依勅被給左方畢云々、爲之如何、答云、先日左右人々雖被申請、各依所申有其理不給、令有宣旨者、爲如何者、彼此申云、於今不可相覺、只每事可爲省略。また高陽院水閣歌合に、經輔朝臣進申賢郎可爲方人之由、此間右方申云、

依簡次第可被定仰歟者、理非相分、許不未明、去九日遣藏人藤原貞章於里第、被仰藤原通房可爲左方之由、又自余小舍人相分可賜左右之、左源高房、平經章、藤原範定、右源行家、藤原兼宗、源頼綱、可從勅定之狀、奏達畢者、仍左方人相率向彼曹局、是爲左方之面目也と見えたり。

左兵衛督原本右兵衛督とあり信本にて改めつ

すなごなど原本すなとあり平信眞本にて改めつ西小本すなごとあ

十二日になりて、上達部のさるべく若やかなるを分たせ給ひたり。左には兼頼の宰相中將、公成の左兵衛督、右には顯基の宰相中將、隆國の右兵衛督との給はす。いつしかいかがと思ひ申す』申の時ばかりに、左のかたの人々、いろ〳〵のうすものをやかたにはりて、かねのとこなつの花おしたる船、二つにのりて、笛けしきばかり吹きすさびて、伊勢の海うたひて、いけの心にまかせて、棹さしてまゐるを見れば、ふたあゐの直衣指貫に、紅のうちたる、白きひとへをぞ着たる。藏人は織物の指貫、青色の水にうつりたるかげをかし。池のうへのそりはしに船をよするほどに、上達部二人たちてむかひて、さるべき人々すこしばかりを具して、參りゐたるのちに、藏人俊經二藍のうつくしきとりて、ひろげ敷くを見れば、紫のふせんれうに、青きざうかんをつけて、伊勢海といふ催馬樂を、あしでにぬひたり。かがみの水、かねのすなごなどしたるすはまを、季通貞章とりて、うちしきのうへにすう。かねのすきばこをほりもものにおたる、かねの机にするたり、かずさし

りすう原本ふすとあり資屋本にて改めつ

のものは、かねの洲濱に、沈の石たてゝ、かがみの水などおたる上に、尾上の松をうゑうつすをかずにおたり。童かずさしとおぼしくて居たり。』

○十二日になりて云々』高陽院水閣歌合に、同十五日、講演畢後、諸卿或以退出、交談之次、事及明日之興、各非無芳意、以左源宰相中將左兵衛督爲左方念人、以左源宰相中將右兵衛督爲右方念人、更漏漸闌、議定既畢、三位中將(家信)當日追爲左方念人とあり。左經記十六日の條にも、去夕云々として、この念人のかたわかちを、十五日の事としたれば、こゝに十二日とあるハ誤なり。○申の時ばかりに云々』日暮近きほどをいふ。水閣歌合に、酉時とあり。さて左方參入せりとなり。○うすものを云々』船やかたに羅を張りたるよしなり。こも水閣歌合に、以色々絹爲上張、以緋絹爲簀とあり。○かねのとこなつの花云々』同書に、先文殿南釣臺下、撫船二隻(家督依爲方人、本家便儲之、高棚有蝶鋼)と見えたり。撫字の下、子字を脱せるなるべし。○笛けしきばかり吹きすさびて云々』けしきばかりハ、樣子ばかりの意にて、高くふきすまぬをいふ。伊勢の海ハ、催馬樂律歌にて、梁塵愚案抄に、「伊勢の海のきよき渚にまほひがひになのりそやつまむ貝や拾はむ玉や拾はむ」と見えたる歌なり。さて水閣歌合に、伶人依方誠在舟矣、先吹調子、次奏陵王破と見えたり。○ふたあゐの直衣云々』左方の裝束の色なり。二藍ハ、裝束色葉に、宸翰裝束抄曰、二相トハ、赤花青花ト相交ツル色ナリ云々、桃花蘂葉曰、二藍、以赤花及青花染ルヲ云也云々、青花ハ藍也、赤花ハ紅花也、今ハ藍ニ染ヲ、上ニ紅花ヲ附クと見えたり。さて左經記に、二藍直衣指貫、紅打、同色袴、白生單とあり。○池の上の云々』そり橋は、反橋にて、池に渡せる橋なり。こも同書に、六位に麴塵赤色とあり。○藏人は云々』青色は、麴塵をいふ。

水閣歌合に、藏人所雜色藤原經行、源頼實、同齊頼等、皷棹盪舟、自後池北、歷寢殿東高階下潺湲參進、中略念人上卿先下、次方人等着座とあり。○藏人俊經云々』うつくしきは、うちしきの誤なるべし。うちしきは、打敷にて、物などおく所に打敷く物なり。ざうがんは、象眼にて、和訓栞に、うすものゝ名なりといへり、古今著聞集に、ふた藍のざうが、又ふかみどりのざうがなどいへるも、是成べしと見えたり。侍中群要に、白張單布可着事、或者云、極熱之間、云々、但可重象眼下襲歟ともあり。さて象眼の青き色なるを、裏にしたりとなり。あしでは、葦手書にて、既に初花の卷（卷四、一六二）に註せり。催馬樂は、梁塵愚案抄に、催馬樂とて、昔諸國より貢物を大藏省へ納めし時、民の口すさびにうたひける歌なれば、催馬樂とは名づくるなり、馬を催すと書るは、貢物負する馬を、かり催すこゝろなり、といへる舊說よりも、玉勝間に、催馬樂と云名は、其初についでたる吾駒の歌によれる者なり、はじめの二句、馬を催す詞なるをもて、催馬樂とは名づけたり、樂はやがて其字音をとりて、良とよぶなり、さて其名をもろ〳〵の曲の總名とせるなりとあるかたまされりと、歌舞音樂略史にいへり。なほ名義については、大平の新釋、守部の入綾にも見えたり。さて伊勢の海の歌は、上にもいへるごとく、催馬樂の律歌にて、かく繡物にせるも、さきにうたへるも、かひやひろはむ、玉やひろはむとあるを、きよき詞の海に、珠玉の歌を拾はむとの意を、よせたるなるべし。さて水閣歌合に、雜色源頼實執地敷三重杜若色浮線綾、以象眼爲裏重其上、縫葦手、其裏以銀鏤文、列階下、藏人右衞門尉藤原俊經、傳取鋪東長押上とあり。○かゞみの水云々』洲濱に、鏡をおきて水となし、黃金をしきて砂子としたるよしにて、そを打敷の上に据ゑおきたりとなり。これに文臺を載するなり。水閣歌合に、次藏人

式部大丞橘季通、藤原貞章等、同舁文臺洲濱、銀洲濱、立沈石、以鏡爲水、以瑠璃金銀作青松、菖蒲、翟麥、水鳥之類、其上立文臺、以銀作之、鏤名花好鳥、とあり。○かねのすきばこ云々』すきばこハ、透箱にて、ほりものしてすかしたる箱をいふ。落窪物語に、こがねして、すきばこを、衣箱のおほきさにむすばせて云々とあり。又空穗物語藤原卷にも見えたり。○かずさしのもの云々』かずさしハ、員判、また員指などもかけり。員をさし數ふるもの也。沈の石たてハ、沈香を石として立つるなり。同書に、次頼實舁員判洲濱、松樹恠石潺湲之類、皆以銀作之、以二藍象眼爲地敷、と見えたり。さて山のみねに、たてる松をうゑうつすを、一々の數とりにしたりとにて、うゑうつすとは、松をかれこれ移しよするやうに造れるならんか。さて數さしの役とおぼしくて、かたはらに童ゐたりとなり。この童ハ、洲濱の上における人形にはあらで、小舍人をいふべし。小舍人平經章着二藍指貫、赤色細長、傳取置簀子敷とあり。尙左方參入の樣を、左經記に、日脚欲傾之間、頻有催之間、三位中將參入、忽爲左方念人、向其所、左方乘船二艘、遊陵王破、漸次參入、班幔張之、藏人所雜色、并近衞司者等採掉、下前洲、渡東橋着北座、二藍直衣、指貫、紅打、同色袴、白生單、六位麴塵、赤色、次雜色一人、取打敷進東橋東、藏人一人進向取之、入自佛面北敷之、佛面等柱面邊長押上、南北行、次雜色二人、舁洲濱重初所、藏人二人同向舁之置敷物上、又雜色一人取納歌筥、加下机、進藏人、同取立洲上、件筥机等、以銀作之、以金鏤之、所々彫透、調十枚扇、以題目繪之、畫幷入筥、其例以金銀作草木、以瑠璃爲花菜、以沈香作之石頭、鏡水爲潺湲、打敷以浮線綾染紫、所々縫花枝、以象眼（染力）浮青色、所々施銀丸文重之、有員指洲濱、藏人同取之置佛前東緣北邊、其風流、又莫非金銀、以松枝爲數、在敷物、召童爲員指とあり。

かゝほどに、右人まぢかくなる程に、車のおとつづけ、さきおふ、まことに山河の

とに原本さきなまとにとあり平西信本にて改めつ

實總西眞本賞綱とあり

沈の原本沈をとあり諸本にて改めつ●沈をませにとありはやう下資本の字あり

かたわき平信本うたかきとあり

たきつせの音よりもけに、のゝしりてまゐる。ことさらにすると聞えてをかし。劣らずせんと思ひしことの違ひぬるが、くちをしきなるべし。まづさるべき人々は、俊家の中將、とこなつのいだしうちき、ふたあゐのなほし、青色のおりものゝさしぬき、通基の四位侍從、ふたあゐのなほし、青色の織物のさしぬき、こきうちきぬ、實綱の少將、ふたあゐの直衣指貫に、青きおりものゝひとへ、藏人二人、織物の指貫、青色にて、かねのすばまに、沈のませゆひたる、かねのとこなつのくさむらをかきたり。歌は何にかきたるぞなど、心にくきほどに、はやう花に蝶のいみじうをかしきが、十ばかり居たるなりけり。かずさしの物は、内の御前とおぼしくて、竹のだいよりぬきいでたるを、かずにはゑたり。かがみの水、沉の石たてて、さまざまの草をしたくさにて、色々のさいでして造りたるも、ことさらと見なせばをかし。かくて藏人とりて、かずさしにはしたり。左右いどみてかたわきけるほどに、殿の若君（通房）左によりたまひにければ、いどまんもなか〳〵なりとて、右はただたいらかなり。』

○右人まぢかく云々』右人參入のほど、左方の例にはならはで、方人車の音をつゞけ、前聲を高くおひて、山河の瀧つ瀨の音よりもまさりてのゝしり騷ぎて、參入せるゝ、ことさらにかくかまへたる

と聞えて、中々にをかし。さるゝ左方のさまにも劣らずせんと思ひしに、殿の若君を左方にとられて、かねて思ひまうけし事のたがひたるが殘念なる故に、かくことやうにせるなるべしとなり。左經記に、此間右方人々參入（會中宮御領小二條殿、卒參云々、）とありて、小二條殿に方人相會し、それより時刻に及びて、急に車をつらねて參入せしよしなり。○とこなつのいだしうちき』出打衣ゝ、直衣の下に、わざと下着の衣の裾のうつくしきを出すをいふ。裝束備急抄に、晴之時出衣者、結指貫腰之後、差貫之上に着出衣、太き帶を以て結之、出衣の尻ツヽキあげて挿帶の後、出衣のまへアキテ、ツマ出兩膝間云々。また三條家裝束抄に、衣の事、異晴の時、顯職幷に壯年の人、或ゝ浮織物唐織物など、隨時色々の衣を出衣に用之云々とも見えたり。とこなつは、瞿麥をいふ。さて水閣歌合に、次右方參入着座（着直衣、菖蒲指貫、蘇芳染擣衣、或各任意、）とあり。下の左經記によるに、菖蒲重ゝ出褂にて、指貫ゝ青朽葉、直衣ゝ藍とあり。○藏人二人云々』沈をませには、沈をもて、ませ籬を結びたるに、銀にて瞿麥をつくりたりとなり。さて歌ゝ、何に書きたるぞと、奥ゆかしくおもふほどに、かねて、なでしこの花に、蝶のをかしきが、十ばかり居たるにかきたるなりけり。水閣歌合に、藏人式部少丞橘義清、右衞門尉藤原家任、舁歌臺洲濱、立東長押上（洲濱上立沈石、作銀瞿麥、栽櫃内、銀蝶各書和歌十首、以三重菖蒲色象眼爲地敷之、）とあり。但し櫃内とあるゝ、籬内などの誤にや。猶下に引ける左經記を、併看すべし。○かずさしの物ゝ云々』内の御前とおぼしくてゝ、内裏清涼殿の東庭のさまとおぼしくて、竹の、臺よりぬけいでたるを、員にしたりとにて、禁秘抄草木の條に、中殿東庭竹臺二とありて、禁腋秘抄に、石灰の間の前に、河竹の臺あり、仁壽殿の西面の北の方には、呉竹の臺ありと見えて、臺とゝ、四角に井桁のごとくなる中に、植ゑられたるな

左中辨原本左の中辨とあり繪西本にて除きつ●資通原本季通とあり諸本にて改めつ●おもゝち原本おもらちとあり諸本にて改めつ

り。色々のさいでゝ、裂細布にて、小さくきりたる布などをいふ。後撰集に、もみぢ染と色こきさいでとを、女のもとに遣してともあり。こも水閣歌合に、次義清家任舁員判洲濱、置簀子敷、以銀作翠竹帷石之類、以鏡爲水、以二藍象眼爲地敷、(中略)左方員判小舍人平經章、右方員判義清着座とあり。尙左經記に、此間右方人々參入、會中宮御領小二條殿、卒參云々、經南緣着南座、二藍直衣、青朽葉指貫、菖蒲重出掛、保童不見是、口若人々井六位所爲也、左右上臈、或直衣、宿衣、皆青鈍指貫、次藏人二人舁洲濱、入自佛面間、置長打出、洲中栽金銀瞿麥、以沈香結架居十蝶於花上、其翼書歌、象眼瞿麥重、以金銀泥繪海賦、爲敷物、次藏人義清取員指洲濱、居東緣南邊洲上栽竹結架、所々施水石、青色敷物、と見えたり。

左の講師左中辨經長、右の講師右中辨資通參りてゐたり。三位輔親をぞ、この歌のかちまけ定むべき人にて召したる。歌のよしあしはいかがさだむらん。かみさびて居たるおもゝちけしき、繪にかきたる心ちして、これより外は、誰をかはと見えたり。くらうなれば、火などともして、左行經の少將よりて、すきばこをあけて、ほり物の骨にざうがんの紙をはりて、題の心をさま〴〵にかきたる扇をひとつづつとりて、講師經長の辨にとらす。歌は內の御乳母、宰相の典侍かきたり。右には兼房の右衞門佐、蝶ゐたるとこなつの枝を折りて、資通にとらす。方人近くまゐりよりて居たり。左は北、右は南にぞありける。かうずるほど、かぎりなくをかし。夜やう〳〵ふけて、月のすみのぼりたるほど、池のこゝろきよさも、歌の題

心さへの下平西小本に字あり

の心さへかなひてをかし。殿の女房の裝束は、うすものをなでしこにて、色々にてひねりかさねたり。歌はうるさきやうに人の思へれど、かくいひ〳〵てかゝざらんも、本意なければなん。

○講師』歌をよみあぐる人をいふ。○三位輔親』大中臣賴基の孫にして、能宣の子なり。○この歌の云々』すなはち判者にて、左右の難陳するよしを聞きて、勝負を判定する役なればいへり。○かみさびて云々』かみさびては、神々しきさまにて、祭主なれば、ことにしかいへるなるべし。さてこの人によりて、左右勝負の定まることなれば、この輔親にのみ目とゞめられて、他の人々をば誰をかは見んと思はるゝさまなりとなり。○火などともして』燈臺に火を點ずるをいふ。○左行經の少將よりて云々』方人の一人すゝみて、歌を各講師に進むるをいふ。○すきばこをあけて云々』すきばこは、歌かきたる扇を納れたる莒にて、前に出てたり。○ほり物の骨に云々』扇のさまなり。骨に彫刻を施せるにて、ざうかんの紙ゝ、象眼をもちて、扇をはりたるにて、象眼ゝ羅なり。水閣歌合に、扇十枚書和歌、入銀透莒置其上以象眼爲紙、各題目畫圖、以銀爲骨、彫鏤居玉、と見えたり。○內の御乳母云々』宰相の典侍、系譜詳ならず。○蝶ゐたる云々』上に、歌は何にかきたるぞと、心にくきほどに、はやう花に蝶のいみじうをかしきが、十ばかりゐたるなりけりとありて、瞿麥の花上に蝶をすゑて、其翅に歌かきたるよしなれゝ、その花を一枝づゝをりて、講師に進むるをいふ。○左ゝ北云々』左方ゝ北座に、左方ゝ南座につけるよし、前に引ける小右記に見えたり。さて講師以下着座のさまゝ、同書に、次召菅圓座三枚、敷佛前孫廂南北、上達部前北一枚左講師座、南二枚右講師、并判者座、件講師并員指座、各方儲之、而依過差聞、有仰停之、次召短燈臺二本講

師前、（在打敷）次召左右講師、（左右少辨長經、右中辨資通朝臣等、着圓座之、）次召祭主輔親卿爲判者、次召左右方人各一人、左少將行經朝臣進取歌莒、立講師前、右中宮權亮兼房朝臣同牀居同歌書銀之枝、授講師、左先讀之、月、其詞云とて、歌を載せたり。但左の講師の名、上に方人の名を擧げたる所にも、經長とあるを、小右記に長經としたるハ誤なり。○かうずる』和歌をよみあぐるをいふ。○歌の題の心さへ云々』歌の題に池水とあるに、池水のきよきも、うちあひてをかしとなり。○うすものをなでしこにて』羅を瞿麥にかさねたるよしなり。なでしこの事、既に註せり。○歌ハ云々』歌ハあまりわづらはしきやうに、人の思へれど、かく儀式ありさまをくはしくいひたる末に、歌のみかゝざらんも、本意なきわざなれバ、擧ぐべしとなり。

權大納言長家六字分注諸本になし●かりけり原本かりけるとあり後拾遺集及諸本にて改め

五月雨に後拾遺集五月雨はとあり

一番左勝

月　四位少將行經（權大納言長家）

夏の夜もすずしかりけり月かげは庭ゐろたへの霜と見えつゝ

右　赤染衞門

宿からぞ月のひかりもまさりけるよの曇なくすめばなりけり

二番左勝

五月雨　相摸

五月雨にみづのみ牧のまこも草刈りほす隙もあらじとぞ思ふ

義忠原本茂忠とあり諸本にて改めつ

左馬諸本右馬とあり良頼印本信本良經とあり西資本左馬云々六字なく輔親と押紙たしり

右　東宮學士義忠朝臣

五月雨の空を眺むるのどけさは千代をかねたる心ちこそすれ

三番左

池水　式部大輔資業朝臣

千代を經てすむべき水をせきれつゝ池の心にまかせたるかな

右　少納言經家

年を經てすむべき君がやどなれば池の水さへにごらざりけり

せきるゝわろしとて、右勝、

四番左

菖蒲　左馬良頼朝臣

あやめ草たづねてぞひくまこもかる淀のわたりの深き沼まで

右　東宮大夫頼宗

昔よりつきせぬものはあやめ草深きよどのにひけばなりけり

○夏の夜もの歌』一首の意いとあきらかなり。小右記傍書に、行經云實大納言とあり。水閣歌合にも見えて、まことは長家卿のよめりし歌なりとあり。さて同書に、両三度吟詠之後、右讀之とて、次の歌を

載せたり。○宿からぞの歌』月の光も、見る宿の所がらによるものにて、この賀陽院にて見るは、一しほまさるよしなり。よのくもりなくは、世に夜をかね、すめば、澄むに住むをそへたり。さて小右記に、良久之後左爲勝とあり。この歌、金葉集秋によみ人しらずとて載せたり。○五月雨』小右記に、五月雨、右先讀之とて、右歌を前に掲げたり。○相摸』中古歌仙三十六人傳に、相摸、父不詳、不知氏神之由、見家集云々、母前能登守慶滋保章女、入道一品祐子内親王家女房、大江公資爲相摸守之時爲妻、仍號相摸、本名乙侍從とあり。和歌作者部類には源頼光女とあり。また大江氏系圖には、相摸守公資女とし、一説保胤女と注せり。但し歌仙傳に祐子内親王家女房とあるは、修子内親王家の誤なるべし。○五月雨にの歌』さみだれには、五月雨にはの意なり。みづの御牧は、山城の國にあり。さて五月雨に水の滿つるよしをかけてよめるなるべし。○五月雨のゝ歌』のどけさは、心長きよしなり。○池水』こも小右記に、右先讀之とて、右を前にあげたり。○千代を經ての歌』せきれつゝゝ、堰き入れつゝの意なり。同書に、以堰入詞爲難負とあり。堰くゝ、堤柵などを搆へ、水をせきりとゞむるよしなれば、祝の意などに、はゞかりあるなるべし。○年をへての歌』すむに、澄住をかねたる、例のごとし。さてこの作者少納言經家を、水閣歌合にも同じかるを、小右記には、四條中納言とし、續後拾遺賀にも權中納言定頼としたり。例の代りてよめるなるべし。○菖蒲』小右記に、左先讀之とあり。○あやめ草の歌』この作者、水閣歌合、小右記ともに載せず。水閣歌合左方の人の名を見るに、良頼朝臣ゝ春宮權亮なり。○むかしよりの歌』よどのゝ、淀野にて、山城の名所なり。さて小右記に爲持とあり。

五番左勝

中納言原本大納言とあり諸本にて改めつ恩ふ後拾遺集みるとあり

ざりける眞信屋本にてありけるとあり

六番下左持平信資本左勝とあり●義忠原本茂忠とあり諸本にて改めつ●なくよも原本なくにもとあり給屋本後拾遺集にて改めつ●やすき後拾遺集やすくとあり●あかぞめ四字信本なしまた後拾遺集にまたいにとあり

左馬頭原本右馬とあり眞信本にて改め補ひつ

名にたてる名本名にたててとあり

瞿麥

床夏のにほへる庭はから國におれるにしきもしかじとぞ思ふ

右

庭の面にからの錦をゝくものはなほとこなつの花にざりける

猶床なつといふことわろしとて、右まけぬ、

六番左持

郭公

義忠朝臣

なかぬ夜もなくよも更に郭公まつとてやすきいやは寢らるゝ

右

あかぞめ

夜もすがら待ちつるものを郭公またともなかで過ぎぬなる哉

七番左勝

螢火

左馬頭良經朝臣

澤水にそらなるほしのうつるかと見ゆるはよはの螢なりけり

右

赤染

名にたてる五月の闇もなかりけりさはの螢のまがふひかりに

八番左勝

照　射

五月やみ天つ星だに見えぬ夜にともしのみこそ山に見えけれ

右

式部少輔公資

赤　染

さつき闇ほぐしにかくる燈火のうしろめたくや鹿は見るらん

ほぐしにかくと原本ほぐしによくとあり四眞本にて改めつ

いはれぬれは信實本いはれねはとあり

右歌よしとて、輔親そなたに心あるほどに、左人々「ともしびとは、例のひとのやどにともすをこそいへ、更にかゝらず」と申すに、「ふるき歌にともす火はとよみたり、さらねど、ほぐしにかくといひつれば、こととともし火をさいふやうなし」と申せば、輔親も、まことに歌はこゝろばへあり、をかしけれど、かばかりにてもしかいはれぬればとて、右まくるになす。

○翌麥』小右記に、翌麥左とあり。袋草紙雜篇に、長元八年三十講歌合記云、左右每講和歌、判者輔親以相定、第四番題菖蒲、而左方先獻翌麥歌歟、右方出菖蒲歌、依有乖違、改獻同題歌、各判決之後、右方題之次第已以超越、待御定之後可獻次歌者、殿下仰云、天德歌合時、一題依違、兩歌弃置、乃是勝負未決之前、辨論秀與之故也、而今評定之後奈何論難、不致前詞、何有後求哉、仍右方獻翌麥歌と見えたり。○床夏のの歌』一首の意、かくれたるふしなし。この歌後拾遺集夏にも載せたり。○庭の面にの歌』ざりけるの、ぞありけるのし。○猶床夏といふこと云々』四の句の猶といへる詞よからずとて、左を勝とさだめたりとなり。小右記に、左勝とあり。○郭公』同書に、時鳥、右先讀之とて、右の歌を前にあげ、左の歌の下に爲持とあり。兩首ともにかたきふしなし。○螢』小右記に、螢、左とありて、右歌の下に、爲持とあり。本書左勝となせるの、いかにぞや。○澤水にの歌』一首の意、かくれたるふしなし。○名にたてるの歌』一首の意、こも明らかなり。○照射』こゝ五月闇の頃、狩人集夏に載せたり。○名にたてるの歌』一首の意、こも明らかなり。○照射』こゝ五月闇の頃、狩人の山野に入りて、松の火をともし、笛などふくに、はかられて、光を目あてに、鹿のよりくるを、弓もて射るわざにて、ともしといふ。小右記に、照射、左とあり。○天つ星の歌』かくれたるふしもなし。○ほぐしの歌』ほぐしの、火串にて、松をたける火をいふ。ともし火の、次の難の詞に見えたるがごとし。うしろめたくは、後目痛き意にて、不安心なるよしなり。○右歌よしとて云々』判者輔親の、右の赤染の歌をよしといひて、そなたを勝とせん心あるほどに、左方の人々、難じたりとなり。○ともしびとの云々』左方の詞なり。ともし火とは、人の家にともす燈火をこそいへ、照射の火を、ともしびとの、更にいはずとなり。○ふるき歌に云々』右方の人々の陳ずる詞なり。照射の火を、ともす火とよめる古歌もあり。さなくとも、二の句に、火ぐしにかくといへゞ、照射の火なること、必然にて、他の人家などの燈火を、こゝによむべきやうなしといへるに、判者も、誠に右歌の心ゞへありてをかしくよみたれど、ともし火の句、さしたるあやまちならねど、かばかりの事にても、去か難せらるゝの、やがて歌の疵なればとて、左を勝と定めたりとなり。袋草紙遺篇

上に引ける次に、又至于講照射之比、右歌有燈之詞、左方云、以照射稱燈、古今之什所未聞也、彼此変爭、左方遂勝云々と見えたり。

九番

祝

君が代はあら雲かゝるつくばねの峰のつづきの海となるまで

右勝

能因法師

思ひやれやそうぢ人のきみが爲ひとつこゝろに祈るいのりを

左うた、山の海となり、海の山となりけんもあいなし。海はうみ、山は山にてあらんこそよからめとて。

すけふさの少將

十番左

戀

黒髪の色もかはらぬこひすとてつれなき人にわれぞ老いぬる

右勝

能因法師

逢ふまでとせめて命のをしければ戀こそ人のいのちなりけれ

夜いみじくふけゆき、月のかげすずしく、物のどやかにみなされて、今も昔もかはらぬ心ばへ、いとをかしくて、左方かちわざとおぼしくて、沉

春宮大夫頼宗

すけふさ信資本資綱とあり西眞本いせ大輔としたり

とて信中本とぞとあり小本とて右勝になりぬとあり

結句いのち原本いのりとあり後拾遺集にて改めつ●みなされて原本

みなさわぐとあり諸本にて改めつ

わりごとも平四本わりて廿とあり

かるたぐひあらんやと覺ゆるほどに、これかれさるべき歌ども詠じて、御あそびあるに、笛竹のよふくる程も、いとをかしきに、左方かちわざとおぼしくて、沉紫檀の、かひ摺り、かゞみの水遣りなどしたるわりごともまゐらせたり。すけちかには、裝束一具かづけさせたまふ。次に上達部のいで給ふほどに、内大臣殿（教通）、大納言三人に御馬奉らせ給ふ。常のことなれど、今宵は常よりもまさりてをかしく見ゆるに、事のありさま、千代をそへまほしかりし夜のあけゆきしこそ、あかずわりなかりしか。』

○能因法師』中古歌仙三十六人傳に、遠江守忠望孫、肥後守爲愷男、實弟云々、俗名永愷、文章生、號肥後、進士、遁世之後號古曾部入道とあり。○君が代ハの歌』筑波山ハ常陸の國にあり。下の句、桑滄の變ありといふとも、峰の海とならんハ、久しき世にも、たやすくあるまじければ、唯あまたの年月かはらぬよしにいへり。さゝれ石の巖となりて、苔のむすまでといひけんに同じ。されど。次の判の詞のごとく、山ハ山にてありぬべきを、あまりにいひすぎたる、なか〳〵にこちたきこゝちす。さてこの歌、詞花集賀にも載せたり。小右記には、三の句を、つくバ山としたり。○思ひやれの歌』やそうぢ人は、八十氏人なり。多くの氏人にて、百姓などいはむがごとし。この歌の作者資房の少將を、小右記に資業とし、信友本に資綱としたり。また三條西本眞澄本には、伊勢大輔とし、後拾遺集に、この歌を載せて、藤原爲盛女としたり。いづれか正しからん。○左歌云々』判の詞なり。小

右記に、右勝とあり。○戀』小右記に、戀、左同じとあるは、左方まづよみて、作者は前の左歌と同じ能因の作のよしなり。○黒髪の歌』黒髪の色とれ、かいらぬといはんためにて、黒髪の若きほどよりの意を、ほのめかしたるなるべし。○あふまでとの歌』意わきがたきふしなし。さて十訓抄に、堀河左大臣『アフマデトセメテ命ノ惜ケレバ戀コソ人ノ命ナリケレ』是ハ長元八年三十講ノ歌合歌也、ケレ命ノ詞二有ドモ、歌ガラヨク成ヌレバ、キトガメザルニヤ、人ノ有様ヲモ、是等ニテ心ウベシ、其振舞心バセ優ナルタメシナリト見え、又袋草紙遺篇に、長元歌合の日、能因衣裳して、竊入て聞之、戀歌に、黒髪の云々といふ歌を、讀たりと思ひて、勝負聞に參入也、而敵方より、逢までと云々と云歌を講するを聞て、竊退出云々、非敵之由存歟とあり。○これかれ云々』をりをかしきに、人々歌などうたひ、御遊などありとなり。笛竹のは、よといはん爲にて、夜のやう〳〵更けゆく程のをかしきにとなり。小右記に、次召左右揩歌絲之殿上人御遊とあり。○左方かちわざと云々』同書の次に、此間差有拘嚢盃酌、又召水飯。また十八日の條に、傳聞歌合日、左方調檜破子十荷獻相府云々、先日兩方有調御前物之聞、有如此事、不可爲仰、被制止畢、而今被承引之旨如何とあり。○沈紫檀のかひすり云々』沈または紫檀にて作り、具を摺れるに、鏡を入れて、遣水としたりとにて、風流のわりごなるよしなり。○すけちかには云々』判者輔親の繼頭なり。小右記歌の次に、陸奥前守孝義朝臣進籠下、取山吹織物褂一領、授判者、三位起座、於東縁再拜退出とあり。○内大臣殿云々』内大臣敎通、及び賴宗、能信、長家の三人の大納言に、御馬を引出物にせられたりとなり。小右記に、頃之、内府有起座、有引出物、馬一疋、其後猶御遊、及曉更、大納言三人各馬疋、天德後無此事、仍爲備後鑒、略以記之と見えたり。常のことなれどは、かゝる折、引出物御馬などあるは、例のことなれどとなり。○事のありさま云々』この歌合のありさま、めでたくをかしきに、今夜の長かれと思ひしに、あけゆきしがあかずわりなしとなり。千代をそへまほしとは、長からしめんと思ふとの意なり。

但馬に原本たちまちとあり諸本にて改めつ

應司殿原本たりつる御とあり諸本にて改めつ

殿の若君（通房）十一にて御元服せさせたまふ。いみじうふくらかにあいぎやうづき、にほひやかなる御ありさまなり。ほどもなく少將にならせ給ひて、臨時祭の舞人せさせ給ふ。内大臣殿の三郎（敎通）、兵衞佐と聞えさせ給ふと舞はせ給ふ。いとうつくしうものせさせ給ふ。春宮大夫殿（賴宗）には、太郎兼賴の宰相中將、二郎俊家の中將、三郎能長の侍從など、いとあまたこと御腹にものし給ふ。但馬守基貞（信長）とてものし給ふ、十六なるを、但馬になさせ給へるなりけり。』年かへりぬれば、少將殿（通房）春日のつかひせさせ給ふ。殿上人我もわれものこるなく、えもいはぬかりぎぬすがた、劣らじといどみさうずきたり。いとめでたくて渡らせ給ふを、殿（賴通）はかぎりなしと思しめしたり。殿ばらもいみじくうつくしがり、めでたきこえさせ給ふ。應司殿（倫子）のうへいとかなしうし奉らせ給ふ。常に中宮（威子）に、うへはまゐらせ給ふ。七十にあまらせたまへど、御髮はゆら〳〵とふさやかにておはしますも、いとめでたくおは

しましける御ぐしなればなるべし』。内に一品宮の御裳着のこと、たぼしめしいそがせ給ふ。御調度は、くら人義清に仰せ事たまはせて、いみじくなべてならずとおぼしたり。御屏風の繪、こゝのからの、繪どころに、繪師召して、いみじくせさせ給ふ。女房の裝束、裳からぎぬうはぎ、童の裝束など、人々あたり、三日がほど、おとな三十人、童六人が裝束を、いろ〳〵さまざまに、なべてならずとおぼしめす。明くれば、まづわたらせ給ふ。御調度めして、かつ御覽じ、その事かの事など、こと〳〵なくおぼしいそがせ給ふ。あてにけだかくおはします御心にも、この道はかぎりなき御ことにこそ。』經任の辨宰相になりて、俊家の中將頭になりたまひぬ。』

○殿の若君云々』公卿補任長曆三年の條に、藤通房、左大臣一男、母右兵衞督從三位源憲定卿女、長元八年七月十三日叙正五位下、元服。同年十月十六日任侍從十一とあり。日本紀略にも見えたり。○ほどもなく云々』公卿補任同條に、同年十一月十九日任左近少將と見えたり。○臨時祭の舞人』臨時祭れ、賀茂臨時祭をいふ。舞人れ、政事要略十一月下酉賀茂臨時祭事とある條に、藏人式云、下酉日賀茂臨時祭、前三十日、藏人頭、於御前定使一人、幷舞人十人、陪從十二人、諸司帶劒五位六位堪舞者補之、陪從選殿上並諸處堪歌者用之、及其裝束可調進之人々とあり。猶傍々の悦の卷(卷二、四九)に註したるをも、併せ見るべし。さて日本紀略に、長元八年十一月廿九日己酉、賀茂臨時祭、使中宮亮爲善朝臣、左少將通房初勤舞人、仍上東門院於法成寺東門北御棧敷覽之とあり。○太郎兼頼云々』公卿補任長元三年の條に、從三位兼頼、七十三月八日叙、左中將如元、權大納言頼宗卿一男、母故前内大臣伊周公女とありて、長元四年の條に、十二月廿六日任參議、羽林如元と見えたり。○二郎俊家』同書長曆二年の條に、俊家、權大納言頼宗卿二男、母同兼頼、長元六年正月五日叙從四位下、七年十二月八日任右近中將、十八年五月十七日補藏人頭十七とあり。○三郎能長』同書長久四年の條に、能長、能信卿四男、實眷宮大夫頼母同宗俱三男、同年十月十六日任侍從とあり。○但馬守基貞云々』俊家能長の異腹の弟なり。日本紀略に、長元九年二月廿八日丁亚、陣定、但馬事、今日小除目、直物とあり。この事にかゝれるなるべし。尚基貞の事は、上欄の系圖を併看すべし。○年かへりぬ』長元九年になれるをいふ。○少將殿春日の使』日本紀略に、長元九年二月十日己未、春日祭、使左少將藤原通房、於高陽院出立之、十一日庚申、春日祭、十二日亥酉、春日祭使還立爰とあり。○七十にあまらせ云々』源倫子六十御賀は、治安三年にて、御賀の卷に見えたれば、こゝし長元九年にて、七十三になりぬすべし。○一品の宮の御裳着』章子内親王は、萬壽三年の降誕にて、こゝし十一におはしませば、おとなにせさせ給はむとて、御裳着のいそぎあるなり。○くら人義清』橘氏系圖に、長谷雄の裔、義通の子に、義清正五位、藏人、とあり。されど職事補任に載せず。○ここのからの繪所云々』繪所は、前々に註せり。さてこゝのからのは、唐の日本のといはんがごとし。繪所より召して、屏風の繪にからやまとのけしきを、いみじくかゝせ給へるよしなり。

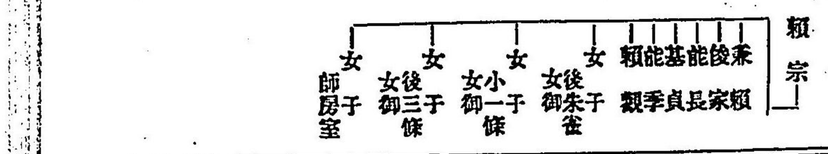

○おとな三十人』童にむかへて、女房をおとなといへり。前にあまた所見えたり。○明くれば云々』夜明くればにて、日毎に、朝よりかならず、まづ御裝束調度など調ずる所に渡御せさせ給ひて、御親から、その物どもを御檢分あらせられ、またその事ハとせよ、かの事ハかくせよと、他事なく、このすぢをのみ思ひて、いそがせ給ふとなり。○あてに云々』この御門の、上品に氣高くて神々しき御心におはしませど、かなしうせさせ給ふ御子の事にかゝりてハ、かくはしたなきまで、御みづからえたち奉らせ給ふを見奉れバ、猶親子の道は、かぎりなき御事にこそおはしますものなりけれとにて、御門の御さまを、地の評し奉れる意なり。さてかく夜を日になして、いそがせ給へれど、やがて御門御藥の事ありて、つひに崩御せさせ給へるによりて、この儀も延引せられ、長暦元年十二月に、御裳着ありし事、晩待星の卷に見えたり。○經任の辨云々』公卿補任長元八年の條に、參議正四位下藤經任、卅六十月十六日任、大納言齊信卿男、實右衛門督懷平三男、母前太宰大貳佐理卿女、長元二年正月廿四日任權左中辨、三年十月日補藏人頭と見えたれバ、前年の事にて、長元九年の事にあらず。○俊家の中將云々』職事補任後一條院藏人頭の條に、右近中將從四位下藤俊家、長元八十十七補、同九正三依任經輔事除籍、同四六補と見え、日本紀畧に、長元九年四月六日甲寅、今日以後、俊家朝臣如元爲藏人頭、復本職と見えて、扶桑畧紀も同じさまなれバ、復職の事をいへるかともおぼゆれど、猶經任の辨の參議に任せられたる替に、俊家は、藏人に補せられたるなれバ、この兩事ハ、ともに八年の事なるを、あやまりてこの年に擧げたるなり。

御心におぼしめしけるは、かぎりある位なりとも、このごろ東宮にゆづりきこえ

きこえて平本
て字なし●世
の人云々廿字
平本なし●東
宮にと下おほ
しめす原本ぬ
す二字なし平
四小本にて加
へつ眞本ほぼ
したりとあり
●まゐらせ下
させ二字原本
なし四小本に
て加へつ

て、一品宮（章子）をやがてまゐらせ奉り給はんとおぼしめす。世の人は若宮（後冷泉）にぞまゐらせ奉り給はんと思ひ申しゝかど、いかに思しめすにか、東宮（後朱雀）にとおぼしめす。さりとて、さきの一品宮（禎子）、おろかに思ひまゐらせ給ふべきにあらず。ただ見る世に、今少しうごきなく見奉らんと思ふなりなど、人ゑれず御文かよひけり。かゝれど、内には、内大臣（教通）の御匣殿（生子）參らせ給ふべしと申すは、いかなることにか』内にはみづきこしめし、おもやせさせ給ふなどぞ人々申すめる。いかなる御ことにかと、おぼし歎かせ給ふに、三月つごもりよりは、わざと苦しうせさせ給へば、中宮（威子）ものぼらせ給ひて、うへの御局におはします。御裳着ものびぬれば、いと口をしきことに思しめす。さるべき人々は、いかなることにかと、人ゑれず思ひ歎き給ふ。女院もいらせ給ひぬ』

○御心に云々』後一條院の御心に、思召すよしなり。○かぎりある位なりとも云々』帝位ハ、かぎりある位にて、たやすくすべきわざならねども、それだに、皇太弟（後朱雀院）に讓り申して、この一品の宮を、やがてきさきに參らせんと思召して、かく御裳着をいそがせ給ふなりとなり。○世の人ハ云々』さて世間にては、この宮ハ、若宮（後冷泉院）にまゐらせ給はんとて、かくせさせ給ふならんと、思ひ申しゝかど、御門の、世の人の思ふにはたがひて、東宮（後朱雀院）に參らせんと思召すは、いかさまに思召し給ふ

にかあらん。さるゝ東宮には、この頃、一品禎子内親王まゐらせ給へるを、おしのけ給はんやうにきこゆれど、さりとて、おろそかに思ひ申しての事にゝあらず。唯御門の見給ふらむ世に、とく后にもすゑ奉りて、動きなき御身と、心安く思召し給はむとの御心にて、人ゑれず、東宮の御もとに、御文などかよはせ給ひけりとなり。さるは若宮後冷泉院の、いまだ幼くおはしませば、行末を見はて給はむことのおぼつかなさに、かくおぼしよらせ給へるなるべし。されど、さもえおき奉らせ給はで、御門やがて崩せさせ給へれば、つひに若宮に参らせ給ふこと、こもまた晩待星の巻に見えたり。〇内に

堀河下の字原本なし信眞本

て内大臣殿の云々』されど、内々には、御匣殿参らせ給ふべしと申すゝ、御門の思召すよしにかはりて、いかなることにかあらんとなり。さて御匣殿ゝ、うひに長暦三年閏十二月二十一日、入内の事、晩待星の巻に見えたり。〇内にはみづきこしめし云々』みづゝゝ、御薬の事をいふ。扶桑略記に、長元九年三月中旬以後、天皇不豫とあり。今鏡子の日の巻に、おなじき九年、やよひの十日あまりのほどより、うへの御なやみときこえさせ給ひて、神々にみてぐらたてまつらせ給へる云々とも見えたり。〇三月つごもりよりゝ云々』應徳元年皇代記に、長元九年丙子、三月晦比、御薬甚重と見えたり。〇中宮も云々』もとより内におはしませど、わきてこの頃ゝ、上の御局にのみおはすとなり。〇女院も云々』日本紀略に、四月六日甲寅、上東門院入内、依天皇不豫也とあり。

四月ついたちになれば、わざと苦しうせさせ給へば、御修法あまたはじめさせ給ふ。御いのり殘ることなし。殿原もまがでさせ給ふをりなく、さぶらはせ給ふ。御物怪どもうつりてのゝしるさま、いとおそろし。例の堀河顯光の左大臣殿、女御殿具

御ほとなり原本御ほとなどとあり四眞小本にて改めつ

にて加へつさらぬもの下信本の字あり

し給ひていでおはし、さらぬものさまざまなのり、いと苦しき御心ちにそへても、一品宮の御裳着のことのどまりぬるを、口をしくせさせたまひて、「我今日かくてあるべきものと思ひけんや、」とおほせらるゝは、御裳奉らましものをなど、思しめすなるべし。今年ぞ廿九にならせたまへば、又いとさかりにをしき御ほどなり。院も中宮も、いかに〳〵とおぼしめす。殿、内大臣殿、さらぬ殿ばらも、かたときまかで給ふことなく、さぶらひ給ふ。御いのり、世の中ゆすりみちたり。いかがおはしまさんと、いとこそおそろしけれ。』

〇四月ついたちに云々』扶桑略記に、四月二日、前大僧正深覺聽牛車有召、依御藥也とありて、御加持に召し給ふによりて、牛車宣ありしなるべし。この他、諸社奉幣の事、日本紀略に、四月十三日辛酉、止賀茂祭、奉幣伊勢大神宮、幷諸社十一社、祈天皇不豫可平愈之由、十六日甲子、獻御馬於十二社、使殿上侍臣、依天皇不豫也、以殿上侍臣爲使、左右馬十一疋、今日點定勅旨田、被免未斷輕犯也など見えたり。〇例の堀河の左大臣殿云々』顯光延子の靈の、物怪にあらはれて、かくなやまし奉ること、御産のをり〳〵など、前にもまた所見えたるをいふ。〇のどまりぬる』一品の宮御裳着の儀の、延引になりぬるをいふ。のどまりぬるゝ、源氏物語等木の巻に、中將、其七夕のたちぬるかたをのどめてとあるにおなじ。〇我今日云々』今日かくわがなやましくおはしまさんとは、思ひかけ給はざりきとに

て、御門ののたまはする御詞なり。さるゝ、一品の宮の御裳の腰を、御みづから結はせ給はんと、かねて思召したる故なるべしとなり。○今年ぞ廿九』左經記、日本紀畧、以下諸書みなこの定なり。○御いのり云々』類聚雜例に、長元九年四月十七日乙丑、主上自去三月之比不例御、朝間降雨、上東門院召關白相國細馬一疋、使別當筑前守隆光朝臣、被奉住吉社、又以納殿唐綾四疋爲御幣、奉石清水、中宮亮爲善朝臣、賀茂上下、内藏頭師經朝臣、北野、左中將資房朝臣、有御祈、式部大輔資業朝臣奉勅草進祭文、紙屋紙、更不奏覽召使等於弓場殿給之云々、と見えたり。さてその日戌刻に及びて、つひに崩御ありしの事、次のきるはわびしと歎く女房の卷に見えたり。

させ二字平本なし●二所ながら原本所からとあり諸本にて改めつ●かく下印本て字なし●その原本の字なし信平小本にて加へつ御聲下平本も字あり

きるはわびしとなげく女房

後一條内の御なやみ、日を經ておもらせ給ひて、四月十五日ばかりより、日ごとにたえいらせ給ふ。彰子女院、威子中宮涙にくれておはします。三位だちも、いとむつまじき人なれば、ひとつにておはします。遂に四月十七日の夕方うせさせ給ひぬれば、二所ながら、院も宮も同じさまにておはしませば、聞えさせわづらひて、かくてのみはいかでかとて、御せうとの殿ばらぞ、下の御局に、御ぞにおしくゝみてゐておろし奉らせ給ふ。今ゑばしだにのどかに見奉らせ給ふべきを、御心にもあらず、いみじう思しまどはせ給ふ。御聲もり聞えつゝ、いといみじ。世の中ゆすりみちたる心ちするに、たしかに聞えさする人もなけれど、章子一品宮のをさなげになかせ給ふも、いみじうあはれなり。』

○きるゝわびしとなげく女房』後一條天皇長元九年四月より、十一月までの記にて、後一條帝の崩御、後朱雀帝の踐祚、顯基卿の出家、中宮の崩御、齋院齋宮の卜定、御禊大嘗會等の事を記せり。卷の名ゝ、後一條帝崩御の條に、御ぶくになる夜、女院の兵衞の内侍「かたみとて着れば涙の夏衣ゑばりもあへず袖のみぞひつ」とあるによれり。○内の御なやみ云々』後一條天皇ゝ、長元九年三月晦よりなやませ給ひ、四月七日やう〳〵くるしうならせ給ひしこと、歌合の卷(上ノ、一二九)に見えたり。○

三位だちも云々』大貳三位といふ説あり。大貳三位ハ内の御乳母なれバ、さもあるべし。但し、殿上花見の巻（上ノ一〇）に、美作三位といふ女房もあれバ、それをいへるにや。また類聚雜例に、先藤三位、藤三位、江三位、菅典侍、已上御乳母とあれバ、この女房たちをもいへるにや。○四月十七日云々』類聚雜例に、長元九年四月十七日乙丑云々、漸戌刻之間、遂崩於清涼殿とありて、戌刻ハ今の午後八時なり。本朝世紀、扶桑略記にハ、亥時とあれど、日本紀略も、類聚雜例におなじ。さて上東門院及び中宮威子ハ、二所ながら、みかどの御座所におなじさまにおはしませば、かく崩御ある上ハ、他所にうつらせ給ふべく申し上げかねたりしが、ためらひてのみハ、いかでかはつべきとて、女院、中宮の御兄弟なる人々、女院中宮をバ、御衣をもておしくゝみたるさまして、しひて下の御局に下しまつりたりとなり。中宮上の御局にのぼりゐ給ひしこと、上東門院も入内なりし事、歌合の巻（上ノ一二九）に見えたり。下の御局は、上の御局に對したる名なり。上の御局は、清涼殿なる弘徽殿上局、藤壺上局なれば、弘徽殿藤壺をいへるにて、玉海安元三年六月廿一日の條に、弘徽殿者世々母后之御所也、藤壺代々妻后之居所也とあるを思ふべし。されど、こハ禁中なる御在所の意なれば、他の殿舍をいへるにや。類聚雜例に、新帝事畢、關白、相府、并上達部、歸參大行帝御在所方、男女上下莫不哀哭矣、先是、女院、并中宮、各還御御在所云々とあり。○世の中云々』みかどの崩御によりて、天の下震動する程のこゝちするに、たしかに崩御の御有樣を申す人もなけれど、皇女一品宮章子内親王の聞き給ひて、幼げに歎きかなしませ給ふも、甚しくあはれなりとなり。

いつのまにか、東宮（後朱雀）の御方には、除目ありて、頭、五位藏人、六位藏人などなり。よ

六位藏人四字平本なし●などなり原本なり二字なし諸本にて加へつ●日記原本ひのとあり諸本にて改めつ●ども原本ど字なし四小本にて加へつ●世は眞本世にとあり

そこにて御念佛原本て御二字なし諸本にて加へつ

ろづに、皆獅子狛犬、日記のみづし、御はかしなどわたり、ひきかへたるありさま、夢の心ちなんしける。例の作法に、御乳母子ども、章任の伊豫の守、實綱、憲房、義通などつかうまつる。心ちども思ひやるべし。兼房の中宮の亮、いひ續けてなく聲のおどろ〳〵しきも、あはれなり。昔はかく位にてうせさせ給ふは、まさなきことおほく、所せかりけれど、今の世は、さるきびしきこともなし。關白（頼通）殿も、たなじ殿におはしまし、今のうへも、いかでかはなさけなくもおはしまさん。院（彰子）も、宮（威子）も、ただなき人にておはしまず』二十一日のゆふさり、京極殿の東對におはしまして、そこにて、御念佛などあるべければ、あかつきに、中宮（威子）、一品宮（章子）も、北の政所のおはします鷹司殿にいでさせ給ふ。』

○東宮にハ云々』東宮のかたにハ、踐祚ありて、やがて藏人頭以下を補せられ、しゝ狛犬など、みな渡されて、以前にひきかへたる御有樣ハ、夢のこゝちするよしなり。こハ、類聚雜例に、長元九年四月十七日、天皇崩於晝御帳前、權大納言被傳關白相府御命云、神璽寶劔奉渡昭陽舍、作法如何者、（中略）仰云、奉渡劔璽之後、今夜又可渡物等如何者、申云、御笏御袍等可被渡之也、次時簡、並殿上御倚子、晝御座大床子、同二階厨子等、代々被渡者也、（中略）此間、關白相府、自承香殿北路、參御昭陽舍、令申持參御劔等之由、畢於南廊着御裝束給、畢歸參御前、面蒙關白詔之後、被下昇殿侍中宣旨歟と見え、範國記に、長元九年四月廿二日庚午、自清涼殿、被渡日記御厨子二基、（納代々御記目錄、）御笛筥等、

檳榔二管、口口二双、御琴一張、琵琶一面、出納御蔵小舎人相添副とあり。蔵人を補せられし事ハ、職事補任後朱雀天皇の條に、蔵人頭左近權中將正四位下藤良頼、長元九四十七補、受禪日前坊權亮、右近中將從四位下藤俊家、同日補、受禪日、前坊頭、五位蔵人、右衛門權佐 正五位下平 範國、長元九四十補、先朝蔵人、左兵衛佐正五位下藤信長、同九年四月十七日補とあり。獅子狛犬ハ、耀く藤壺の巻(巻三、一四九)に註せり。日記の御厨子ハ、延喜天暦二代の御日記を載せたる御厨子なり。禁祕御抄清涼殿の條に、母屋有日記御厨子、また日記御厨子二脚、近代不納二代御記、只雜文書等、及女孃坏指油、不可說次第也と見え、玉藥嘉禎四年二月七日、前博陸云、又日記御厨子被納二代御記以下、近代不見、自何頃不被取納哉、彼是持疑、御朱雀院代始之時、舊主被渡之、目六中所見、又後三條院可有沙汰之由議定了とあり。御はかしハ、三種神器の一なる寶劒なり。○例のさ法云々』御葬送につきて、入棺なにくれの事ども、つかうまつるなり。○章任の伊豫守』類聚雜例五月十七日の條にも、伊豫守章任朝臣とあり。殿上の花見の巻に、内の御乳母の大貳の三位ときこゆるハ、殿の上廐司殿の御めのと子なり、其人の子になん、丹波守のりたふといふ人の家の三條なるに、出でさせ給へるとあるに同じ人にて、近江守源高雅の第二子なり。なほ同條の註(上ノ五七)併せ見るべし。○賀網』參議有國の孫にて、三位資業の子なり。資業の母正三位德子ハ、播磨守橘仲遠の女にて、後一條帝御降誕のをり、御乳付にまゐりし事、初花の巻(巻四、九〇)に見えたり。されバ、乳母子にてハ、資業つかうまつるべきを、この時御侍讀たれば、其子實綱代りたるならむか。○憲房』類聚雜例に、前丹波守憲房とあり。大宰大貳惟憲の子にて、其兄弟なる典侍美子ハ、後一條帝の御乳母なり。○義通』類聚雜例に、美濃守義通朝臣とあれど、系譜詳ならず。

そひ原本くひとあり諸本にて改めつ

歌合の巻(上ノ一〇三)に、中宮大進義通と見えたると、同じ人にや。また筑前守橘義通などの中にや。橘義通は、丹波守爲義の子にて、治暦三年二月十七日卒せるよし、同書に見えたり。○粟房の中宮亮』類聚雜例にも、中宮權亮粟房と見えたり。歌合の巻(上ノ一〇四)に見えたり。粟田關白道兼の孫にて、中納言粟隆の子なり。歌註せり。さて昔は、かやうに御在位のまゝに、崩御ある時ハ、あまりなる事多く、究屈なりしかど、今の代にてハ、さやうにきびしき事なしとなり。○關白殿も云々』御代ハかはりぬれど、關白は同じく賴通なる上、今上後朱雀帝も、いかでか情なきさまにおはすべき、御弟におはしませバ、まなくところせき事ハあらじとなり。○院も宮も』御母上東門院も、中宮威子も、甚しくなげき悲み給ひて、亡き人の有樣におはすとなり。○廿一日のゆふさり云々』廿一日の夕かた、京極殿の東對にて、故院の御ために御念佛し給ふべきによりて、中宮威子、一品章子内親王御母子も、倫子の廐司殿に出御せられたりとにて、類雜聚例に、四月廿一日隆眞人、明日寅刻、中宮可遷御從一位源朝臣廐司家、依例可催候供奉公卿侍臣諸司等者、廿二日庚午天晴、寅刻中宮乘輦、先有反閇出宮云々とあり。

位ながらの御ありさまは、所せくいみじかるべければ、おりゐの御門になし奉らせ給ひけり。殿賴通は、今の内の御事ども行はせ給へバ、内敎通大殿こと殿ばらぞそひ奉らせたまひて、いでさせたまふ。あかつきの月のくまなきに、物おぼえぬ心のうちにおぼえける。出羽の辨、

やうにも原本も字なし諸本にて加べつ●倫子給へど原本給へばとあり諸本にて改めつ

御心下の字原本なし四小本にて加へつ

めぐりあはんたのみもなくて出づべしと思ひかけきや有明の月

女院も、京極殿にいでさせ給ひぬ。院も宮も、おぼしますやうにもなく、おづおづみいらせ給へり。鷹司殿のうへは、まちつけ聞えさせ給へど「をばすて」にのみぞ、かき盡すべくもあらず。關白殿、內大殿、殿ばらよりはじめ、泣き戀ひきこえたまはぬ人なし。殿の內には、はじめて、世の光をとりいでさせ給ひしよりはじめ、御心ばへのめでたくおはしましゝ、御年のほどをしく、いみじく、夢かとおぼしまどふ。女院の御心のうちに、うまれさせ給ひし程、殿の道長おぼしよろこびしより、今日今までの御心など、よろづをば申すべきにもあらず、ただ戀しう悲しういみじう思しめし惑はせたまふ。』

○位ながらの云々』御在位中崩御の有樣にてゝ、御葬儀なども究屈にして、事々しければ、上皇の御あり樣になし奉りたるよしにて、日本紀略に、長元九年四月十七日乙丑、戌刻、天皇落飾、崩于清涼殿云々、子刻諸卿近衞、以璽劒奉皇太子昭陽舍、依有遺詔、暫秘喪事、以如在之儀と見え、今鏡子の日の卷にも、御弟の東宮に位ゆづり申させ給ふさまなり、後の御事のよそほしかるべきによりて、位おりさせ給ふ心なるべしとあり。○殿ゝ云々』賴通ゝ、當代後朱雀帝の踐祚について、何くれの事どもを、とり行ひたりとなり。○內大殿云々』四月廿二日、女院の仰によりて、先帝を上東門院にうつしまつりたるをいふべし。されど、關白賴通も供奉したりし事、類聚雜例に見えた

り。○あかつきの云々』類聚雜例に、この廿二日ゝ、天陰り、殊に、上東門院に遷御の程ゝ、此間降雨殊甚、仍扶持者各指笠相從とあれば、曉月のくまなきとあるゝ、事實あはねば、これ御葬送の時の歌を、此にありて入れしにや。出羽の辨ゝ、殿上花見の卷（上ノ六二）にも見えたり。○めぐりあはんの歌』有明の月を、みかどにとりなしたる歌にて、かく再び還御あらせらるべき賴みもなくしてこの御所を出で給ふべしとゝ、思ひかけざりきとなり。○女院も云々』類聚雜例に、四月二十六日甲戌天陰小雨、今曉上東門院、自大爲出御院西對云々とあり。○鷹司殿のうへ云々』倫子ゝ、女院中宮をまち奉りて、慰め申し給へど、御悲歎ゝかぎりなくつきせぬよしなり。をばすてゝ、古今集雜上に、よみ人しらず、「我こゝろなぐさめかねつさらしなやをばすて山にてる月を見て」とある歌にて、この歌の如く、御心は慰めかねてのみぞ、御悲しみはつきせずおはすとなり。○殿の內にゝ云々』世の光ゝ、後一條帝を申したるなり。天子ゝ世をてらす光の如きものなるよしにて、耀く藤壺の卷（卷三、一三四）に、今ゝ一宮かくておはしますを、一天下のともし火と賴み思さるべしとあるにになじ。さて道長一家にては、後一條院御降誕あらせられしめでたさをばじめ、かくみかどの聰明にわたらせられし事、御年のまだ若くたはしまして、かく崩御ありしを惜しく思ひまつりて、夢かと思ふよしなり。晩待星の卷の終にも後一條の院の、御かたちも、いとめでたくおはしまいて、世の人しのび參らせぬなしと見え、帝王編年記に、御葬禮夜、御墓所之間、匹夫等稱云、二十年之間、息民肩給君也、仍黎首竭力之由、見經信卿記とあり。○女院の御心の云々』後一條帝降誕の事は、初花の卷（卷四、八八）に見えたり。

らめ原らむとあり諸本にて改めつ

威子 中宮も露の御湯をだにきこしめさで、日頃にならせたまひぬるを、又いかにと、女房などはもてさわぎ聞えさす。御葬送の程近くなるにも、「かなしながらも、たはしますほどは、さてもあるを、今はと聞きまゐらせんこそ、いみじういとど」などのたまはせて、せじの君、

いつか又空しき骸のからだにも殘りなくともならんとすらん

出羽の辨、

しらぬかな君が煙を見るまでに數ならぬ身もあらんものとは

また、

今はとてけぶりとならん夕こそ悲しきことのかぎりなるらめ

○中宮も云々』中宮も、少の御湯だにきこしめさせ給はで、すごさせ給ひぬるを、いかがと、女房など心配しさわぐよしなり。○御葬送の程』御葬送は、五月十九日なり。○かなしながらも云々』みかどのかくれさせ給へるは、悲しとは申しながらも、未だ御葬送もつかうまつらで、殯宮にたはします程は、心を慰むるよしもあるを、今は葬送あるべしとききまゐらせんこそ、甚しくかなしかりけれとなり。○せじの君』中宮の宣旨にて、兵衛督公成の妻となりたる事、殿上花見の卷（上ノ二二）に見えたり。○いつかまたの歌』崩御ありて、空しくならせ給へる御遺骸だにも、やがて御葬送つかうまつれば、茶毘一片の煙とたちのぼりて、殘りなくなり給ふならんとすらんとなり。○しらぬかな

思ひしを小本思ひしにとあり

ならじ柳本なるゝとあり●參らせ下させ二字平本なし●まこと原本こ字なし西柳小本にて加へつ●聞き下原本給ひ二字あり大本にて除きつ

にと平本にもあり

の歌』君を茶毘しまつるまで、いやしき我身の、無事に此世にあらんものとは、しらぬ事よと、世のはかなきことよめるなり。○今はとての歌』意明らけし。

章子 一品宮などのおはしますべき、つちどのつくる音をきゝて、いづも、

いつしかとみつばよつばと思ひしを思ひもかけぬ殿づくり哉

かへし、

なかに〳〵定めなき世は飛鳥川たまつくりなる宿とならじや』

女院の御だうおこなはせ給ひけるに、柳のつくりたるを、内に參らせさせ給へりければ、枝はまことにてありければ、清涼殿の壺に植ゑさせ給へりけるが、おひ出でたりけるを聞きて、宮のせじ、

うきふしと思ひながらも生ひいでん柳のいともあはれなる哉

いづも、

かたみにと思ひよるより青柳のめのいとなくや悲しかるらん

などしのびつゝ、涙のひまにはいひかはしけり』

○一品宮など云々』つち殿は、喪にこもる所をいふ。樣々の悅の卷（卷二、七五）に註せり。○いづも』今鏡に、後一條院の中宮に侍りける出雲の御と見え、作者部類には、後一條院女房、出羽守藤原成親

女とあり。○いつしかとの歌』みつばよつばハ、古今和歌集の序に「この殿ハうべもとみけりさきくさの三つば四つばにとのづくりせり」と見えて、棟のあまたあるをいふ。さて、一品の宮のために、宏大なる宮殿をたつる事よと思ひしを、こたびたび造營しつるものを見れば、思ひがけなき土殿造りなるあやしきすまひかなとなり。○なか〳〵にの歌』玉つくりなるやどの故事詳ならず。○女院の云々』御堂ハ、法成寺内なる東北院なるべし。東北院ハ、長元三年建立せられし事、歌合の卷（上ノ一〇三）に見えて、故道長のために建てさせ給ひしなし給ひて、道長の後世を祈らせ給ひし時、作りたる柳を、後一條帝に奉らせ給ひしを、葉などハ作りたるものなれど、枝のみハ、まことのものなれバ、これを清涼殿のつぼにうゑさせ給へりしが、この頃ハ、それより柳の生ひ出でたるよしなり。○うきふしとの歌』柳のおひ出でたるを見れバ、御門の事を思ひ出だされて、うき事と思ひながらも、かく御門のうゑさせ給へる柳のめづらしくおひ出でんハ、あはれなる事かなとなり。○かたみとの歌』先帝の御かたみにとて、柳のかくハおひ出でしならんと思ひよるにつけてハ、暇なく悲しかるらんとなり。青柳のめハ芽にて、いとハ最の意に、柳の糸をかけたり。

顯基の中納言、人よりはことになどや思しめしけん、法師になり給ひにけり。世に哀なることにいひのゝしる。女院より御消息つかはしたりけるに、

世をすてゝやどをいでにし心にもなほこひしきハ昔なりけり

と申し給へりければ、侍從の內侍、

たりける下に字原本なし西小本にて加へつ●心にも榊大本身なれどもとあり

世に平信本世をとし榊本世はとしたり●そむかなましを四平本そこかれなましとあり

出羽下の字原本なし諸本にて加へつ

時のまも戀しきことの慰まば世にふたゝびもそむかなましを

たほせごとめきてありけるなるべし。內よりとて御使のまゐり、御文などまゐらせさせ給へるにも、まづかきくらしてのみ思しめし惑はせたまふ。御葬送の夜、出羽の辨、

かけまくも思ひそめてし君なれば今も雲ゐをあふぎてぞ見る

中宮亮兼房がもとに、入道一品宮（修子）のさがみ、

程ふれバなぐさむ方もあるべきを絶えぬ涙のあめはいかにぞ』

○顯基中納言』大納言源俊賢の子にて、後一條帝の寵臣なり。類聚雜例に、四月廿二日、己巳今日源中納言於大原出家云々。扶桑略記に、四月廿二日、中納言源顯基、依先帝御愁、忽發菩提心、於大原出家入道、尊卑爲之落涙矣、年卅七也、大納言俊賢嫡子也とありて、百錬抄、日本紀略、今昔物語、續往生傳、今鏡、古事談、十訓抄などにも見えたり。○世をすてゝの歌』かく浮世をすてゝ、出家發心しつる我心にも、なほ忘れがたく戀ひしく思ふハ、昔なりけりとなり。この後拾遺集雜三に、後一條院うせさせ給ひて、世のはかなくおもほえけれバ、法師になりて、橫川にこもりゐて侍りけるころ、上東門院より、とはせ給ひたりけれバ、前中納言顯基とあり。今鏡望月の卷、及ひ袋草子卷三にものせて、二句宿をいでにしを、袋草子いでぬるとし、三句を、後拾遺、今鏡、袋草子並に身なれどもとしたり。○侍從內侍』系譜詳ならず。殿上花見の卷に、侍從すけとあると同人にや。○と

きのまもの歌』後拾遺集、今鏡、袋草子、上東門院の御歌として、ときのまを、今鏡つかのまもとし、世にを、後拾遺、袋草子、世はとし、そむかなましをを、袋草子、今鏡、後拾遺集そむかざらましとしたり。なほ今鏡望月の巻上東門院の傳には、萬壽三年正月十九日に、御さまかへさせ給ふ云々、長暦三年五月七日御ぐしおろさせ給ふ、顯基の入道中納言、世をすてゝ云々とよみて、この女院へたてまつり給へる御返事に、つかのまも云々とよませ給へる、始めゝ御ぐしそがせ給ひて、後に皆おろさせ給ふ心なるべしとあるぞ正しく、この御贈答ゝ、長暦の頃の事なれば、こゝについでをもてあげたるなめれど、本書時のまもの歌を、侍從内侍とせるゝ誤れり。下の晩待星の巻に世はふたゝびもと仰せられしかどとあるをや。○内よりとて云々』後朱雀帝より御使まゐり、御消息あるにつけても、上東門院ゝ、くれふたがるこゝちして、惑はせ給ふとなり。○御葬送の夜』扶桑畧記に、五月十九日、葬禮岳東邊（今菩提樹院是也、）とありて、其さま、類聚雜例に詳なり。○かけまくもの歌』かけまくもは、掛けまくも畏きの意なり。一首の意明らけし。○入道一品宮』一條天皇の皇女にて、後一條帝の御姉なり。○さがみ』中古歌仙三十六人傳に、相摸、父不詳、不知氏神之由、見家集云々、母前能登守慶滋保章女、入道一品祐子（修の誤か）内親王家女房、大江公資爲相摸守之時爲妻、仍號相摸、本名乙侍從と見え、作者部類にゝ、中宮進頼光女とあり。○ほどふればの歌』時をふれバ、慰むかたもありぬべきを、雨の如くに涙のたえず流るゝゝ、いかなる故ぞ、こゝかぎりなき悲なればなりとの意。

齋院のおりさせたまひける夜の有樣などの、いみじうあはれなりけるを、ある人、

かけてだに思はざりけんこそのけふ葛城山にあと絶えんとは

四條中納言定賴、

世の中のあはれなるには大空の雲もなみだをしまざりけり

おくれじと思ふ心にそむけどもこの世にとまる程ぞかひなき

など、ものおぼえぬ心のうちに覺え給ひけり。少將の内侍、

今までも世にありへんと思はぬをそむく道にもおくれぬる哉

○齋院の云々』齋院齋子内親王ゝ、後一條帝第二の皇女にて、類聚雜例に、四月十七日、又齋院出院、渡東隣乳母宅云々とあり。○かけてだにの歌』去年の今日、齋院の御禊ありし時、かくの如く父御門の崩御によりて、退下し給はんとゝ、少しも思ひかけざりし事かなとなり。葛城山を賀茂にかけたるゆゑよし、詳ならず。賀茂神ゝ、もと大和の葛城山にゐはして、後山城賀茂郷に遷座ありしかバ、あとたえんといへるにか、なほ考ふべし。○世の中の歌』御門崩御によりて、一天下の人歎きかなしめる時にゝ、大空の雲も涙を惜まず、同じこゝろに涙の雨をふらすとなり。此歌、拾遺和歌集戀に載せたる人麿の歌に、「わがごとや雲の中にも思ふらん雨も涙もふりにこそふれ」とある

繼殿印本染殿とあり

思はぬを小本思はぬにとあり

に似たり。これ齋院退下についての歌にはあらで、四月廿二日、上東門院に遷御の夜、上に引ける類聚雜例に見えたる如く。降雨甚しきをもてよめるなるべし。○御めのとのないし』系譜詳ならず。玉葉集によれば、從三位藤豐子なり。○縫殿助』こも詳ならず。小中村本には、良任と傍註したり、類聚雜例五月十九日御葬送の條に、左兵衛尉中原良任に、警固の事を命ぜし事見えたる、それと同じ人にや。されど、官名もたがひ、中原良任も、中原系圖に載せざれば、明かならず。なほ考ふべし。○おほかたの歌』かく雨のふりぬるをば、大かたにつけて、たゞの雨とのみ、誰しもよそに思ふらん、されど、こは全くみかどの崩御をかなしめる涙の、雨とふりぬるとは、知らざるか。正しく涙の雨なる物をとの意なり。○おくれじとの歌』御門に後れたてまつらじと思ふこゝろにて、かく世をそむきて出家しつれど、冥途まで供奉するを得ず、なほこの浮世にながらへてとまる程ぞ、かひなきわざよとなり。これ、玉葉和歌集雜四に載せ、後一條院の御事に、世をそむきてよめる、從三位藤原の豐子とありて、五句かひなきを、かなしきとしなり。○少將の內侍』類聚雜例素服を給はる人々の中にも、少將內侍とあり。衣珠の卷に見えたる少將內侍は、上東門院御出家の時、尼となりし人なれば、これとは異なり。○今までもの歌』今日までも、此世にいきながらへむとは思はざりしを、さまかへて出家するさへ、人々に後れつる事よとなり。こも、玉葉和歌集雜四に、同じ頃、人々おほくさまかへけるをきゝて、後一條院少將內侍とあり。

彰子女院に、僧の裝束せさせ給ひて、御忌にこもれる僧にたまはせんとて、後一條故院の御方の女房にぬはせさせ給へば、

雨下の字印本なし

ごせち原本こなちとあり諸本にて改めつ●君下信本の字あり

今朝見ればなげきあかせる涙にはみぎの袂ぞあらはれにける

御服になる夜、女院の兵衛內侍、

かたみとてきれば涙のふち衣しぼりもあへずそでのみぞひづ

御葬送のまたのつとめて、いみじう雨の降りければ、

のぼりにしけぶりは雲にまがひつゝ忍びもあへぬ雨の音かな

これも女院の女房、

こふるまにいやとほざかる別にはとどめん方もなきぞ悲しき

ごせちの君、月のあかき夜、

さやかなる月も涙に曇りつゝむかし見し夜のこゝちやはする

兵衛內侍、

雲の上に見しよのきみがなければや月も涙にくもるなるらん』

○女院に云々』上東門院にては、御籠の僧に賜はする料にとて、僧の裝束をつくらせ給ひて、故後一條院の女房に、裁縫の事を仰せ給へりとなり。類聚雜例に、六月三日庚戌、天晴、自女院調褻裝束、給御念佛僧等、僧綱綾薄物、凡僧絹縑等、とあり。○今朝見れば の歌』みぎの袂、詳ならず。法衣をいへるにや。○御服になる夜』素服をきるをいふ。類聚雜例に、五月十七日甲午、天晴云々、書出可給素服之男

女給行事、所公卿七人、藏人頭一人、藏人七人、侍讀三人、口口五人、此外御厨子所衆二人、出納三人、女房十八人とありて、其の姓名を記せり。○兵衛内侍『同書女房十八人の中に、左兵衛内侍とあり。なほ殿上花見の巻にも見えたり。○かたみとての歌』故院の御紀念として、素服をきつれば、却て悲しさに堪へず、涙のために、素服の袖のみぬれて、玄ぼりもあへぬまでなりとなり。藤衣ハ素服にて、浦々の別の巻(巻三、六五)に註せり。藤衣に涙の淵といひかけしなるべし。さて巻の名この歌によれり。○御葬送の云々』つとめては早朝なり。御葬送は、五月十九日にて、其翌日廿日は、類聚雑例に、天晴として、本書とあはす。○のばりにしの歌『茶毘の烟ハたちのぼりて、雲にまがひつゝ、やがて雨となりて、香のさびしきをいへるなり。玄のびもあへぬハ、故院をこひ忍びたてまつると、かなしさにたへぬとをかねていへり。○こふるまにの歌』意明らかなり。○ごせちの君』系譜詳ならず。後悔大將の巻(巻九、二五)に、五節の君、故參河守方隆がむすめ、衛門たいふむねかたがめぞまゐりたるとあると同じ人にや。○さやかなるの歌』明かにてりわたりたるこよひの月も、涙にうちくもりて、同じ明月ながら、昔見てたのしみし夜のこゝちもせずとなり。この歌は、風雅和歌集雑下にのせて、後一條院かくれ給ひての頃、月を見て、上東門院五節とあり。○雲の上にの歌』禁中に故院おはせねば、月かげも、かなしさの涙にくもるならんとの意。

五月雨は、いとどはれまなく、軒のあやめもしらずがほにて過ぎぬ。はかなくて御法事なども過ぎぬれど、御心どもハはれまなくて、明しくらさせ給ふ。齋院(斎子)は おりさせ給ひにしかば、中宮(威子)におはします。今年ぞ八つにならせ給ひける。御髪

なまめかしく 原本なかめかしくとあり諸本にて改めつ

われみ小本わがみとあり

はよぼろばかりにて、黒き御すがたいみじうあはれなり。一品宮(章子)は、十一におはします。御髪、御たけにただ少しそたらせ給はざりける。女院(彰子)見奉らせ給はんと聞えさせ給へば、八月つごもりがたにわたらせ給ふ。黒き御小袿奉りて、一所ながらおはします。今日ぞ、大宮(威子)も、少しおきあがらせ給ひて、見奉らせ給ふ。乳母だち、皆ひきつくろひ奉り給へれば、いとどいみじうをかしげにてならびおはします。大宮、日ごろにいみじう面痩せ給へるしも、御色はゆきはづかしうて、黒きひとへの御衣に、御髪は、御衣よりはいろにて、いとこちたくいあらで、つや〳〵と御衣にたまりたるほど、いとあはれになまめかしく、心苦しう見えさせ給ふ。母屋のみすに、御屏風そへておはしますを、少したゝみのけておはしますを、女房など、いとあれにはに珍しく見たてまつる。『よし見よ、われみ』とたばしめしたるも、いみじうあはれなり。』

○五月雨ハ云々』五月雨ハ晴るゝひまもなく、上下悲歎にくれたる時なれば、軒ばにふけるあやめの事もしらず顔にて、うちすぎたりとなり。菖蒲に物の色目もわかぬよしをかねたり。○御法事ども云々』七日七日の御法事などもすぎぬれど、宮たちの御心ハ、はるゝまもなく、日を送り給へりとにて、御法事の事ハ、類聚雑例に見えたり。○齋院ハ云々』齋院鏱子内親王ハ、故院崩御によ

りて、とりあへず東隣なる乳母の宅に退下せられしが、其後、中宮のおはします應司殿に遷らせ給へりとなり。○ことしぞ八に云々』長元四年、齋院に卜定せられ給ひし時、三つにおはしましゝ事、殿上花見の卷（上ノ八）に見えて、九年ゝ、八歳にならせ給へり。○御くじゝ云々』よぼろゝ、ひかゝみにて、月の宴の卷（卷一二九）に、御髪などいとをかしげにて、よぼろばかりにおはしますとあり。○一品宮云々』一品宮章子内親王ゝ、萬壽三年十二月十日御誕生のよし、若水の卷（卷十二）に見えて、この年十一にならせ給へり。○八月つごもりがた』上東門院見奉らせ給はんと申させ給ひしかば、八月末つかた、姫宮二かたゝ、上東門院にわたらせおはしますとなり。○黒き御ひとへがさね』黒は御喪服の色なり。○けふぞ大宮も云々』中宮威子ゝ、去づみがちにおはしゝを、けふ姫宮たちわたらせ給ひしかば、たきあがらせ給ひて、見奉り給ふとなり。中宮ゝ應司殿に、上東門院ゝ京極殿におはしましゝこと、及び中宮の湯をだにきこしめさで、なげかせ給ふことは、並に上に見えたり。○めのとだち云々』姫宮をば、乳母だち、きよらによそほはせまつりたれば、二宮とも、をかしげにて、ならびおはすとなり。○ゆきはづかしうて』御色の白くおはして、雪さへ耻かしく思ふ程なるをいふ。若水の卷（卷十二）に、白くおはしますさまは、雪に光をそへたらんやうにおはします、とあるにおなじく、源氏物語末摘花の卷に、雪はづかしう白うて云々、蜻蛉日記に、あなさむ、雪はづかしき霜かなと見えたり。○御くしゝ云々』いろにては、髪の色のうつくしきをいふ。歌合の卷（七四）に、御くしゝ御ぞに五六寸ばかりたらせ給はで、いろにけうらに、たを〳〵としてと見え、源氏物語竹川、椎か本、及び、狹衣などにも見えたり。○いとこちたくゝ云々』甚しくうるさきまでにゝおらすして、つやゝかに多くあるをいふ。○母屋の御簾に云々』中宮ゝ、母屋の御簾に、御屏風をたてそへておはしゝが、姫宮の御さまを見給はんとて、屏風を少したゝみてかたよせておはすとなり。○よし見よ云々』此歌詳ならずなほ考ふべし。

いみじうあつき年にて、皆人ひとへがさねひとつなどを奉りたり。こなたかなたに、御乳母だち、ただの女房三人ばかりさぶらひ給ふ、いとあはれなり。宮（威子）もさやうに思しめしたゝせ給ひにたり。この宮だちの御ことを、院（後一條）のいみじうさまざまに思ひ聞えさせ給へりしものをなど、いみじう哀にのみおぼしめさる。一品宮（章子）の御事をいみじう思しめしたりしに、二の宮（嫄子）のいみじうつき聞えさせ給へりし、齋院にならせ給ひにしかば、心苦しうあはれに、ゆかしう思ひ聞えさせ給へりしものを、やかで見奉らせ給はずなりにしなど、思しめすもいみじうあはれなり。この宮達をも見奉りはつべきにもあらずと、物心ぼそくのみ思しめさる。御心とゝあづみまさらせ給ひつゝ、世をいとはせ給ふ御心ふかし。一品宮ゝやがて院におはしますべく」など申させ給ふにも、齋院の御事をぞ、また心苦しうおぼしめしける。女院（彰子）にはまちつけ聞えさせ給ひて、いとどしきもよほしなり。いかにおほかる」とはまことにこそ。こなたかなためづらしげ

さやうに下信本と字あり

苦しう原本う字なし四小にて加へつ

御心と平本御心もとあり●まさらせ原本まゐらせとあり諸本にて改めつ

まことに云々十九字原本こ

まとあり四平小本にて改めつ

こま中本うまとあり●出羽下の字中本にて加へつ

なく、「もろこし船も寄せつべかりける。」うちすがひ、えもいはずめでたくをかしげにて、御年のほどよりも、御ぐしは長うううつくしうて、黒き御衣奉りつゝおはします。いみじうあはれなり。一品宮（章子）の御供には、中宮の宣旨、少将の命婦、右衛門の内侍、こまの内侍、齋院（馨子）には、中納言の典侍、侍従の命婦、出羽の辨などさぶらふ。故院（後一條）の人々のまじりて候ふを聞かせ給ふにも、いみじう哀におぼしめさる。後四日ばかりありて、かへりわたらせ給ひぬ。』

○いみじうあつき年云々』例年より甚しくあつきをもて、單重一つをめしたりとなり。○みまさか三位』後一條帝の御乳母にて、殿上花見の巻（上ノ、一二八）に見えたり。○宮もさやうに云々』中宮も、出家せまほしと思すとなり。○この宮達』この章子、馨子の二宮をバ、故後一條院のさま〴〵に思ひかしづき申し給へるものを、今ゝかひなき事になれりなど、甚しくあはれに思すとなり。後一條院、この宮達を愛し給ひし事ゝ、殿上花見の巻（上ノ、一五）に見えたり。○一品宮の御事云々』これ、上をくりかへしたるなり。故院ゝ一品宮章子内親王の御事をバ、甚しく覺したりしに、今ゝかひなきわざなりとにて、歌合の巻（上ノ、一二八）に、御心におぼしめしけるは、東宮に、かぎりある位なりとも、この頃ゆづりきこえて、一品の宮を、やがてまゐらせたてまつりたまはんとおぼしめす、世の人ゝ、若宮にぞまゐらせたてまつり給はん、と思ひ申しゝかど、いかにおぼしめすにか、東宮にとおぼしめすとあるをいふ。○二の宮の云々』二の宮馨子内親王の、甚しくつきまとひ申し給へりしも、齋院に

ト定せられ給ひしかバ、故院ゝあはれに去たはしく思ひ申させ給ひしものを、やがて其時をかぎりとして、見たてまつらせ給はずなりしことなど、中宮の覺しめすにつきても、甚しくあはれなりと也。二の宮齋院として出御ありし時、故院の別れを惜ませ給ひてかなしませ給ひし事ゝ、殿上花見の巻（上ノ、一五三）にあり。○この宮達をも云々』中宮ゝ、この宮達の御行末までも見はつべきにあらずと、心ぼそく物思ひしてうちふさぎ、世をいとはせ給ひ、出家せまほしと思す御心一しほなりとの意。○一品宮ゝ云々』章子内親王ゝ、上東門院に參らば、そのまゝに居給ふべく申させ給ふにつけても、齋院の御事をぞ、氣の毒に思すとなり。二の宮ゝ、三つの御年にはなちて、齋院にまゐらせ給ひ、今また一品宮をのみ女院にとゞめまつりて、齋院をバかへしまつり給ふ事をあはれにおぼすよしなり。○いとゞしき云々』この宮達を見給ふにつけても、故院の事を悲しみ給ふ御涙の催しなりとの意。○いかにおほかる云々』これ、六帖に、「かなしさぞまさりにまさる人のみにいかにおほかる涙なるらん」とある歌にて、今まで泣きつゞけたるに、まだかく涙を催すにつけても、いかにおほかる涙なるらんとよみけむゝ、げにまことなりけりとなり。○こなたかなた云々』中宮、女院とも、めづらしげなくかなしませ給ふ御涙に、もろこし船もよするばかりのさまなりとにて、ゝ伊勢物語に、「おもほえず袖に湊のさわぐかなもろこし船のよするばかりに」とある歌なり。○うちすがひ云々』源氏物語紅梅の巻に、十七八の程にて、うつくしうにほひおほかるこゝちし給へり、中の君も、うちすがひて、あてになまめかしうすみたるさまゝまさりてとあるに同しく、つぎの意にて、すぎを延べたるなり。さて、宮達ゝうちつぎえもいはずめでたきさまにおはすとなり。○少將の

さも二字平本なし

命婦』系譜詳ならず。○こまの内侍』こも系譜詳ならず。○左衛門内侍』類聚雑例に、小馬命婦とあると同じ人にや。小馬命婦は、摂津守藤原棟世の女なるよし、作者郁芳門院の女房なるよし、殿上の花見の巻(上ノ、五三)に見えたり。○中納言のないしのすけ』中納言忠輔の女なるよし、殿上の花見の巻(上ノ、五三)に見えたり。○故院の人々云々』この中にハ、故後一條院の女房のまじりて伺候したるをきかせ給ふにつけても、甚しくあはれにおぼしめさるるとなり。

その年もがさ夏よりいでて、人々わづらひけるに、中宮(威子)、はじめの度、さもおはしまさざりける、さやうの御氣色おはしましけるなやましさにことづけさせ給ひて、九月二日の程に、尼にならせ給ひぬ。さるべきことゝは思し召しながら、さしあたりては、鷹司殿(倫子)のうへも、さぶらふ人々も、いみじと見奉りおぼしたり。いとめでたき御髪をそぎはて奉りつれば、こと人にておはしますも、いみじうあはれなることなり、九月六日うせさせ給ひぬれば、いひやらん方なくいみじ。宮々の(章子内親王)(章子)をさなき御心ちどもにも、思しまどひ戀ひ申させ給へる、いみじうあはれなり。女房聲もをしまず泣きまどひたる、いふべきかたなし。物思ふとても、かく心にまかせたるやうなることはかたきものを、いとあさましくあはれなり。一品宮(章子)は、女院におはしますべければ、關白殿(頼通)にぞ聞えさせおかせ給ひける。宮たちの、

院にわたらせ給ひし程は、只今のことぞかし。例ならずおきさせ給ひて、見奉らせ給ひし御ありさまの、涙にひちて、明しくらさせ給ふこともなかりしかど、御髪のきよらに、露もまよはせ給はず、大方もおもりかに、恥しげなりし御さまになんおはしましける。よろづに思ひいで參らすること多くて、女房だち思ひまどふ中にも、出羽の辨は死ぬべしと、人々いとほしがる。

○其年もがさ云々』もがさは皰瘡なり。前々に註せり。○さやうの御けしき云々』中宮ハ、もがさにかゝらせ給ひて、惱ましき御樣子におはしますに事よせて、出家し給へりとなり。大鏡裏書、一代要記にハ、九月四日御落飾として、本書と一日の差あり。○さるべきことゝ云々』御落飾ありしをバ、然るべき事とは思ひながら、御母倫子、及び女房も、いみじき事かなと思ふよしなり。○こと人にて云々』中宮とは、別人のやうにてはおはしますもあはれなりとの意。○九月六日云々』扶桑略記に、九月六日、中宮藤原威子崩、年三十八、依皰瘡患也とあり。○宮々の云々』章子孳子の二宮の幼き御心中にても、母中宮の崩御をバ、かなしく思ひまとはせ給ひて、戀ひ慕ひ申させ給へりとなり。○もの思ふとても云々』物思ひをすとても、かやうに意の如くなる事は、むづかしきわざなるをと、最もあさましくあはれなる事よとなり。中宮の出家し給ひし後、まもなく崩御あらせられし事、及び一年の中に、御門中宮うちつゞきかくれさせ給へる事の、あまりなるをいふべし。○一品宮云々』章子内親王の、上東門院の御もとにおはしますべき事は、上に見えたり○宮たちの云

々』宮達の女院のもとにまゐり給ひしは、昨日今日の事なり。中宮は、平日たゞ悲歎にうちまぎれてのみおはして、御涙のかわく時もなく、あかしくらし給ひて、御ぐしなども、ひきつくろはせ給ふ事はなかりしに、其をりにハ、かくうちしづませ給へる中宮も、例とかはりて、おきいでさせ給ひて、宮達を見奉らせ給ひし御ありさまの、御ぐしもきよらにて、すこしもみだれたるところも見えず、大かたの御樣子も、おも〳〵しく耻しげにおはしましつるなど、何事につけても、思ひ出給はるる事多く、女房の思ひつゞけまどへる中にも、わきて出羽辨のありさまハ、いみじければ、死ぬべしと、人々あはれに思へりとなり。

母屋のみすすこしまゐりてたものまゐる。御まかなひは命婦の君、左衛門の内侍、侍従の内侍、出羽の辨などやうの人々とりてまゐる。ただにおはしまいしをり、さやうのみ仕うまつりし人々よりは、立ちまさりたる人して仕うまつらせ給ふ。中宮の大夫ハうせ給ひにしかば、權大夫ぞ、大夫にてやかでものし給ふ。殿はこもらせたはず、大嘗會御禊などのこと行はせ給へば、日頃すぎ、のどやかなるしも、物の哀なることはまさりゆく。「物覺ゆるけふはいかにせん」とは、まことにぞ。女院いみじう哀なることを、いとど思しめし、「我命ながさこそ耻かしけれ、宮は心にまかせたるやうにこそものし給ひけれ、かくたちたくれ奉りて、一日にてもあらんとおぼえけんや」と思しのたまはす。内の一の宮は、高陽院殿に、御乳母

だちなど具しておはします。二宮は、一品宮の御腹に、みつばかりにてたはしますす。女一の宮は齋宮に、女二宮は齋院にゐさせたまふべしなどきこゆ。』

○母屋のみすを云々』母屋のみすをすこしあげて、供物をまゐらするをいふ。○御まかなひハ云々』御前にそなふる饌ハ、命婦の君以下、盆送したりとなり。命婦の君は、上に見えたる少將の命婦にて、侍従の内侍ハ、侍従の命婦と同じ人にや。さて、御饌を盆送する事ハ、玉のかざりの巻、枇杷皇太后崩御の條（巻十一、）にも、今よひの御かまなひ、典侍つかうまつり給ふ。さるべき女房など、皆とりつぎつかうまつるもさらなり、たゞ思ひやるべしとあり。○たゞに云々』御存生中に、平日御饌を盆送せる人々よりハ、まさりたる人を用ひたるよしなり。○中宮の大夫ハ云々』歌合の巻（上ノ一〇〇）に三月に、民部卿うせ給ひぬと見え、扶桑略記に、長元八年三月廿三日、大納言兼民部卿藤原朝臣齊信无病頓死とあり。○權大夫ぞ云々』公卿補任長元八年の條に、權大納言正二位藤能信、中宮權大夫、按察使、月日轉中宮大夫とあり。○とのハ云々』頼通は、中宮威子の御兄なれど、御祓大嘗會の事をとり行ふをもて、喪にこもらずとなり。殿ハこもらせ給はずを、給へばの下にいれて見るべし。○日頃すぎ云々』故院崩じ給ひてより、日數もたち世もしづかになりしも、あはれなる事はまさりゆくとなり。○ものおぼゆる云々』常時の諺なるべし。○我がいのち云々』我がかく命長くいきながらふるハ、耻かしきわざなり。中宮ハはやく世を去りて、後の世を顯はせ給ひしが、心のまゝにならせ給へり。かやうに、我ハ故一條院、後一條院、御妹の宮たち、父道長などに後れてハ、この世に一日にても、いきながらへむとハ思ひかけむやと仰せられたりとなり。○内の一の宮云

まゐり原本さはりとあり西小本にて改めつ○出羽下の原本なし信本にて加へつ

けふは原本は字なし久本にて加へつ○まこと原本二字なし猪本にて加へつ

々』高陽院ハ、關白頼通の第にて、駒競の巻(巻九、八九、)に註せり。○二の宮ハ云々』二の宮降誕の事ハ、歌合の巻にあるべきをもらしたれバ、こゝに一品の宮の御はらにとあげたるなり。こハ日本紀畧に、長元七年七月十八日乙巳、東宮妃一品内親王、産第二皇孫於春宮亮源行任宅(後三條院是也)とあり。○女一の宮云々』扶桑畧記に、長元九年十一月廿八日、良子女王爲齋宮、娟子爲齋院とありて、其儀ハ範國記に詳なり。この皇女たちの事ハ、既に殿上花見の巻(上ノ六八)に、春宮にハ、一品宮の御腹に、姫宮二所ねはしませども、それハうとくて、見たてまつらせ給ふことなしと見えたり。

かくて、鷹司殿(倫子)には、ころさへいみじうあはれに、秋のくれつかた「あるを見るだに」と、吹く風も身にぞみてあはれなり。前栽もやう〳〵かれがれになり、蟲のねもよわりゆき、鴈のつれわたるもおどろかれ、七條の后宮うせ給へるをり、「あれのみまさる」と、伊勢がいひたるほどの心ちも、かばかりやありけん。權亮(雅房)とのゝみどころに、のどやかに經などよみて、ながめけるけしきもあはれなるに、いひるやる。

出羽の辨、

めの前にかくあれはつる伊勢の海をよその渚と思ひけるかな

かへし、兼房、

古の蜑のすみけんいせの海もかゝるなぎさはあらじとぞ思ふ

おまへの火たき屋を見て、肥後の命婦、

君がため年經て見えし火たき屋の今はわが身の胸をやくかな

出羽の辨、

いつくしき飾りと見えし火たきやも今日ハ心を焦すなりけり

齋院の小辨の命婦、

いかにせんゐじのたく火も消果て長き思ひにもえぬべき身を

また、

木枯しの風にまかする紅葉だにまだ散らぬにや人はちりなん』

○ころさへ云々』あるを見るだにハ、古今和歌集の哀傷に、忠岑、「時しもあれ秋やハ人をわかるべきあるを見るだにぞ戀しきものを」とある歌なり。さて時節さへも甚しくものあはれなる秋の夕くれがたハ、忠岑のよみけむ歌のやうに、今ある人々を見るだに、戀しきものを、ましてや、なき數にりにし我子の宮たちを思へバ、かなしさやるかたなく、吹く風も身にしみて、あはれなりとなり。○雁のつれてわたる』列をなしてとびゆくをいふ。かの古今集の「數はたらでぞ」といへる歌を下に思ひて、かけるなるべし。○七條の后宮云々』宇多帝の皇后なり。大日本史后妃傳に、宇多藤原中宮、諱溫子、太政大臣基經女也、仁和四年十月入宮云々、醍醐帝即位、尊皇太夫人、稱中宮、延喜五年五月落髮、七年六月崩、年三十六、稱東七條后とあり。○あれのみまさる』古今和歌集の長歌に、七條のきさきうせ給ひにける後によみける、伊勢、「おきつなみ、あれのみまさる、宮のうちに、年へて

后宮下中本の字あり

出羽下の字原本なし平信中本にて加へつ

かへし三字繪本なし

火たきや下の字大本もとあり

出羽下の字原本なし中本にて加へつ

小辨原本少辨とあり諸本にて改めつ下の字原本なし中大本にて加へつ

すみし、いせのあまも、船ながしたるこゝちして云々」とあるにて、あれのみまさるゝ、人すまずなりぬるをいふ。伊勢ゝ、藤原繼蔭の女にて、御賀の卷（卷九、四）に註せり。○權亮』中宮權亮兼房なり。中宮の宿所にて、しづかに經などよみつゝ、ながめけるよしなり。○めの前にの歌』目の前に中宮崩御ありて、かやうにさびしくあれまされる宮の内の事をゞ、今までゝ、伊勢のよめる歌に見しのみにて、よそ事と思ひけるを、今ゝ我身の上になりつる事よとにて、伊勢の海ゝ、伊勢のよめる歌により、さて海の縁に渚といへり。こゝ、玉葉集雜四に、後一條院中宮かくれさせ給ひける頃、限りなく悲しき宮の内のありさま、七條后うせ給ひて、あれのみまさるといひけんも思ひいでられて、中宮亮兼房朝臣に申しつかはしける、出羽の辨とあり。○いにしへの歌』むかし、伊勢の御が、七條后におくれしなげきも、こたびの如き悲しみゝあらじと思ふとにて、あまゝ伊勢の海の縁にそへていへるなり。○おまへの火たきや』衞士の火をたきて、夜を守る所にて、耀く藤壺の卷（卷二、一五〇）に註せり。○ひごの命婦』系譜詳ならず。○君がための歌』君がために、衞士が夜を守りて、たきし火炬屋も、今は我身のむねをやくとなり。○いつくしきの歌』我君の宮ゐの嚴なるかざりと見えし火たきやも、今ゝ反りて、我心をこがすとにて、こがすゝ火たきやの縁語なり。○齋院の小辨の命婦』こも系譜詳ならず。殿上花見の卷に、小辨とあると同じ人にや。○いかにせんの歌』衞士のたく火も、かくきえはてゝ、これよりながく君を思ひまつりて、心をこがす我身をいかにせんとにて、おもひゝ、火たきやの縁にて、火をよせていへり。○木がらしの歌』これゝ、火たきやについての歌にあらず。中宮ゝ九月六日に崩じ給ひて、紅葉だにまだ風に散らぬほどなるを、この宮の人々は、あ

とゞまり原本とまりとあり諸本にて改めつ●さきに原本さきはとあり諸本にて改めつ●出羽下の字原本なし中大本にて加へつ

かれ〳〵散りなんことのかなしきよしをよめるなり。

十月廿一日、宮々は院にわたし奉り給ひつ。人々はなほとどまりてさぶらふに、せじの君「まかで給はざらんさきに、今一度參らん」との給へるに、出羽の辨、

君まさぬふるき宮にはなみだ河渡るばかりのせこそなからめ

かへし、

かくばかり涙の雨の日をふればげにみやぎ野も海となるらん』

人々今はとてまかづるほどに、宮のすけためよし、雨のふるに、

なく涙あま雲きりてふりにけりひまなくそらも思ふなるべし

かへし、

悲しさぞいとどかずそふ天地も君をこふると見ゆるけしきに

○宮々ゝ』喪にこもり給へる宮々ゝ、中陰はてつれゞ、上東門院に遷らせ給へりとなり。○まかで給はざらん云々』姫宮たちの上東門院にまゐらせ給はざらんさきに、今一度宮たちのおまへにまゐらんとの意。○きみまさぬの歌』故中宮崩御ありて、人すまぬふる宮となれるこの宮にゝ、わざわざ來給ふほどのかひもなからんとにて、涙川ゝ、悲歎にくれたるをりなれゞとりいで、川の縁に渡るといひて、來る意としたり。せも川の縁語にて、うきせ、逢ふせなどのせと同じ意なり。○かく

ばかりの歌』かやうに、連日涙の雨のみふりつゞきたれバ、大水のために、宮城野も海となるならんとにて、こも、中宮を戀ひたてまつりて、涙のひまなきをいへり。但し宮城野ハ、宮をかねたるにて、源氏物語桐壺巻なる桐壺の御門の歌に、「宮城野のつゆふきむすぶ風の音に小萩がもとを思ひこそやれ」とあるによりたるならん。○宮のすけためよし』系譜詳ならず。作者部類に見えたる爲善にや。爲善ハ播磨守源國盛の男にて、四位備前守となりて、長久三年十月一日卒せるよしなれバ、時代もあへり。○なくなみだの歌』きりてハ、源氏物語帚木の巻に、御かきざまも、目もきりて、心えぬすぐせうちそへける身をと見えて、きらふと同じく、くもる意なり。歌の意よくきこえたり。○かなしさぞその歌』天地も雨を涙とふらして、中宮をこふる樣子なるにつけても、悲しさの數ささるとなり。

草子

一品宮よりとてある御文に、おほせごとことになんとて、せんじの君、

もみち葉の心々に散りぬともこのもとはなほたもひいでなん

かへし、

紅葉ばのこの本をだに賴まずばちるにもいとど悲しからまし

又今やいで給ふとて、齋院の小辨の命婦、

悲しきにそへても物のかなしきは別のうちのわかれなりけり

出羽、

あまたさへ別の道をゆらましや君におくれぬわが身なりせば

御帳の前に、いとことごとしくて向ひさぶらひし、獅子こまいぬの、人はなれたる壁のもとに捨ておかれたるを見るも、いとどあはれにて、

見る儘に夢まぼろしの世の中はあゝのはてこそ悲しかりけれ

せじの君、

さもこそは君が守のうせぬともかくやはあゝの果もあるべき

五節臨時祭のほどなども、かゝることども多かれどとどめつ。』

○おほせごとことになん』仰せ給へる詞ハ、ことにねもごろになんとの意。○もみち葉の歌』中宮の喪にこもりし人々ハ、紅葉の如く、心々にちり別れぬれども、なほ姫宮たちの事をバ、思ひ出づるならんとなり。このもとハ、木の本に、子の許をかねたり。○紅葉ばの歌』せめて宮達をだにたのみ奉らずバ、今人々の別るゝにも、最もかなしからましとにて、初句紅葉ばハ、四句ちるにものゝ上に入れて見るべし。○かなしきにの歌』悲しき上にも、うちそへてなほ一しほ物の悲しく思はるゝハ、かくちり〳〵に別るゝうちにも、宮達に別れまゐらする事なるよとなり。これ千載和歌集の哀傷に、後一條院四月にかくれさせ給ひける年の九月に、中宮かくれ給ひにける、四十九日末つかた、宮の上東門院にわたり給ひ侍りける日、人々別を惜みけるに、よみ侍りけるとあり。○あまたさへの歌』我君におくれずして、同じ道にいでたつ我身なりせバ、かやうなる別の道を去らましや、

宮に原本みやみとあり平中本にて改めつ西小本やみとあり

ゑる事ハあるまじとなり。あまたさへハ、あまつさへの意なりといふ説あれど、いかゞあらん。あまたにさへの意なるべし。○むかひさぶらひし云々』御帳の前に、事々しげにさしむかひたる獅子狛犬の、人げなき壁のもとにすておかれたりとにて、御帳ハ中宮のおはしましゝ御帳臺なり。○見るまゝにの歌』見るまゝに、夢の如く、まぼろしの如く、有爲轉變きはまりなき世の中ハ、死しての後ハ、わきてかなしとにて、獅子を死しにかけたり。○さもこそハの歌』獅子狛犬の君のまもりとあるわざは、さもこそうせぬとも、そのそむけられたるはてのありさまハ、かくやはあるべきとにて、こも崩御の後、かくばかりかなしきはてハなしとなり。○五節臨時祭云々』五節、臨時祭の時なども、かやうなる贈答の歌ハ多くあれど、この外ハのせずとなり。臨時祭ハ十一月下酉日に行はるゝ賀茂臨時祭をいふ。

世の中は御禊大嘗會などいひて、心のどかなるをりなし。北野の宮にとて、里人いでたちなどすれど、この宮にのみぞ、哀にゑめやかにて、盡きせず昔をこひて、宮達の幼くおはしますを、見奉りつかうまつりて、涙のひる世なくて明しくらしける。女御代には、故式部卿(敦康)の宮の姫君(姫子)、殿(頼通)のうへ(隆姫)の子にゑたてまつらせ給ふ、たゝせ給ふ。御禊の有樣いとめでたし。先帝(後一條)は廿一年位におはしましゝかば、絶間久しくてめづらしく思ふべし。絲毛にて、女御代は、殿のうへ(隆姫)ひとつ御車にて渡らせ給ふ。又奉りたるをはなちて、いとげ、こがねづくり、檳榔十、女房四十人、童八人、れ

いのさほうなり。いろ〳〵二つづつに、蒲萄染のうはぎなどにありけん、十二三ばかりかさなりたり。下づかへのかざしたりしなど、なべてのことには似ず、おもしろくめでたし。御輿の内のめでたさ、もの〳〵しくあざやかにめでたくおはしますに、猶(彰子)女院の御ありさまは、いみじくめでたきに、さしならびおはしまいしは、又いみじかりしことぞかし。

○世の中ハ云々』かく後一條帝、及び中宮、うちつゞき崩御ありしが、また御禊大嘗會などいひて、心ゑづかなる時なしとなり。○北野との宮云々』北野の宮ハ、菅原道眞公を祭れる社にて、浦々の別の卷(卷三、一八)に註せり。さて、北野の宮に參詣せんとて、世の人ハ出でさわぎつれど、故中宮のおはしましゝ宮の中のみハ、哀にひつそりとして、たゞかぎりなく、中宮を戀ひかなしみまつり、父御門、母中宮にたくれ給ひし姫宮たちの、幼くおはしますを、哀に見奉りて、涙のかわく時もなしとなり。○女御代にハ云々』女御代ハ、御禊行幸に供奉するものにて、樣々の悦の卷(卷二、一五)に註せり。○御禊のありさま云々』扶桑畧記に、長元九年十月廿九日癸酉、天皇東河御禊とあり。○先帝ハ廿一年云々』後一條院ハ、長和五年踐祚、長元九年崩御あらせられたれバ、在位廿年にて、扶桑略記を始め、諸書廿年とあり。廿一年とあるハ、御即位御讓位の年を通算したるなり。○絲毛の車』月の宴の卷(卷一、六四)に註せり。○たてまつりたるを云々』女御代の乘りたまへるを除きて、其外、絲毛、金作等と、檳榔毛の車十輛、女房四十人、童八人にて、通常の作法なりとなり。檳榔は檳榔毛の車

もたれば平小本わたればとあり

殿下原本は字あり平本にて除きつ●一の宮原本の字なし信中本にて加へつ

にて、牛車に蒲葵葉をさきてふきたるものなり。太上天皇、攝關、大臣、親王等乘用の車なり。範國記長元九年十月廿九日の條に、自待賢門南行、女御代御車、立郁芳門南腋、御車之外、絲毛四両、金作一両、檳榔毛十両次第立之とあり。○色々ふたつづゝ』云々女房の出衣ハ、色々の重にて、二つづゝ同じ色を襲ねて、えびぞめのうはぎを着たれば、すべて十二三領重なりたるを出したりとなり。○しもづかへの云々』雜役につかはるゝ賤しき女房をいふ。耀く藤壺の卷(卷三、一二一)にも見えたり。かざしたりしハ、釵子をさすをいふべし。さいしのさしざまは、雅すけ裝束抄に見えたり。○御輿のうち云々』御輿ハ鳳輦にて、範國記に、乘輿(鳳輦帛御衣)自建禮門令出給とあり。さて御門の乘らせ給ふ鳳輦のうちのめでたきさまハ、立派にて、はなやかにおはしますにつけても、先帝大嘗會のをり、上東門院の御ありさまハ、甚しくめでくおはして、故後一條院にさしならび、一つ輿に乘らせ給ひしさまハ、また甚しくめでかりきとなり。こハ玉の村菊の卷(卷六、八〇)に、御門童におはしませバ、大宮御輿にたてまつりたれば、その程まねびやらんかたなくめでたしとあり。

大かしらなどいひて、例のおそろしげにすぢふときかみよりかけて、さすがにうるはしくてわたる。馬に乘りてもたれば、心々にてやゝいふほどもをかし。うちの女房十人馬にて仕うまつるこそ、いかにけせうにわりなからんと、いとほしけれ。殿(頼通)このたびは、御車にて、ひき後れてさぶららはせ給ふ。一(後冷泉)の宮いと美しき御なほしすがたにて、まだ童にて、御乳母だち、御車のしりにのせさせ給ひて、御ら

内下の字原本なし信中本にて加へつ

んずる、いとめでたし。』大嘗會、例の月日の山ひき、あやしのものまで、青摺に赤紐なまめかしうて、急ぎあゆみたふれぬべく、惡しき道をつづきたちて行くもをかし。さるべき人はあゆまで、人より後までかしづかれ、ふとりたる近江守などは、人におされなどして、歩み行くもをかしくなん。なほなべてのことにはあらず。今年は五節舞ふ人は、皆かうぶりなどたまはる。女御代、内に參り給ふべしと皆ゆれば、今だにとおぼすべき内(教通)の大殿、春宮(頼宗)の大夫、只今はおぼしたえたり。』

○大がしら』節旗といふものにて、代始和抄に、節といふハ、旗の名なり。世俗にハ大がしらとなづくとあり。讃岐内侍日記にも、例のやたがらす、見もしらぬものども、大かしらなどたてわたしたる、見るも夢のこゝちぞするとあり。○馬にのりて云々』やゝハよびかくる詞なり。範國記に、行列のさまをのせたり。○女房十人云々』けせうハ、枕草子に、たゞゐたる前より、鳥の高くなきてゆくこそ、いとけせうなるこゝちしてをかしけれとありて、あらはなる意なり。女房十人ながら、馬にのりて供奉するハ、いかにもあらはにて、わりなきわざなりとなり。さて、女房乘馬の事ハ、範國記に、長元九年十月廿九日癸酉、天晴、大嘗會御禊也、(中略)女房等、豫集會八省東廊内、(嘉喜門東)乘餝馬立標、次第供奉之間、馬寮車一両遣出、女房(小左衛門命婦)馬驚、走出不能馭、遂以落馬已倒、衣裳皆失體法、申故障留了とあり。○殿ハ云々』頼通ハ車にて、後のかたにおくれて、供奉したるよしなり。範國記に、殿下御乘車令參給、女御代御車後也と見え、江談抄に、大嘗會御禊日、殿下乘車供奉事、

後朱雀院大嘗會御禊之日、始乘御車令供奉給也、其後爲常例也云々あり。〇一の宮云々』御禊の行列を見物し給ふさまなり。〇大嘗會例の云々』大嘗會ハ、扶桑畧記に、長元九年十一月十七日大嘗會、近江丹波供奉其事とあり。月日の山ひきハ、標山といふものなり。代始和抄に、標山といふハ、大嘗宮のまへに、兩國の國司列立すべき所の左右しの木に、大なる山をつくり、さま〴〵の作物を飾りて、是をひきたつる事あり、此作物ハ、本文の心を用ふとあり。なほ岩本正方の標山考に詳なり。この時の事ハ、範國記に、十一月十七日辛卯、左頭中將良頼朝臣引率人々向見物、兩國引標儀式如例作法、並見物之輩過往代云々と見えたり。〇あやしのものまで云々』賤しきものまで、青摺の小忌の衣に、赤紐を品よくきなして、いそぎあゆみて、路のあしきところをうちつゝきてゆくもをかしとなり。青摺赤紐ハ、代始和抄に、小忌といふハ、神事の衣服なり。白き布をはりて、山藍といふ草にて、かた木を摺物なり、大かた狩衣の如し、赤紐といひて、紗をたゝみて、あふみむすびをして、泥絵など書いて、右の肩に二筋とぢ付る事ありと見えたり。なほ初花の巻（巻四、一五九）に註せり。〇近江守などハ云々』近江守姓名詳ならず。〇なべての事に云々』一代一度の大嘗會の儀なれば、一とほりの事にハあらずとなり。〇五節まふ人ハ云々』五節の舞姫ハ、いづれも、位を授けられたりとにて、範國記十一月廿三日の條に、次召良頼朝臣、被諸官御給名簿事、五節舞姫五人、陪膳采女二人、皆有爵級々思とあり。〇女御代うちに云々』こたび、女御代つかうまつりたる頼通の養女嫄子ハ、やがて女御となりて、入内あるべしと申したれば、今だに我女を女御にまゐらせんと思ふべき内大臣教通、春宮大夫頼宗ハ、これをきゝて、今ハ女御入内を斷念したりとなり。頼通嫄

子の入内を志したる事ハ、殿上花見の巻（上ノ、一二）に見えたり。

年も暮れぬ。つもごりの日、權大納言（長家）、一品宮（章子）にまゐり給へるに、せじの君、

うきものゝさすがにをしき今年かなはるけさまさる君が別に

かへし、權大納言、

悲しさはいとどそまさる別れにし年にもけふは別ると思へば

また大納言、手ならひに、

春たつときくにも物の悲しきは今年のこぞになればなりけり

御かへし、出羽、

新しきとしにそへてもかはらねば戀ふる心ぞかたみなりける

この宣旨は宮の御乳母なりけり。殿のうへの御めひにものしたまふ』

〇うきものゝ歌』今年も暮れてゆけば、我君との別れハ、なほ〳〵日々に遠ざかりゆくゆゑに、今年ハかくうきつらき年とはいへど、さすがにくれゆくが惜しき事よとなり。〇かなしさハの歌』故中宮に別れまつりし今年も、今日をかぎりにてくれぬれバ、また崩御ありし年にも別るゝ事と思ふにつけて、かなしさハまさるよしなり。〇春たつとの歌』春になりゆくときくにつけても、物の悲しく思はるゝハ、崩御ありしことしの、やがてこぞとなるが故にとなり。これ、新勅撰和歌集雜三に

のせて、後一條院の后の宮かくれさせ給ひにける年のくれ、かの宮に參りてよみ侍りける、權大納言長家とあり。○あたらしきの歌』故中宮を戀ひまつるこゝろに、新しき年になりても、同じ事にてかはらねば、これやがて、我君の紀念なりけりとなり。○殿のうへのめひ』賴通の北の方隆姫姪となり。されど系圖に見えざれば知りがたし。

榮華物語詳解 卷十二 終

明治三十六年十二月廿二日印刷
明治三十六年十二月廿五日發行

不許複製

定價金四拾五錢

著者 東京市本郷區湯島新花町百〇六番地 和田英松
著者 東京市下谷區北稻荷町二十四番地 佐藤球
發行者 東京市神田區錦町一丁目十番地 三樹一平
印刷者 東京市神田區表神保町二番地 三島宇一郎
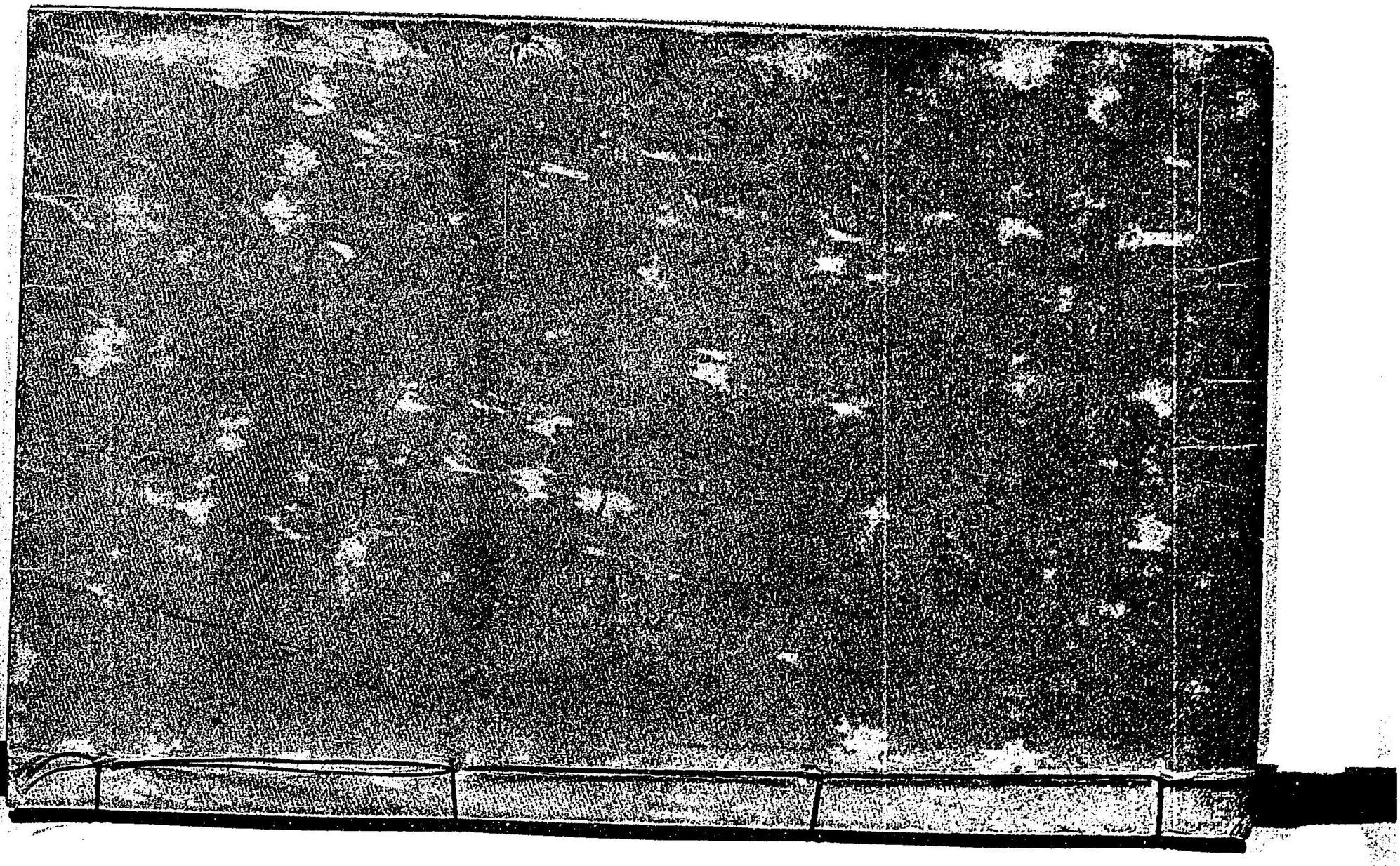
發行所 關西大賣捌 東京市神田區錦町一丁目（特電話本局二四三八番）明治書院
大阪市東區備後町四丁目 吉岡平助